

令和7年3月第145回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和7年3月4日（火）
○開会年月日 令和7年3月4日（火）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（13名）

1 番	城 戸	司 君	2 番	塩 川	まゆみ 君
3 番	関 根	律 之 君	4 番	向 井	一 富 君
5 番	久 保	美 博 君	7 番	菊 地	幸 雄 君
8 番	泉	浩 壽 君	9 番	大 木	雄 君
10 番	山 本	徹 君	12 番	下 野	安 彦 君
13 番	林	博 君	14 番	山 崎	正 史 君
15 番	寺 岡	保 君			

○欠 席 議 員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	久保宮 賢 次 君	保健福祉課長	上 野 昌 宏 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君
建設デザイン課長	亀 内 重 範 君	会 計 課 長	田 中 哲 君
町並・地域振興課長	大 竹 浩 一 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
農林振興課長	大久保 裕 記 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	二 宮 大 昌 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第3号）

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

令和7年3月第145回内子町議会定例会

自 令和6年3月4日

会期

_____日間

至 令和6年3月____日

- 日程第 3 議長諸般の報告
- 日程第 4 招集あいさつ及び令和7年度施政方針
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 6 議案第 4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 9号 内子町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 内子町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

日程第23	議案第21号	内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第22号	内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について
日程第25	議案第23号	内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について
日程第26	議案第24号	内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について
日程第27	議案第25号	内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について
日程第28	議案第26号	内子町斎場の指定管理者の指定について
日程第29	議案第27号	内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について
日程第30	議案第28号	内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について
日程第31	議案第29号	第127号 令和6年度坂町小公園整備工事に係る工事請負契約について
日程第32	議案第30号	令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）について
日程第33	議案第31号	令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第34	議案第32号	令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第35	議案第33号	令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第36	議案第34号	令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第37	議案第35号	令和6年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第3号）について
日程第38	議案第36号	令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第39	議案第37号	令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第40	議案第38号	令和7年度内子町一般会計予算について
日程第41	議案第39号	令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第42	議案第40号	令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
日程第43	議案第41号	令和7年度内子町介護保険事業特別会計予算について
日程第44	議案第42号	令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
日程第45	議案第43号	令和7年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について
日程第46	議案第44号	令和7年度内子町水道事業会計予算について
日程第47	議案第45号	令和7年度内子町下水道事業会計予算について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第47まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今から、令和7年3月第145回内子町議会定例会を開会いたします。

本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありました者は、副町長、総務課長及び各課長、班長等の19名であります。

最初に、2月5日に開催されました全国町村議会議長会第76回定期総会において、山本徹議員、大木雄議員、泉浩壽議員が全国町村議会議長会地方自治功労者表彰を受けられ、表彰状を預かっておりますので、ここでご本人に伝達をしたいと思います。

山本議員、大木議員、泉議員、演壇前へお進みください。

〔議長、表彰者3名演壇前へ〕

○議長（久保美博君） 表彰状。愛媛県内子町、山本徹殿。あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和7年2月5日、全国町村議会議長会会長、渡部孝樹。おめでとうございます。

〔拍手〕

○議長（久保美博君） 表彰状。愛媛県内子町、大木雄殿。あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和7年2月5日、全国町村議会議長会会長、渡部孝樹。おめでとうございます。

〔拍手〕

○議長（久保美博君） 表彰状。愛媛県内子町、泉浩壽殿。あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和7年2月5日、全国町村議会議長会会長、渡部孝樹。おめでとうございます。

〔拍手〕

○議長（久保美博君） これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第一 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、15番、寺岡保議員、1番、城戸司

議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。本定例会の会期は、去る2月25日開催の議会運営委員会において協議され、本日から19日までの16日間としております。これにご意義ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月19日までの16日に決定しました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第3号）」のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（久保美博君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、お手元に配布しておるとおりであります。ご覧いただいたことと思いますから、ご了承ください。これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び令和7年度施政方針

○議長（久保美博君） 「日程第4 招集あいさつ及び令和7年度施政方針」を町長より受けることとします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日、ここに第145回令和7年3月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多用中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会に町長として提出いたしました案件は、報告1件、条例の一部改正18件、指定管理者の指定7件、工事請負契約1件、補正予算8件、当初予算8件、追加議案1件の合計44件でございます。

それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

2月上旬、今季最強の寒波が日本列島を襲い、町内中心部でも積雪を観測いたしました。近隣市町では、通行止めによる交通渋滞やビニールハウスの損壊などの被害が発生し、住民生活に大きな影響を及ぼしましたが、町内におきましては、大きな被害等はございませんでした。このような寒波となった中において、ソルファオダ・スキーゲレンデでは、2月末現在、前年同時期比で約50%増、1万6,700人の来場者を迎えることができおり、ス

キー人口が減ったなかにあつて、多くの来場者が町内を訪れていただいていることは、町の活性化を考えたうえでも、大変ありがたいことだと思っています。

それではまず、令和7年度における町長としての施政方針を述べさせていただきます。

政府は、昨年12月27日に令和7年度予算案を閣議決定し、その予算案は、本年1月24日に招集された国会へ提出され、現在、審議がなされているところです。この予算案は、「令和6年度補正予算（第1号）」と併せ、賃上げと投資がけん引する成長型経済へ移行するための予算であるとされており、防衛力の抜本的強化、こども・子育て支援等のための経費に加え、地方公共団体が自由度の高い事業を行うことができる交付金「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を新たに創設し、従来のデジタル田園都市国家構想交付金を倍増するための経費などが盛り込まれています。この令和7年度予算により、より良い未来を築くための基盤が整うことを期待をしているところでございます。

本町におきましては、人口減少の影響などにより、町税をはじめとする自主財源の大幅な増加が見込まれないなか、物価高や高齢化などの影響により、物件費や人件費だけではなく、普通建設事業費や扶助費など、多くの経費が膨れ上がり、財政状況はさらに厳しさを増しており、この状況は当面の間、続くことを想定しておく必要がございます。このようななか、令和7年度の予算編成につきましては、人件費、公債費、扶助費などの義務的経費のほか、複数年にわたる契約に関する経費、国や県の政策により実施する事業の経費、6月までに契約締結や執行をする必要がある経費などを中心に予算編成しております。

その結果、「令和7年度内子町一般会計当初予算（案）」は、歳入歳出それぞれ100億3,000万円となり、予算規模は今年度当初予算と同額としています。

一般会計当初予算に充当いたします財源は、国・県支出金14億8,801万2千円、地方債8,240万円、その他特定財源10億5,299万5千円、一般財源74億659万3千円でございます。

なお、現時点で国・県の内示が出ていない事業については、原則、当初予算には計上せず、今後の補正予算で対応していく予定です。

また、令和7年度からの新たなまちづくりの総合指針となります「第3期内子町総合計画」に掲げた事業の推進に係る経費につきましては、一部を除き、6月補正予算において、改めて計上をさせていただくことといたします。

さて、2月12日の臨時会におきまして、町長として所信を述べさせていただいたところですが、改めて、今年度の重点施策について述べさせていただきます。

様々な分野で稼ぐ力を付けるとともに、住み続けられる町を実現するための環境を整備するため、農林商工業の活性化や観光の振興、子育てや教育環境の整備、災害に強いまちづくりに努めてまいります。加えて、景観まちづくりやエコロジータウン内子の実現を図るための事業など、引き続き、内子らしい特色のあるまちづくりを推進します。

まず、基幹産業である農林商工業の活性化についてです。

担い手の確保や農林産物の生産額及び販売額が増加するよう取り組みます。新規就農研

修施設や補助金等の活用、また事業承継マッチング事業等により各分野の担い手確保に努めるとともに、海外や首都圏での営業活動による新たな販路の開拓、高収益作物への転換、内子ブランドとしての確立と商品の情報発信にも取り組まなければならないと考えています。また、集客力の高い「内子フレッシュパークからり」や「小田の郷せせらぎ」など、道の駅の機能強化に取り組むことで、町内製品の生産額や販売額の増加を図りたいと考えています。

また、農林商工業が元気になるためには、町の観光産業が活発でなければなりません。町のシンボルである内子座が休館中にあっても、「町並み、村並み、山並み」それぞれが持つ地域資源を更に磨き上げ、インバウンドを含む観光客の誘客、関係人口の拡大を図ってまいります。特に、本年度策定した新たな「内子町観光振興計画」に沿い、「JSTSD日本版持続可能な観光ガイドラインを活用した持続可能な観光地」として質を高めるための新たな手法にも取り組んでいかなければならないと考えています。

次に、子育てや教育環境についてです。

まず、子育て分野では、引き続き、妊娠前から出産、育児、就学まで切れ目のない支援を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ると共に、放課後等デイサービスの充実や児童公園の整備などにより、働きながら安心して子育てができる環境整備に努めます。

教育分野では、子どもたちの基礎学力の向上だけではなく、自分たちが住む町に誇りを持つことができるよう、コミュニティスクールやふるさと教育の実践による郷土愛の醸成に取り組んでまいります。また、拠点校部活動を導入し、部活動の地域移行を進め、子どもたちの体力向上を図ってまいります。さらに、ALTの増員による英語教育の充実や、ドイツ・ローテンブルク市との交流促進を生かした国際理解教育の推進を図ります。

次に、移住定住の分野についてです。

現在、2名の移住コーディネーターが移住や空き家の相談、町内案内などを行っており、この移住コーディネーターによる相談体制の充実を図ると共に、オンラインコミュニティを活用した暮らしの情報発信と移住相談事業を強化します。また、引き続き、地域おこし協力隊の積極的な活用に取り組み、様々な地域課題や行政課題の解決を図ってまいります。町内には南予移住マネージャーが常駐するコワーキングスペース南予サインがありますので、この強みを生かし、ワーケーションなど、仕事を切り口とした移住者や関係人口の創出にも努めてまいります。

次に、災害に強い安全安心のまちづくりについてです。

引き続き、地域の防災拠点となる自治会館や消防団の機能強化を進めます。また、老朽危険空き家の除却、木造住宅の耐震化、家具の固定化などを推進すると共に、個別避難計画の策定、災害備蓄品の充実、防災の専門家である危機管理監の派遣などにより地域防災力の強化を図ります。この災害への備えにつきましては、今後も最優先課題のひとつとして対応してまいります。

次に、景観まちづくりを推進し、魅力ある風景の創造に努めます。

本町のシンボルである内子座の保存修理事業のほか、八日市護国重要伝統的建造物群保存地区内の修理・修景事業や、新たな魅力を創出するため、旧森家住宅や坂町小公園の整備を進めると共に、無電柱化事業にも取り組み、保存地区に近接する商店街等の良好な景観形成を図ります。また、美しい農村景観を保全するために自治会が取り組む事業への支援を行うなど、引き続き、町並みの景観や農村景観が美しい町を創ってまいります。

次に、文化や芸術の振興についてです。

内子座の保存修理事業を進めつつ、これまで内子座を拠点としてきた文化芸術活動につきましては、共生館やスバルなど開催場所を変更して実施するなど、町民の文化や芸術に対する興味関心の高まりが薄れることのないよう工夫を凝らし、できる限り継続してまいります。

最後に、「エコロジータウン内子」の実現に向けた施策を推進します。

地域エネルギーの普及を目指し、太陽光発電や蓄電池などの設備導入支援、環境教育プログラムを通じた住民の環境意識の向上など、環境基本計画等に基づいた実効性のある施策を実施します。2023年3月には「ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた意志を示しました。これまでの活動を基盤に地域全体での取り組みを強化し、持続可能な社会の実現に向けて努力してまいります。

以上、令和7年度の施政方針について述べさせていただきました。これらは、計画事業の一端でございますが、いずれも予算を伴うものでございます。議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、続きまして、当面する事務事業等についてご報告申し上げます。

ご報告いたします内容は、1つ目が高畑誠一氏の歩みを紹介した漫画発行について。2つ目が内子町合併20周年記念シンポジウム「歴史にのぞみ、未来をひらく」についてでございます。

はじめに、高畑誠一氏の歩みを紹介した漫画発行についてご報告いたします。

このたび内子町では、郷土出身の偉人・高畑誠一氏の生涯とその功績を伝える漫画「皇帝(カイゼル)と恐れられた商社マン 高畑誠一物語 内子から世界へ」を発行しました。

高畑氏は、語学力と交渉力を磨き、大正から昭和にかけて日本の貿易界に大きな影響をもたらしました。本町では、2014年に行われたウェブサイト「鈴木商店記念館」編集委員会による調査を契機に、その生涯について改めて見直し、関係者の皆さまの協力を得て企画展やシンポジウムを開催してまいりました。この漫画はその一環として、特に町のこれからを担う若い世代にその生涯を知ってもらい、地域への理解を深めるとともに、将来を考えるヒントとしてもらうことを目的として発行し、今年度、「少年の日」の記念品として町内の中学2年生に配布いたしました。来年度以降におきましても、配布を継続したいと考えております。

今後においても、高畑氏の生涯や功績を広める活動を続けてまいりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、内子町合併20周年記念シンポジウム「歴史にのぞみ、未来をひらく」についてご報告いたします。

去る2月8日土曜日、共生館において合併20周年記念シンポジウムを開催いたしました。前日まで降った雪の影響が心配されましたが、町民約250名の参加をいただき、無事開催することができました。合併20周年にかけて20歳となった学生を司会者に起用するなど、開催方法にも工夫を凝らすことができたと思っています。

シンポジウム前半では、愛媛大学社会共創学部、副学部長の井口梓先生にファシリテーターを務めていただくなか、以前に募集した「内子町に住んどってよかったエピソード」をもとに、私を含む町民7名が登壇してトークセッションを行いました。井口先生や登壇者の意見などから町の魅力を再認識することができたと同時に、それぞれの地域における暮らしを前向きに見つめ直すきっかけになったのではないかと思います。

また、シンポジウムの後半では、「歴史にのぞみ、未来をひらくまちづくりを目指して」と題して、井口先生にご講演をいただきました。この先、人口減少が進む中にあっても、町のみんが充実した暮らしを送ることができるような「縮充社会」を目指す必要性など、まちづくりの歴史を紐解きながら、内子町が向かうべき道を教わるすることができたと思っています。

このシンポジウムを通して、まちの魅力を再確認するきっかけとなりましたし、改めて町民の皆さまと行政が力を合わせて、今あるまちの魅力に磨きをかけ、質を高めていくことの重要性を実感いたしました。これから先のまちづくりに、ぜひ生かしたいと考えているところです。

以上、ご報告申し上げましたが、町長就任2期目に当たり、私の公約実現に向けてしっかり取り組んでまいりますので、引き続き議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

○議長（久保美博君） 以上で、「招集挨拶及び令和7年度施政方針」を終わります。

日程第 5 報告第2号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）

○議長（久保美博君） 「日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○久保議長 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第2号」につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて報告するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明

いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「報告第2号 専決処分の報告について」ご説明を申し上げます。

議案書1の2ページをお願いいたします。

今回、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解いたしました件につきましては、町が所有いたします公用車の事故に伴うものでございます。

3ページをお願いいたします。

事故の概要でございますが、令和7年1月29日、水曜日。午前9時40分頃。町が所有する公用車を内子自治センター駐車場に駐車しようとしたところ、誤って左前方に駐車中の車両の左前部に接触し、車体を損傷したものでございます。事故が起きたこの日は、環境政策室職員が用務のため1人で公用車を運転し、役場本庁から内子自治センターへ向かい、センター駐車場に駐車しようとしたしました。事故現場には広い駐車場がございますが、その多くは車両で埋まっており、比較的空いているスペースに駐車をしようと前進して右ハンドルを切ったところ、左前方に駐車しておりました車両の左前方部に公用車の左前方部が接触いたしました。その接触により、相手方の車両の前方バンパー及びドアの左側に擦り傷、また、左のライトにひびが入ったものでございます。幸いに人的被害はなく、損傷した車両を修理することで合意をし、謝罪を受け入れていただきました。

損害賠償の額は17万4,250円でございます。2月7日に車両の修繕が完了したとの連絡を受けたことから、2月10日に町と車両所有者との間で示談書を取り交わさせていただき、正式に和解が成立したため、同日付で町長の専決処分を行ったものでございます。

今回の事故は職員の運転操作ミスによるものであり、事故を起こしました職員には厳重な注意と指導を、また再発防止に向け全職員に更なる啓発、教育を行い、安全運転及び意識とマナーの向上を図っていく所存でございます。

誠に申し訳ございませんでした。

以上、「報告第2号 専決処分の報告について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

日程第 6 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第6 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴

う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」ご説明を申し上げます。

議案書1の4ページをお願いいたします。

本案は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

5ページ、6ページに改正条例案を、また、議案説明資料6の1から4ページには、資料及び新旧対照表を掲載いたしてございます。

説明につきましては、議案説明資料にて行います。

議案説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、1. 改正理由につきましては、今ほどご説明いたしましたとおり、刑法等の一部を改正する法律が可決・成立・公布をされ、令和7年6月1日から施行されることとなっております。この改正法では、明治40年の刑法制定以来、初めてとなる刑の種類と名称の変更が行われ、これまであった「懲役刑」と「禁錮刑」を廃止し、新たに「拘禁刑」が創設されることから、関係する町の条例について改正を行うものでございます。

次に、改正が必要な条例は、2. 関係条例のとおり、（1）「内子町職員の給与に関する条例」、（2）「内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」、（3）「内子町行政不服審査会条例」、（4）「内子町議会の個人情報保護に関する条例」。以上、4条例でございます。

次に、3. 本条例の概要でございますけれども、改正内容につきましては、いずれの条例も、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、（2）施行時期につきましては、改正法の施行の日である令和7年6月1日から本条例も施行いたします。

また、（3）から（5）におきましては、本条例施行前に行った処罰、また改廃された条

例等により適用する刑罰の読み替えなどにつきまして、それぞれ経過措置を定めるものでございます。

2ページ及び3ページに掲載しております、新旧対照表におきましては、各条例について「懲役」及び「禁錮」の文字を「拘禁刑」に改めておりますので、お目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で、「議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第4号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 7 議案第5号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第7号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第7 議案第5号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第8 議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第9 議案第7号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第5号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第7号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上3件につきましては、いずれも令和6年8月8日付け人事院勧告に伴い条例の一部を改正するもので、相互に関連が

ございますので、一括提案させていただくものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案書1の7ページをお願いいたします。

「議案第5号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」。

次に、18ページをお願いいたします。

「議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について」。

それから、20ページをお願いします。

「議案第7号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」。以上、3議案につきましては、いずれも令和6年8月8日付け人事院勧告に伴う条例の一部を改正する条例でございます。関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

なお、議案説明資料の5ページから20ページに資料及び新旧対照表を掲載いたしております。

説明は資料にて行います。

それでは、議案説明資料の5ページをお願いいたします。

人事院勧告に伴う条例改正につきましては、給料やボーナスなどにつきましては、12月議会において上程しお認めをいただいたところでございますが、令和6年人事院勧告では、こうした例年の改正に加え、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備や仕事と生活の両立支援の拡充についても具体的な勧告が行われました。こうしたことから、関係する条例の一部改正を行うものでございます。

まず、1の「内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。改正内容は4つございます。

1点目が給料表の改定でございます。改定の理由・背景につきましては、組織としてのパフォーマンスを向上させるため、役割・活躍に応じた職員の処遇が求められており、給与面においても各職員の役割にふさわしい処遇を確保し、モチベーションをより高める制度へと改善することが必要とのことから、12月議会におきましても若年層を中心とした給与改定を行ったところでございます。今回は、比較的重い職責を担う職員に対し役割に見合った処遇を確保することや、早期に昇格した者に高い処遇を確保することに重点を置き、職務・職責に応じた俸給体系への刷新を図るということで、3級から6級において、初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引き上げるものでございます。具体的には、その下の表にお示ししておりますとおり、例えば3級については、1号俸から5号俸ま

でを5号俸の26万5,300円とし、1号俸としてまとめます。6号俸以降の号俸を4号俸ずつ繰り上げます。以下、4級、5級は9号俸までを、6級においては13号俸までを1つにまとめるものでございます。

2点目は、右側のページの(2)扶養手当の改正でございます。改正の理由・背景といたしましては、勧告によりますと、民間において配偶者に手当を支給する事業所は53.5%で、平成28年の調査から13.3ポイント減少しており、国家公務員においても、配偶者に係る扶養手当を受給する職員の割合は25.3%で、平成28年の調査から14.3ポイント減少しているという実態を踏まえ、2年間をかけて配偶者に係る手当を廃止するというものでございます。また、子に係る手当額を1人につき1万3千円に引き上げるというものでございます。

現在の令和6年度及び令和7年度、それから8年度以降の支給額はその下の表のとおりでございます。

3点目は、(3)管理職員特別勤務手当の改正でございます。管理職員特別勤務手当は、管理職手当を支給される職員が、災害など臨時又は緊急に必要な場合などにより休日や平日の深夜に勤務した場合に支給する手当で、近年、災害への対処などにより深夜に及ぶ勤務を相当程度行う実態が見られ、対応に当たる管理職員の負担感はこれまで以上に大きくなっているという実態から、平日の深夜に係る管理職員の特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大するもので、現在は午前0時から午前5時までとなっている支給対象時間帯を、午後10時から午前5時までとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

4点目でございます。4点目は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の住居手当の新設です。定年前再任用短時間勤務職員とは、定年年齢を延長している現在におきまして、60歳以降に一旦退職をし、本来の定年年齢までの間を短時間で勤務する職員でございます。暫定再任用職員とは、定年年齢後に65歳まで勤務する職員のことでございます。こうした職員につきましては、制度の導入時に職務に関連するものを中心に手当を支給することいたしましたけれども、複雑・高度化する行政課題に的確に対応するため、高齢層職員の能力及び経験の活用が進められてきており、再任用された職員について、制度創設時には想定されていなかった人事運用の変化が生じているとの観点から、一般職員と同様に月額2万7千円を限度に住居手当を支給するものでございます。

次に、2つ目の条例は、2の「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

今程、ご説明を申し上げました、この度の「内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」において、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の手当について定めた条項に条ずれが発生したことなどから、適用されない手当について定めた地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の記載内容の条ずれ部分

を改正するものでございます。

次に、3つ目の条例は、3の「内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

改正は、「超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大」、それから「仕事と介護の両立に資する制度等の周知や意向確認、研修の実施や相談体制の整備」です。

改正の理由・背景につきましては、育児・介護の事情を有する者も含め、誰もが個性や能力を十分に発揮できる公務職場を実現することは重要な課題であり、公務の魅力向上にもつながるものとして、仕事と生活の両立支援の拡充が求められていることから、1つ目には、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため超過勤務が免除される対象となる子の範囲を、現在の3歳未満の子から小学校就学前までの子に拡大するという改正内容でございます。

2つ目には、仕事と介護の両立に必要な制度を選択できるようにするため、職員に対し、そのための制度等のお知らせや意向確認を行うとともに、研修の実施や相談体制の整備等を行うという改正内容でございます。

以上の改正につきまして、3つの条例を7ページから20ページの新旧対照表にてお示ししております内容で改正するものでございます。

以上、「議案第5号」から「議案第7号」までの3議案につきまして一括してご説明を申し上げます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。

○3番（関根律之君） 1点だけ。1点質問をします。今の超過勤務の免除の対象になる子の範囲の拡大ということですが、これまで3歳未満の子だったものが拡大して就学前までの子に拡大ということですが、普通、考えれば小学校就学前までも、私は不十分じゃないかなと思うんですが、言ってみれば小学校1年生、2年生というのは、まだまだ親が家で見ていたり、そういった施設で見ることができなければ1人で過ごさせることは難しい年齢だと思うんですが、そういったことは人事院勧告であるとか、他の自治体の例とかで、子の対象年齢を拡大すべきじゃないかみたいなことは出なかったんでしょうか。伺います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 議員ご質問のとおりですね、そういった方向に向きまして、全国的にもそういった議論がなされていることは間違いないと思っております。そういった

声も受けまして、人事院の方でもこういった勧告が行われたということでございます。これをもってですね、まだ不十分かどうかという議論はあろうかと思えますけれども、当面こういった拡大がなされたということで、1つ前進ではないかなというふうに考えております。

○議長（久保美博君） 他に質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第5号」から「議案第7号」までの3議案は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第5号」から「議案第7号」までの3議案は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 10 議案第8号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第10 議案第8号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第8号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案書1の23ページをお願いいたします。

「議案第8号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下「番号法」と表現させていただきます。この番号法の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

24ページに改正条例案を、また議案説明資料の21ページに新旧対照表を掲載いたしてございます。

説明につきましては、議案説明資料で行います。

議案説明資料の21ページをお願いいたします。

番号法はマイナンバー制度について定めた法律で、このうち、用語の定義を定めた第2条におきまして、第8項が追加されたことに伴い、番号法を引用しております本条例に項ずれが発生することから改正を行うものでございます。

まず、条例第2条第2号中、「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に、第3号中、「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に、第4号中、「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に、それぞれ改正するものでございます。

なお、番号法に追加をされました第2条第8項は、マイナンバーカードに記録をされております「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「個人番号」「顔写真」をスマートフォンなどの移動端末設備に記録するもので、これら住所や氏名などの記録のことを「カード代替電磁的記録」という名称で定義しているものでございます。

附則におきまして、令和7年4月1日に施行することといたしております。

以上で、「議案第8号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第8号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第8号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。午前11時5分から再開します。

午前 10時55分 休憩

午前 11時 5分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 11 議案第9号 内子町税条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第11 議案第9号 内子町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第9号 内子町税条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、税務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

〔久保宮賢次税務課長登壇〕

○税務課長（久保宮賢次君） それでは、「議案第9号 内子町税条例の一部を改正する条例について」、ご説明を申し上げます。

議案書1の25ページをご覧ください。

提案の理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「マイナンバー法」が改正されたことに伴い、内子町税条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、次の26ページのとおりでございます。その詳細につきましては、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

議案説明資料6の22ページをご覧ください。第36条の2第1項第9号の4行目、法人番号を規定する「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」を「第2条第16項」に改めるものでございます。これはマイナンバー法第2条において新たに1項追加され、第15項で定義している法人番号の規定が第16項に繰り下げられたことによるものでございます。

同様に、「第63条の2第1項第1号」、「第89条第2項第2号」、次のページになりますがけれども、「第139条の3第2項第1号」、「第149条第1号」において、いずれも「第15項」を「第16項」に改めるものでございます。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上、「議案第9号 内子町税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第9号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第9号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 12 議案第10号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第12 議案第10号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第10号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町国民健康保険運営協議会の答申を受け、国民健康保険税率等の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、税務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

〔久保宮賢次税務課長登壇〕

○税務課長（久保宮賢次君） それでは、「議案第10号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の27ページをご覧ください。

提案の理由でございますが、1月15日に開催されました内子町国民健康保険運営協議会の答申を受け、国民健康保険税率等の改正を行うものでございます。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村は県に納める納付金などの費用を公費と被保険者から徴収する国民健康保険税で賄うこととなっております。

国保の被保険者数は年々減少しており、現在の税率では納付金を賄うことが難しくなっていること、また愛媛県国民健康保険運営方針において、県内の保険料水準を統一するため、令和12年度から算定方式について資産割を廃止し、3方式に統一すること及び賦課

割合を統一することが定められていることから、今回、国民健康保険税の改正を行うものがございます。

改正内容につきましては、次の28ページから30ページのとおりでございます。その詳細につきましては、説明資料でご説明をさせていただきます。

議案資料6の24ページ、国民健康保険税率改正に伴う税率・税額比較表をご覧ください。

上段の表が、現行の保険税率と12月11日時点での被保険者を基にした保険税額になっており、中段は改正後の税率と改正税率で試算した保険税額を示しております。下段は、現行の税率、税額と改正後の税率、税額の比較となっています。

改正にあたりましては、資産割を令和11年度末までに廃止するという県の方針を受け、3段階に分けて削減する計画としております。

また、県納付金の保険税負担分を3年間確保できるよう、税率の見直しを行っております。その結果、医療分、後期高齢分、介護保険分を合わせた計の欄でいただきますと、所得割は0.9%増の13.3%、資産割は10.5%減の20.9%、均等割は700円増の4万9,200円、平等割は1,500円増の3万3,500円に改正を行うこととしております。

この改正税率によって試算した結果、1人あたり国保税額は1,515円増の9万7,624円、世帯当たりでは2,352円増の15万1,625円となります。

国民健康保険税条例の改正内容につきましては、次の25ページからの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

現在の国保税条例では、所得割、資産割、均等割、平等割の税率について、基礎課税分につきましては第5条において定めており、介護納付金については第10条において定めておりますが、後期高齢者支援金分はそれぞれの条文中において税率を定めており、国が示す「市町村国民健康保険税条例(例)」においても同様の定め方をしておりますので、今回の税率改正に合わせて統一するよう改正を行います。

第3条において、基礎課税分の所得割額の税率を100分の8.1に改正し、第4条において資産割額を100分の12.8に改正をします。

第5条は、現行条例では所得割、資産割などの税率をそれぞれ定めておりましたが、これを均等割額を定める条文に改正し、「第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万円とする。」と改正するものでございます。

また、平等割額を定めています第4条の2について、国の「国民健康保険条例(例)」と統一するため削除して、新たに第5条の2として定めることとし、次の26ページの上段、第1号において平等割額を2万円、第2号で特定世帯1万円、第3号で特定継続世帯1万5千円と定めます。

第6条から第7条の3は、後期高齢者支援金に係る税率となります。第6条において所得割額を100分の2.5から100分の3.0に改正し、第7条において資産割額を100分の6.2から100分の4.1に改正、第7条の2で均等割額を9,500円から1万円

に、第7条の3において平等割額を6,500円から8千円に、特定世帯を3,250円から4千円に、特定継続世帯を4,875円から6千円にそれぞれ改正するものでございます。

第8条から介護納付金に係る税率になりますが、第8条において所得割額を100分の2.2に、第9条において資産割額を100分の4.0に定め、第9条の2として均等割額を定める条文を新設し、「第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,200円とする。」と定めるものでございます。

また、次の27ページ、第9条の3として平等割額を定める条文を新設し、「第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,500円とする。」と定め、第10条を削除するものでございます。

第22条は国民健康保険税の減額に関する条文となります。国保税は、低所得者の負担軽減を図るため、均等割、平等割について、所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置があります。次の28ページになりますけれども、第22条第1項第1号においては7割軽減する金額を、中段からの第2号においては5割軽減する金額を、29ページの2行目からの第3号においては2割軽減する金額を定めておりますが、均等割額、平等割額を改正することに伴い、軽減額についても併せて改正するもので、それぞれ基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに軽減後の均等割、平等割を定めるものとなります。

次の30ページをお開きください。

第2項では、未就学児の均等割額を5割とする軽減措置が取られており、低所得世帯の7割、5割、2割軽減世帯とそれ以外の均等割額について定めておりますが、均等割額を改正することに伴い、第2号においてそれぞれの均等割額を改正するものでございます。

附則として、「この条例は、令和7年4月1日から施行する。」とし、適用区分として、「改正後の内子町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。」とするものでございます。

以上で、内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第10号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第10号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 13 議案第11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第13 議案第11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、保健福祉課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） それでは、「議案第11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の31ページをご覧ください。

提案の理由でございますが、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、内子町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。議案等説明資料6の31ページから32ページをご覧ください。

今回の改正は、地域包括支援センターにおける職員配置の基準について、所要の改正を行うものでございます。

地域包括支援センターの職員配置につきましては、第15条により、第1号被保険者数の数に応じて、常勤職員として、保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者の3職種の配置が必要とされておりますが、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意したうえで複数拠点で合算して3職種の配置ができることとなったものでございます。

なお、本町の地域包括支援センターは、直営型の1ヵ所のみでございますので、本改正による影響はございません。

以上、「議案第11号」の内子町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第11号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありますか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第11号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 14 議案第 12号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第14 議案第12号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第12号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、保健福祉課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

○保健福祉課長（上野昌宏君） それでは、「議案第12号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

議案書1の33ページをご覧ください。

提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布されたことに伴い、内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。議案説明資料6の33ページをご覧ください。

今回の改正は、厚生労働省令により国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正となったことに伴い、内子町の同条例第151条の第13項に定めます基準について、管理栄養士を加えるものでございます。

なお、本町に該当施設はありませんので、本改正による影響はございません。

以上、「議案第12号」の内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第12号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第12号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 15 議案第 13号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第15 議案第13号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第13号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、こども支援課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） それでは、「議案第13号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げ

げます。

議案書1の35ページをお開きください。

本条例の提案理由でございますが、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が交付されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案につきましては、議案書1の36ページ。説明資料は、議案説明資料6の34ページに新旧対照表をお示ししてございます。

それでは、議案説明資料6の34ページによりご説明をさせていただきます。

「児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の交付に伴いまして、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」において、栄養士の配置等を求めている基準について、管理栄養士が追加されたところでございます。

これを受け、内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。内容は、16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を追加するものでございます。

なお、本町に該当する施設はございませんので、本改正による影響はございません。

以上、「議案第13号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第13号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第13号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 16 議案第14号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第16 議案第14号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第14号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町特別支援連携協議会

委員について、大学教授等の学識経験者を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、こども支援課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） それでは、「議案第14号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

議案書1の37ページをお開きください。

本条例の提案理由でございますが、内子町特別支援連携協議会委員の報酬について、大学教授等の学識経験者の報酬額の定める規定がございましたので新たに追加し、本条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案につきましては、議案書1の38ページ、説明資料は、議案説明資料6の34ページに新旧対照表をお示ししております。

議案説明資料6の34ページにより。すみません。35ページです。申し訳ございません。35ページにより説明をさせていただきます。

内子町特別支援連携協議会委員は、町内の保育園や幼稚園の幼児施設、また小学校から高等学校までの学校施設、さらにPTA連合会や役場内の関係する部署の職員などで構成された組織でございます。

そこに「南愛媛療育センター」や「愛媛大学」から小児科医師や大学教授を加えて、内子町の特別支援について助言・指導をいただいているところでございます。

今回の改正では、特別支援に助言や指導をいただいております小児科医師や大学教授の報酬について、一般職相当額に大学教授等（学識経験者）を追加し、本条例を改正するものでございます。

以上、「議案第14号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第14号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第14号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 17 議案第15号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第17 議案第15号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第15号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方自治法の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「議案第15号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

資料の1、議案書39ページをお開きください。

提案理由でございますが、地方自治法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次の40ページが改正条例案でございます。

改正内容につきましては、資料6の議案説明資料にて説明させていただきます。

36ページの新旧対照表をお開きください。

地方自治法の改正により、内子町水道事業の設置等に関する条例第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、「議案第15号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎議員。

○14番（山崎正史君） すみません。条例の改正でよく、追加になったから繰り下げになる。増えるので繰り下げになるんだと思うんですけど、どういうものが追加になったのかというのは、本来なら議員本人が勉強しないといけないんですけど。他の案件でもあったんで

すけど、まあ建設デザイン課だけに聞くのもいかなものかとは思いますが、どういうものが増えたのかというのをちょっと教えていただけたら。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） ただ今のご質問につきまして、今、答弁の準備をさせていただいておりますので、暫時休憩いただいたらというふうに思います。議長。よろしいでしょうか。

○議長（久保美博君） ここで。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎議員。

○14番（山崎正史君） 後ほどでも構いませんので。後ほどでも構いません。私の方は。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） それでは、後ほど調べて、またご報告させていただいたらと思います。

○議長（久保美博君） ちょっと待ってください。もうすぐ分かるのでしょうか。分かるのであれば、しばらく時間をとって、すぐ対応できたらと思うんですが。後でやるよりいいかと思うのですが。休憩します。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） はい。少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（久保美博君） それでは、ここで暫時休憩します。11時50分まで休憩します。

午前 11時46分 休憩

午前 11時50分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

先程の質問の答弁を求めます。

○上下水道対策班長（稲田彰二君） 議長。

○議長（久保美博君） 稲田上下水道対策班長。

○上下水道対策班長（稲田彰二君） 質問にお答えいたします。

地方自治法の改正につきましては、こちらにつきましては、賠償責任に関する職員の範囲を定める条文が変わりまして、それに合わせて公営企業に関わる水道等の改正も行うものでございます。

○議長（久保美博君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第15号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第15号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

**日程第 18 議案第16号 内子町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する
条例について**

○議長（久保美博君） 「日程第18 議案第16号 内子町水道布設工事監督者の配置基
準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につ
いて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第16号 内子町水道布設工事監督者の配置基準及び資格
基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」につきまして
は、水道法及び水道法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の
うえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「議案第16号 内子町水道布設工事監督
者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正す
る条例について」ご説明申し上げます。

資料1の議案書41ページをお開きください。

提案理由でございますが、水道法及び水道法施行令並びに水道法施行規則の改正に伴い、
内子町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関
する条例の一部を改正するものでございます。

次の42ページから44ページが条例改正案でございます。

改正内容につきましては、資料6、議案説明資料にて説明させていただきます。

37ページの新旧対照表をお開きください。

水道法及び水道法施行令並びに水道法施行規則の改正に伴う布設工事監督者及び水道技
術管理者の資格の参酌の基準の改正により、第3条布設工事監督者の資格において、第1号

から第8号の資格要件の見直しとともに、第9号から第11号を追加するものでございます。第4条水道技術管理者の資格においても、第1号から第6号の資格要件の見直しとともに、第7号から第8号を追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが、「議案第16号 内子町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第16号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第16号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。午後1時00分から再開します。

午前 11時57分 休憩

午後 13時00分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 19 議案第17号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第19 議案第17号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第17号 内子町下水道条例の一部を改正する条例」につきましては、標準下水道条例及び下水道法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「議案第17号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料1、議案書45ページをお開きください。

提案理由でございますが、標準下水道条例及び下水道法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次の46ページが改正条例案でございます。

改正内容につきましては、資料6の議案説明資料にて説明させていただきます。

40ページの新旧対照表をお開きください。

国のデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランによる標準下水道条例の改正による排水設備工事責任技術者の常駐・専属規制の緩和に係る見直しとともに、下水道法施行令の改正により、排水基準の六価クロム「0.5ミリグラム以下」を「0.2ミリグラム以下」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、「議案第17号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第17号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第17号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 20 議案第18号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（久保美博君） 「日程第20 議案第18号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第18号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の改正に伴い、条例の一部を改正するものでご

ざいます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「議案第18号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

資料の1、議案書47ページをお開きください。

提案理由でございますが、地方自治法の改正に伴い、内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次の48ページが改正条例案でございます。

改正内容につきましては、資料6の議案説明資料にて説明させていただきます。

42ページの新旧対照表をお開きください。

地方自治法の改正により、内子町下水道事業の設置等に関する条例第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めるものでございます。

改正となった条項につきましては、地方自治法の一部を改正する法律、令和6年法律第65号の施行に伴い、新たに特定歳入等の収納を規定した条項「第243条の2の7」が追加されたことにより条ずれが生じたことによるものでございます。

なお、先程、山崎議員のからご質問がありました「議案第15号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましても同じ内容でございます。

ご説明が不十分でございましたことにつきまして、お詫び申し上げます。まことに申し訳ございませんでした。

以上、簡単ではございますが、「議案第18号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第18号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第18号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 21 議案第19号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第21 議案第19号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第19号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例」につきましては、上源台共同給水施設使用者減少に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「議案第19号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

資料1の議案書49ページをお開きください。

提案理由でございますが、上源台共同給水施設の使用者減少に伴い、内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例を改正するものでございます。

次の50ページが改正条例案でございます。

改正内容につきましては、資料の6、議案説明資料にて説明させていただきます。

43ページの新旧対照表をお開きください。

別表第1の上源台共同給水施設の項を削るものでございます。この施設におきましては数軒で管理しており、高齢化も進むなか、共同給水施設としての維持管理の負担が増加したことから、地元より共同給水施設から除外してほしい旨の届け出が提出されたところでございます。検討の結果、除外もやむを得ないと認められることから、今回の条例を改正するものでございます。

なお、今後は指定管理施設でなく、地元の責任において施設の維持管理を行うこととなります。

以上、簡単ではございますが、「議案第19号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎議員。

○14番（山崎正史君） この給水施設ですけど、給水施設、町の手から離れて地元で運営するということになれば、地元の負担が軽くなるんですかね。高齢化が進んだ場合、維持管理にまた、どう言うか、負担が増えるような感じにもちょっととれるんですけど。他の施設でもちょっと少ないところがあったりして、他の施設からも内子水道等、近隣まできているんだから、給水施設から水道に変更できないのかというような問い合わせもあったりするものですから。そのへん、これをこのまま町に置く場合と、給水施設で町に、このまま条例の中に留めるのが、どちらがいいのか。それとも、おそらく補助事業絡みで給水施設を作っている部分があるんじゃないかなと思うんですけど、そのへん給水施設で、例えば水道事業の方に変更するというようなことができるのかどうか。そのへんちょっと聞かせていただいとったらと思います。

○上下水道対策班長（稲田彰二君） 議長。

○議長（久保美博君） 稲田上下水道対策班長。

○上下水道対策班長（稲田彰二君） 失礼します。ご質問にお答えします。

共同給水施設につきましては、地元負担に関しましては電気代。滅菌の方の電気代がかかってまいります。その分と火災保険料及び薬品費等、また年に2回の水質検査料が必要となってきます。その分が地元負担ということで、だいたい約2万5千円、年間かかるようなことになっております。あと、共同給水施設から離れるということになりましたら、滅菌の方とかそういったものが、水質検査等も行いませんので、地元の管理でしていただいたらと思うんですけど、そこらの業務はちょっと地元の方で任せることになりますので、必要なくなってくるので、そういった手間はなくなってくるかと思います。

もう1点。共同給水施設から上水道の、聞かれましたけど、そちらにつきましては、当然、上水道に加入するとなりましたら負担とかありますので、それは地元がまとまったの要望等がないと進めていくことはできないかなと思っております。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎議員。

○14番（山崎正史君） そしたら、給水施設から、例えば上水道の関係に移管をするというときには、配管も全部やり換えんといけんようになろうかと思うんですけど、そのときには、括弧の、例えば今は鶴川地区でやっているような感じになる。足りない分を町が補充して。補充負担金が例えば40万円とかいうような形で、町がそういう事業を、地元からそういう話があって、検討はできると。お金の問題もありますので、すぐにやれるというような問題ではないと思うんですけど、そのへんはそういう考え方で構わないんですかね。地元として。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 今回、この共同給水施設から除外するというこ

きましては、地元からの要望を受けての回答でございます。また、上水道の方に統合する件につきましては、この集落のみでの、共同給水施設規模のみでの上水道への加入というのは難しいと思います。もう少し広域な形でですね、検討する必要があると思いますので、その件につきましては、再度、検討していきたいと考えております。

○議長（久保美博君） 他、ありませんか。

ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第19号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第19号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 22 議案第20号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第22 議案第20号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第20号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町立内子幼稚園の閉園に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、学校教育課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、「議案第20号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

議案書1の51ページをご覧ください。

提案理由は、内子町立内子幼稚園が令和6年度末に閉園するのに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案については、議案書1の52ページに掲載しております。

改正内容につきましては、議案説明資料6の44ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

本条例の改正は、提案理由のとおり、内子町立内子幼稚園の閉園に伴うものでござい

て、第1条（設置）の表の「内子町立内子幼稚園」の項を削るものでございます。

また、附則において、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、「議案第20号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第20号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第20号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 23 議案第21号 内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第23 議案第21号 内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第21号 内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町立内子幼稚園の閉園に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、学校教育課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、「議案第21号 内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

議案書1の53ページをご覧ください。

提案理由は、内子町立内子幼稚園が令和6年度末に閉園するのに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案については、議案書1の54ページに掲載しております。

改正内容につきましては、議案説明資料6の45ページの新旧対照表でご説明させてい

たきます。

本条例の改正は、提案理由のとおり、内子町立内子幼稚園の閉園に伴うものでございまして、別表、第3条関係の職名・幼稚園長の項中の人数、「2人」を「1人」に改め、備考欄の「内子幼稚園」を削るものでございます。

また、附則において、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、「議案第21号 内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第21号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第21号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 24 議案第22号 内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第24 議案第22号 内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第22号 内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について」から「議案第28号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について」までの7件につきましては、いずれも去る2月18日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

「議案第22号 内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定」につきましては、その内容を町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） それでは、「議案第22号 内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について」説明させていただきます。

議案書1の55ページをご覧ください。

まず、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、(1)の名称は「農林水産物食材供給提供・温浴施設」、所在地は内子町五十崎乙485番地2でございます。

(2)の名称は「都市農村交流施設宿泊棟」、所在地は内子町五十崎甲1516番地外でございます。

2つ目に、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございます。名称は「株式会社うちこ観光マネジメント」で、所在地は、内子町五十崎乙485番地2でございます。

3つ目に、指定の期間でございますが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

本施設は、都市農村の地域間交流による活気ある農村づくりを促進するため設置しているものでございます。

「株式会社うちこ観光マネジメント」は、内子町民からなる組織による町民のための運営を心掛けており、内子の観光産業振興にも寄与する施設となることを目指し、商工会・道の駅・商店街組合等、各種地域団体との連携により、町内に経済効果を循環させることを重視しており、インバウンド客の取り込み等、新しく魅力的なコンテンツを生み育て運営することをコンセプトに、2月18日に開催されました内子町公の施設指定管理者選定委員会には2団体より応募があり、審議により、「株式会社うちこ観光マネジメント」が指定管理者として適任であるとの報告を受けたことから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案説明資料6の46ページに位置図を掲載させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、「議案第22号 内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第22号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第22号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 25 議案第23号 内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第25 議案第23号 内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第23号 内子町共同福祉施設の指定管理者の指定」につきましては、その内容を町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） それでは、「議案第23号 内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について」説明させていただきます。

議案書1の56ページをご覧ください。

まず、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称は「内子町共同福祉施設」、所在地は内子町五十崎甲1524番地1でございます。

2つ目に、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございます。名称は「株式会社うちこ観光マネジメント」で、所在地は内子町五十崎乙485番地2でございます。

3つ目に、指定の期間でございますが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

本施設は、福祉の増進を図ることを目的に設置しているもので、主に社会福祉協議会のミニデイサービスなどに利用されております。

「株式会社うちこ観光マネジメント」は、先程説明いたしました「内子町総合交流促進施設」の指定管理もされる予定で、温浴施設との連携により町民福祉の向上にも寄与することなどから、2月18日に開催されました内子町公の施設指定管理者選定委員会には2団体より応募があり、審議により「株式会社うちこ観光マネジメント」が指定管理者として適任であるとの報告を受けたことから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案説明資料6の46ページに位置図を掲載させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、「議案第23号 内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第23号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第23号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 26 議案第24号 内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第26 議案第24号 内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第24号 内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定」につきましては、その内容を町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） それでは、「議案第24号 内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について」説明させていただきます。

議案書1の57ページをご覧ください。

まず、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称は「内子町農村体験宿泊施設 石畳の宿」、所在地は内子町石畳2877番地でございます。

2つ目に、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございます。名称は「石畳ゆずりは会」で、所在地は内子町石畳2877番地でございます。

3つ目に、指定の期間でございますが、令和7年4月1日から令和12年3月31日」までの5年間でございます。

本施設は、農村における都市生活者の宿泊及び農村体験と地域内滞在を促進することに、グリーン・ツーリズムを推進し、中山間地域の農村と農業の振興を図るために設置しております。

「石畳ゆずりは会」は、域内の体験交流施設等の管理や柑橘の加工などを行うため、地元の方を中心に15名のメンバーで構成し、令和7年1月20日に設立しており、2月18日に開催されました内子町公の施設指定管理選定委員会には1団体より応募があり、審議により指定管理者として適任であるとの報告を受けたことから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案説明資料の6の46ページに位置図を掲載させていただいておりますのでお目通しをお願いいたします。

以上、「議案第24号 内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について」の説明と

させていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第24号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第24号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 27 議案第25号 内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第27 議案第25号 内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第25号 内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定」につきましては、その内容を町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） それでは、「議案第25号 内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について」説明させていただきます。

議案書1の58ページをご覧ください。

まず、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称は「内子町川登筏の里交流センター」、所在地は内子町大瀬東3581番地でございます。

2つ目に、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございます。名称は「川登自治会」で、所在地は内子町大瀬東3581番地でございます。

3つ目に、指定の期間でございますが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

本施設は、農村における都市生活者の宿泊体験及び農村の伝統文化を伝承することにより農業の担い手を育成し、中山間地域の農村及び農業振興を図るため設置しております。

「川登自治会」は、地域内の農産物や加工品を積極的に利用し地域の活性化と農業振興に努めており、2月18日に開催されました内子町公の施設指定管理選定委員会には1団体より応募があり、審議により指定管理者として適任であるとの報告を受けたことから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案説明資料6の46ページに位置図を掲載させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、「議案第25号 内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第25号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第25号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 28 議案第26号 内子町斎場の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第28 議案第26号 内子町斎場の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第26号 内子町斎場の指定管理者の指定」につきまして、その内容を住民課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

〔上山淳一住民課長登壇〕

○住民課長（上山淳一君） 議案書1の59ページをお開きください。

「議案第26号 内子町斎場の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。議案書中段の1. 指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称は「藤華苑」、所在地は内子町寺村2478番地7でございます。

続いて、2の指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございますが、名称は「株式会社愛ハートおだ」、所在地は、内子町寺村2572番地でございます。

次に、3. 指定の期間でございますが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものです。株式会社愛ハートおだは、葬祭事業者であり、これまでも本施設の指定管理者として施設の管理運営業務を適切に行っていただいております。2月18日開催の指定管理者選定委員会の審議により、指定管理者の候補に決定したとの報告を受けたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、施設の位置につきましては、議案説明資料の46ページの指定管理施設位置図に記載をしておりますので、お目通しをください。

以上、「議案第26号 内子町斎場の指定管理者の指定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第26号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第26号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 29 議案第27号 内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第29 議案第27号 内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第27号 内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定」につきましては、その内容を小田支所長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） 議案書1の60ページをお開きください。

「議案第27号 内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書中段の1. 指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称は「小田深山溪谷関連施設」、所在地は内子町中川小田深山地内でございます。

2の指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございますが、名称は「ミカタスイッチ株式会社」で、所在地は内子町小田84番地でございます。

次に、3の指定の期間でございますが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものです。

本施設は、四季を通した溪谷美により多くの来訪者を受け入れておりますが、「ミカタスイッチ株式会社」は、令和2年10月より小田深山溪谷の遊歩道、駐車場、公衆トイレ、キャンプ場の管理を担い、体験イベントの企画・運営など、積極的な活動を行っていただいております。2月18日開催の内子町公の施設指定管理者選定委員会の審議により、指定管理者の候補に決定したとの報告を受けたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、施設の位置につきましては、議案説明資料6の46ページに位置図を掲載しておりますので、お目通しをいただけたらと思います。

以上、「議案第27号 内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第27号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第27号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 30 議案第28号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第30 議案第28号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第28号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定」につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「議案第28号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

資料の1、議案書の61ページをお開きください。

提案理由でございますが、内子町飲料水供給等施設の指定管理者につきましては、指定期間満了により改めて指定管理者を選任することにつき議会の議決を求めるものでございます。この施設につきましては、非公募により2月18日の指定管理者選定委員会の審査の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。

次の62ページをご覧ください。条例改正案の別紙でございます。

山鳥坂共同給水施設から長田横峰共同給水施設の計16施設につきまして、山鳥坂共同給水施設組合から長田横峰共同給水施設組合へそれぞれ指定管理者として指定するものでございます。

指定期間でございますが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

施設の位置につきましては、議案説明資料6、47ページに位置図を添付しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、「議案第28号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第28号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第28号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 31 議案第29号 第127号 令和6年度坂町小公園整備工事に係る工事請負契約について

○議長（久保美博君） 「日程第31 議案第29号 第127号 令和6年度坂町小公園整備工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 「議案第29号 第127号 令和6年度坂町小公園整備工事に係る工事請負契約」につきましては、2月18日に入札を執行し、仮契約を締結した工事請

負契約について議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） それでは、「議案第29号 第127号 令和6年度坂町小公園整備工事に係る工事請負契約について」 ご説明申し上げます。

議案書1の63ページをご覧ください。

契約の目的でございますが、「第127号 令和6年度坂町小公園整備工事に係る工事請負」でございまして、契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約金額は5,950万8,069円で、契約の相手方は喜多郡内子町城廻991番地1、株式会社ブリッジカンパニー代表取締役、横久保茂でございます。

落札率につきましては、90.57%。

工期につきましては、議会の議決のあった翌日から令和7年3月31日の予定でございます。なお、工期が短期間であることから、翌年度へ繰り越しを行いたいと考えております。

次に資料にて概要を説明させていただきます。

説明資料6の48ページをご覧ください。

この広場は、八日市・護国伝統的建造物群保存地区の玄関口にあたり、観光で訪れる方の休憩所や地域住民が集える場所として整備していきます。

当該工事の主な内容ですが、広場面積は594㎡。このうち、真砂土舗装工164㎡。平面図下の薄緑部分はインターロッキングを設置し、小規模なイベントが行えるような空間を整備していきます。また、建築施設組立設置工として、瓦葺の「東屋」を置くほか、倉庫なども整備します。あと、公園周辺の修景を保つため、修景施設整備工として、平面図右側部分となります東屋と倉庫の間に板垣を設置するとともに、広場入口、平面図の左上部分には蟻垣の再現など、隣接する伝建地区にマッチした景観を保ちながら整備をしていきます。

以上、「議案第29号 第127号 令和6年度坂町小公園整備工事に係る工事請負」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第29号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第29号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。
ここで暫時休憩します。午後2時10分から再開します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

-
- | | | | |
|-----|----|--------|--------------------------------------|
| 日程第 | 32 | 議案第30号 | 令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）について |
| 日程第 | 33 | 議案第31号 | 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 | 34 | 議案第32号 | 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 | 35 | 議案第33号 | 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 | 36 | 議案第34号 | 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 | 37 | 議案第35号 | 令和6年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 | 38 | 議案第36号 | 令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 | 39 | 議案第37号 | 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について |

○議長（久保美博君） 「日程第32 議案第30号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）について」、「日程第33 議案第31号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、「日程第34 議案第32号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第35 議案第33号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、「日程第36 議案第34号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第37 議案第35号 令和6年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第3号）について」、「日程第38 議案第36号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」、「日程第39 議案第37号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第30号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）について」、「議案第31号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、「議案第32号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「議案第33号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、「議案第34号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」、「議案第35号 令和6年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第3号）について」、「議案第36号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」、「議案第37号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」以上8件につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案書2、補正予算関係をお願いいたします。

まず水色の仕切り「議案第30号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）について」ご説明いたします。

1ページをお願いします。

「令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,941万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億6,176万円と定めるものでございます。前年度の3月補正予算と比較して、9億717万1千円、7.9%の増となっております。

9ページをお願いします。

10ページにかけて、翌年度に繰り越して使用することができる経費を第2表繰越明許費に定めております。

11ページをお願いします。

第3表として、債務負担行為の補正を定めております。

13ページをお願いします。

16ページにかけまして、第4表として地方債の補正を定めております。

18ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出の部の表中、右側に補正予算の財源を示しております。その内訳につきましては、国・県支出金2億6,767万円の増額、地方債5,760万円の減額、その他特定財源3,217万9千円の減額、一般財源3,847万2千円の減額となっております。

今回の補正は、事業費の決算見込み財源の確定等による既決予算の調整が主な内容となっております。

それでは主な補正について、ご説明させていただきます。

まず歳入でございます。

19ページをお願いします。下段でございます。

9款1項1目「地方交付税」でございます。令和6年度普通交付税について、国の補正予算(第1号)により地方交付税総額が増額したことを受け再算定が行われ、決定されました。

内子町においては1億3,134万9千円増額し、地方交付税は49億万2,430万円となります。

22ページをお願いします。中段でございます。

13款1項1目民生費国庫負担金でございます。心身障がい者福祉費に係ります介護給付費・訓練等給付費の支出が増額見込みですので、2節障がい者自立支援給付費負担金として、2,087万円5千円を増額しております。

同ページ、下段でございます。

13款2項1目総務費国庫補助金でございます。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者対策として、町内の店舗等で利用できるプレミアム付デジタル商品券を発行し、物価高騰等の影響を受けた地域経済を支援します。その財源として、27節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,401万7千円を増額しております。

25ページをお願いします。中段でございます。

14款2項4目農林水産業費県補助金でございます。愛媛県が豊富な資源量を有する森林資源を活用し、建築用木材等の供給力強化を図り、また花粉症の解決に向けたスギ人工林を減らす取り組みを支援します。合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金2億3,413万7千円を増額しております。

26ページをお願いします。下段でございます。

17款1項1目基金繰入金でございます。財政調整基金繰入金、27ページをお願いします。一般廃棄物処理施設維持管理基金繰入金、森林環境譲与基金繰入金などにおいて、減額を行い、総額1億7,447万6千円の減額をしております。

29ページをお願いします。

20款1項「町債」でございます。令和6年度で適用期間が終了します合併特例債を1億5,000万円借入し、地域振興基金に積み立て、令和7年度以降の地域活性化事業の財源として有効活用します。その他の町債は事業費の減などに伴い、2億760万円を減額しております。

続きまして、主な歳出です。

34ページをお願いします。中段でございます。

2款1項20目諸費の18節負担金補助及び交付金でございます。定額減税補足給付金の実績に伴い、8,400万円の減額をしております。

48ページをお願いします。上段でございます。

6款2項2目林業振興費の18節負担金補助及び交付金の補助金でございます。先程、歳入で説明いたしました合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策費補助金をそのまま町補助金として支出するため2億3,413万7千円を、またイノシシ等の有害鳥獣の捕獲量増により、有害鳥獣捕獲奨励金1,681万6千円をそれぞれ増額し、木質バイオ

マス材搬出促進事業の実績により3,450万円を減額するなど、総額2億3,813万9千円の増額をしております。

49ページをお願いします。中段でございます。

7款1項1目商工総務費でございます。物価高騰対応としまして「内子町生活応援プレミアム付きデジタル商品券」を発行します。5千円のデジタル商品券を3千円で発売し、地域経済を盛り上げます。令和7年4月から開始予定で、委託料1,483万9千円、交付金5,000万円を増額しております。

58ページをお願いします。上段でございます。

10款4項1目幼稚園費の18節負担金補助及び交付金でございます。内子幼稚園閉園に伴い、記念事業を実施するため170万円を増額しております。

65ページをお願いします。

13款1項1目基金費でございます。普通交付税の増額の一部を減債基金へ、起債として借り入れる合併特例債を財源として地域振興基金へそれぞれ積み立てるなど、総額1億9,739万6千円を増額しております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、「議案第31号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について」でございます。

1ページをお願いします。

「令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,148万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億5,428万4千円としております。

続きまして、紫色の仕切り、「議案第32号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

1ページをお願いします。

「令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1,352万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億8,997万3千円としております。

続きまして、ピンク色の仕切り、「議案第33号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」でございます。

1ページをお願いします。

「令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出それぞれ3,697万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億7,878万9千円としております。

続きまして、ピンク色の仕切り、「議案第34号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」でございます。

1ページをお願いします。

「令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、

歳入歳出それぞれ1万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,357万3千円としております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、「議案第35号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第3号）」でございます。

1ページをお願いします。

「令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出それぞれ453万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,016万8千円としております。

続きまして、浅葱色の仕切り、「議案第36号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）」でございます。

1ページをお願いします。

第2条「収益的収入及び支出」の補正でございます。収入については、水道使用料等の減による1,914万5千円の減額、支出については、修繕費、減価償却費の減などにより1,955万4千円の減額としております。

2ページをお願いします。

第3条資本的収入及び支出の補正でございます。収入については、国の補正予算（第1号）の採択の関係より、重要給水施設配水管耐震化事業及び小田地区基幹改良事業を前通しするため、企業債1億6,330万円、補助金を1億2,472万5千円の増額、支出について3億8,700万円の増額としております。

続きまして、同じく浅葱色の仕切り、「議案第37号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）」でございます。

1ページをお願いします。

第2条「収益的収入及び支出」の補正でございます。収入については、営業収益において426万6千円の減額、営業外収益は1万6千円の減額としております。支出については、営業費用において終末処理場費等の支出見込み減等により、312万5千円の減額、営業外費用において115万7千円の減額としております。

以上、簡単ではございますが、「議案第30号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）」から「議案第37号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの8件につきましてご説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第30号」から「議案第37号」までの補正予算8議案は予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第30号」から「議案第37号」までの補正予算8議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

-
- | | | | |
|-----|----|--------|-------------------------------|
| 日程第 | 40 | 議案第38号 | 令和7年度内子町一般会計予算について |
| 日程第 | 41 | 議案第39号 | 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について |
| 日程第 | 42 | 議案第40号 | 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について |
| 日程第 | 43 | 議案第41号 | 令和7年度内子町介護保険事業特別会計予算について |
| 日程第 | 44 | 議案第42号 | 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について |
| 日程第 | 45 | 議案第43号 | 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について |
| 日程第 | 46 | 議案第44号 | 令和7年度内子町水道事業会計予算について |
| 日程第 | 47 | 議案第45号 | 令和7年度内子町下水道事業会計予算について |

○議長（久保美博君） 「日程第40 議案第38号 令和7年度内子町一般会計予算について」、「日程第41 議案第39号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」、「日程第42 議案第40号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」、「日程第43 議案第41号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計予算について」、「日程第44 議案第42号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」、「日程第45 議案第43号 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」、「日程第46 議案第44号 令和7年度内子町水道事業会計予算について」、「日程第47 議案第45号 令和7年度内子町下水道事業会計予算について」以上8議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第38号 令和7年度内子町一般会計予算について」、「議案第39号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」、「議案第40号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」、「議案第41号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計予算について」、「議案第42号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」、「議案第43号 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」、「議案第44号 令和7年度内子町水道事業会計予算について」、「議案第45号 令和7年度内子町下水道事業会計予算について」以上8件に

つきまして、一括してご説明申し上げます。

議案書3をお手元にご用意ください。

はじめに、「議案第38号 令和7年度内子町一般会計予算」でございます。当初予算においては、継続事業や義務的経費を中心とした予算編成としました。第3期内子町総合計画及び私の公約の事業推進にかかる予算は、次の補正予算で対応したいと考えております

それでは、予算書の1ページをお願いします。

第1条で、令和7年度内子町一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ100億3,000万円と定めております。予算規模は、前年度当初予算と同額でございます。

9ページをお願いします。

第2表 債務負担行為として、愛媛大学医学部寄附講座設置にかかる寄附など6件の債務負担行為を設定しております。

11ページをお願いします。

第3表 地方債として、過疎対策事業債8,240万円を設定し、内子座保存修理事業の財源に充てたいと考えております。

14ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、歳出の部の表中右側、一般会計予算の財源を示しています。その財源につきましては、国・県支出金14億8,801万2千円、地方債8,240万円、その他特定財源10億5,299万5千円、一般財源74億659万3千円となっております。

それでは主な歳入につきまして、ご説明いたします。

17ページ下段をお願いします。

9款地方交付税でございますが、48億1,000万円を計上しております。総務省が示す地方財政計画で地方交付税の出口ベースが増額となっておりますので、前年度と比較して2億円の増額計上をしております。

23ページをお願いいたします。上段でございます。

13款2項7目教育費国庫補助金でございます。13節重要文化財建造物等保存修理強化対策事業費補助金におきまして、継続費を設定しています内子座保存修理事業の財源として、1億5,471万円を計上しております。

27ページをお願いいたします。下段でございます。

14款3項1目総務費県委託金でございます。4節選挙費県委託金におきまして、7月に執行予定の参議院議員選挙費委託金として、2,136万2千円を計上しております。

29ページをお願いいたします。下段でございます。

17款1項1目基金繰入金の総額として、9億3,034万8千円を計上しております。次に、主な歳出でございます。

40ページをお願いします。上段でございます。

2款1項4目電算管理費の12節委託料でございます。地方公共団体が人的・財政的負担

を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを目指すため、地方公共団体の基幹業務システムを統一・標準化するための委託費等1億4,616万8千円を計上しております。

49ページをお願いします。中段でございます。

2款4項8目参議院議員選挙費でございます。令和7年7月執行予定の参議院議員選挙に2,136万2千円を計上しております。

52ページをお願いします。下段でございます。

3款1項1目社会福祉総務費の27節繰出金でございます。国民健康保険事業特別会計の繰出金として、国民健康保険基盤安定事業、出産育児一時金、職員人件費等を含めた1億4,383万8千円を計上しております。

55ページをお願いします。下段でございます。

3款1項5目心身障がい者福祉費の19節扶助費でございます。障がい者総合支援法に規定される地域生活支援事業、自立支援給付費、重度心身障がい者医療費などの扶助費として、5億4,374万1千円を計上しております。

56ページをお願いします。下段でございます。

3款1項7目老人福祉費の18節負担金、補助及び交付金の負担金でございます。大洲・喜多特別養護老人ホーム事務組合負担金を含め、1億4,479万1千円を計上しております。

57ページをお願いします。中段でございます。

3款1項8目介護保険費の27節繰出金でございます。介護保険事業特別会計及び介護保険サービス事業特別会計への繰出金として、4億6,361万6千円を計上しております。

60ページをお願いします。

3款2項2目保育園費の18節負担金、補助及び交付金の負担金でございます。内子・くるみ・五城・大瀬保育園運営負担金等について3億846万円を計上しております。

69ページをお願いします。

4款2項1目塵芥処理費でございます。クリーンセンター及びリサイクルセンターにおける施設運転管理委託など、総額4億44万6千円を計上しております。

70ページをお願いします。下段でございます。

4款3項1目給水施設費でございます。水道事業会計繰出金など、総額1億6,705万6千円を計上しております。

73ページをお願いします。下段でございます。

6款1項3目農業振興費の18節負担金、補助及び交付金の補助金でございます。農業施設資材の価格高騰を受けながらも、町の基幹産業である農業を営んでいる農家に対し、農業施設資材の価格高騰による影響の軽減を図ります。価格高騰分の20%を補助し、令和7年4月から実施します。農業資材価格高騰対策支援事業補助440万円を含む5,8

83万9千円を計上しております。なお、農業資材価格高騰対策支援事業に対する財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てたいと考えております。

82ページをお願いします。中段でございます。

7款1項3目観光施設費の12節委託料でございます。小田深山溪谷のインターネット網構築にかかる調査委託を含む、1,100万4千円を計上しております。

90ページをお願いします。中段でございます。

9款1項1目常備消防費の18節負担金、補助及び交付金でございます。大洲地区広域消防事務組合負担金3億4,577万8千円を計上しております。

95ページをお願いします。下段でございます。

10款1項3目教育諸費の17節備品購入費でございます。令和7年度より1名ALTを増員して、CIR1名、ALT5名とし、外国語教育及び国際理解教育の推進を図ります。新たなALTが使用するパソコン購入費用など70万4千円を計上しています。

109ページをお願いします。中段でございます。

10款5項6目伝統文化施設総務費の14節工事請負費でございます。内子座保存修理工事1億9,709万8千円を計上しております。令和6年度から改修をはじめ、2年目になります。改修にかかる財源は、重要文化財建造物等保存修理強化対策事業費補助金及び過疎対策事業債を充てたいと考えております。

続きまして、特別会計をご説明いたしますので、議案書4をお手元にご用意ください。

はじめに「議案第39号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計予算」でございます。

1ページをお願いします。

国民健康保険事業は、被保険者の減少や医療給付費の増加により、財政運営が厳しい状況のため、令和7年度において保険税率の改正を行います。被保険者の皆様にご負担をおかけいたしますが、これまで以上に経費節減を図りながら、医療費の適正化と保険税の収納率向上に取り組み、安定した財政運営に努めてまいります。令和7年度の当初予算につきましては、前年度比1億9,890万2千円、率にして10.1%減の予算編成となり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ17億6,404万8千円といたしております。

続きまして、「議案第40号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」でございます。後期高齢者医療保険事業は、75歳以上の高齢者が安心して医療を受けられるよう、愛媛県後期高齢者医療広域連合と連携して、適正な運営に努めています。令和7年度の当初予算につきましては、前年度比116万4千円、率にして0.4%減の予算編成となり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億233万円といたしております。

続きまして、「議案第41号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計予算」でございます。介護保険事業は、令和5年度に第9期介護保険事業計画（令和6年度～8年度）を策定し、保険料の見直しなどを行いました。年々増加していく介護給付費によって保険料は引き上げられていますが、所得段階を多段階化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図っています。

また、高齢者の自立支援や重度化防止を図り、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムを推進することにより、住み慣れた地域で生活できる体制を構築してまいります。令和7年度の当初予算につきましては、前年度比19万3千円減の予算編成となり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ28億6,267万7千円といたしております。

続きまして、「議案第42号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算」でございます。介護保険サービス事業につきましては、要支援認定を受けた方に対する介護予防支援業務にかかる予算として、令和7年度の当初予算につきましては、前年度比70万8千円、率にして5.3%増の予算編成となり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,413万6千円といたしております。

続きまして、「議案第43号 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算」でございます。内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算につきましては、寄宿舎管理運営等の経費として、小田寮の光熱水費や給食提供に係る委託料を計上しております。また、県外生帰省時の旅費補助等により入寮しやすい環境を構築していきます。令和7年度の当初予算につきましては、前年度比504万7千円、率にして12.2%増の予算編成となり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4,641万9千円といたしております。

次に、企業会計をご説明いたしますので、議案書5をお手元にご用意ください。

はじめに、「議案第44号 令和7年度内子町水道事業会計予算」でございます。令和7年度の業務予定量につきましては、給水戸数6,687戸、年間給水量151万4,000 m^3 、一日平均給水量4,148 m^3 を見込んでおります。主な建設改良事業といたしまして、鵜川地区水道未普及地域解消事業がございます。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入は、営業収益を2億7,267万1千円、営業外収益を1億6,789万円、事業収益の総額を4億4,058万3千円と見込んでおります。支出は、減価償却費も含めた営業費用が3億9,019万8千円、企業債償還利息等の営業外費用が3,461万7千円で、水道事業費用の総額は、4億2,693万5千円を計上しております。支出の総額は昨年度と比較しまして0.9%の増となっております。

続いて、資本的収入及び支出でございます。収入は事業実施に伴う企業債及び補助金等を含め、2億9,607万7千円を計上しております。支出は、建設改良費として2億2,980万円、企業債償還金として1億5,090万5千円を計上しています。資本的支出の総額は3億8,070万5千円を見込んでおり、対前年度10.3%の減となっております。

最後に、「議案第45号 令和7年度内子町下水道事業会計予算」でございます。令和7年度の業務予定量につきましては、接続戸数1,884戸、年間総排水量53万4,972 m^3 、一日平均排水量1,466 m^3 を見込んでおります。主な建設改良事業といたしまして、マンホールポンプ電気設備等取替工事がございます。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入は、営業収益を9,271万3千円、営業外収益を2億194万6千円、事業収益の総額を2億9,466万9千円と見込んでおります。支出は、減価償却費も含めた営業費用が2億7,742万3千円、企業債償還利息等の

営業外費用が1,684万6千円で、下水道事業費用の総額は、2億9,466万9千円を計上しております。支出の総額は、昨年度と比較しまして2.9%の減となっております。

続いて、資本的収入及び支出でございます。収入は事業実施に伴う企業債及び補助金等を含め、1億2,950万9千円を計上しております。支出は、建設改良費として8,274万9千円、企業債償還金として1億1,495万4千円を計上しています。資本的支出の総額は、1億9,770万3千円を見込んでおり、対前年度38.4%の増となっております。

以上、「議案第38号 令和7年度内子町一般会計予算について」から「議案第45号 令和7年度内子町下水道事業会計予算について」 ご説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第38号」から「議案第45号」までの令和7年度予算8議案は予算決算常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第38号」から「議案第45号」までの令和7年度予算8議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日、各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、会期末3月19日の本会議でお願いします。

明日の本会議は午前10時から開会いたします。日程は一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 2時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和7年3月第145回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和7年3月4日（火）
○開会年月日 令和7年3月5日（水）
○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（13名）

1番	城戸	司君	2番	塩川	まゆみ君
3番	関根	律之君	4番	向井	一富君
5番	久保	美博君	7番	菊地	幸雄君
8番	泉	浩壽君	9番	大木	雄君
10番	山本	徹君	12番	下野	安彦君
13番	林	博君	14番	山崎	正史君
15番	寺岡	保君			

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	黒澤賢治君	住民課長	上山淳一君
税務課長	久保宮賢次君	保健福祉課長	上野昌宏君
こども支援課長	山本勝利君	内子町保健センター所長	上石由起恵君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	田中哲君
町並・地域振興課長	大竹浩一君	小田支所長	中嶋優治君
農林振興課長	大久保裕記君	環境政策室長	高嶋由久子君
政策調整班長	二宮大昌君	危機管理班長	宮田哲郎君
上下水道対策班長	稲田彰二君	商工観光班長	大田陽市君
教育長	林純司君	学校教育課長	亀岡秀俊君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局 局長 前野良二君 書記 本田紳太郎君

○議事日程（第4号）

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程通告

日程第 3 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、2番、塩川まゆみ議員、3番、関根律之議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第4号）」のとおりであります。

日程第 3 一般質問

○議長（久保美博君） 「日程第3 一般質問」を行います。質問者は5人であります。

○議長（久保美博君） それでは、最初に下野安彦議員の発言を許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。12番、下野です。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） おはようございます。3月議会にあたりまして、一般質問を行います。

まず、東北の大船渡の山林火災ですけれども、1週間を迎えてもまだ燃え続けております。今回の雨でいち早く鎮火することをお祈りするばかりでございます。

また、世界の情勢を見ますと、トランプ大統領の関税発言で、今後の貿易摩擦の影響がどのように出るか。また、ウクライナとロシアの戦争も早く終結するのを祈るばかりであります。先日のホワイトハウスでの会談では、戦争の終結に関する協議と鉱物の取引の署名は行われず、ホワイトハウスの報道によりますと、アメリカがウクライナへの援助を一旦停止するという、そういう報道であります。今後、EUの加盟国のウクライナへの支援が今後どのようになるかで、ウクライナ自体が納得できる戦争の早期終結を祈るばかりであります。

また、国会の方では、新年度予算が衆議院で可決されました。少数与党の自民・公明両党と日本維新の会の合意などを踏まえた修正のうえで、賛成多数で可決されました。政府の当初予算案が国会で修正されるのは、29年ぶりだということです。少数与党という状況での結果であります。国民に審判を仰いだ前回の衆議院選挙結果が、今回の姿になったわけであります。

総務省のホームページには「日本は国民が主権を持つ民主主義国家です。選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会です。選挙を通して自分たちの代表者を選び、その代表者によって政治が行われます。」と書かれています。

1月26日に施行された内子町長選挙ですが、合併してから20年ぶりの選挙戦でした。再選を果たされた小野植町長、おめでとうございます。「多くの方に名前を書いてもらい、一定の信任を得たと感じた。まちづくりの方向性を理解いただき、選挙をして良かった。」と述べられています。

選挙戦が始まる3日前の1月17日、大洲青年会議所による立候補予定者公開討論会がライブ配信で行われました。それを見られた町民の多くの方からは、討論により、互いの考え方や政策に対するバトルがあるものと期待していましたが、互いが原稿を読み上げるスタイルで終了してしまいました。ちょっと残念でした。公開討論会を見ても、それほど争点は見当たらず、小野植町政の継続か、民間首長への転換かで選挙戦に突入したという感じでした。選挙戦を通じて、人口減少対策や山積する課題やまちづくりに対する考えを、街頭演説などで有権者に伝えることができたでしょうか。

小野植町長の得票数は5,129票で、森永氏は2,468票。投票率は59.79%で、投票率自体は低いのですが、結果はダブルスコアで町民の信任を得たといえる結果であったと思います。町長選挙の結果を踏まえて、初めて選挙をされた小野植町長に改めて感想をお尋ねします。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 下野議員のご質問にお答えをいたします。

まずは、このたびの内子町長選挙において、町民の皆様方からご信託を賜り、内子町の舵取り役を任されました。その責任は大変重く、身の引き締まる思いであります。しっかりと内子町のさらなる発展のために全力で尽くしていく覚悟でございます。

今回の選挙を振り返ってみますと、20年ぶりの選挙ということで、当然、私も初めての選挙でありました。4年前は新型コロナウイルス感染症により、地元の方々と十分お話ができない状況でございましたので、今回の選挙期間中におきましては、それぞれの地域の皆様とお互い顔を見てお話をできる機会にもなりましたし、まちづくりについて意見交換でき

たことはとても良かったのではないかなというふうに思っております。

こうしたなか、農林業や商工業の分野での課題、要望。その他の分野におきましても、切実な町民の皆様の声を聴かせていただいたところでもあります。これらの声をしっかり受けとめ、政策を着実に実行することで、町民の皆様にお返しをしていくということが町長としての役割であるというふうに考えております。

これまで人口減少対策として、稼ぐ力をつけることや住み続けられるまちを作るため、様々な施策に取り組んでまいりました。令和7年度からは、新たな第3期内子町総合計画に基づくまちづくりがスタートいたしますので、引き続き、「稼ぐ力のあるまち」、「住み続けられるまち」の実現に向け、各種施策に取り組むことで、みんなが元気いっぱい、わくわくするような期待感の持てる町をつくっていききたいというふうに考えております。

また、今回の投票率が前回より低かったわけですが、政治やまちづくりに関心を持っていただけますよう、町民の皆様とさらに対話を進めていくことが重要ではないかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ありがとうございます。町長も、先程述べられたとおり、選挙戦でも同じだったと思うんですけども、やはりコロナで4年間、顔が見えないというのが現実だったと思います。でも、広報ですね。しっかりとした広報が、やはり町長の今までの政策に対して常に流れていたということで、町民の多くの方が「町長自体の顔や本当に生の声で話をしたことがないけど、広報がしっかり流されていたので、顔は十分分かっているし、考え方もある程度は理解できた。」ということを言われました。内子の広報は、やはり素晴らしい活動をされておりますので、今後もそういった面でどんどんと指導をしていただいて、素晴らしい広報紙をやっていけるようお願いしたと思います。

続きましてですけど、2番目の質問に入りますが、地元の産業を元気に、今言われましたようにするために、企業誘致や移住者の促進をしっかりと行うとともに、古い町並みの景観の整備にも取り組みたい、人口減少に歯止めをかけるため、内子の魅力を上げて元気な町、住み続けられる町、そして、わくわくする町を作っていきますと述べて当選された小野植町長ですが、人口減少が進み、基幹産業の農業や林業の担い手不足が課題となるなか、地域経済をどう守っていくか。当選後の2月12日の臨時議会において所信を述べられました。私の一般質問は、通告がその前日に行っておりましたので、あのよう臨時会で全て所信を述べられるとは思っておりませんでしたので、この通告はもうすでに出しておりましたので、改めて3月議会にあたり、町民がわくわくするまちづくりに向けて、3月議会、令和7年度に向けての財政運営と町政全般についての町政の政治姿勢を改めてお尋ねいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

まず、今後の財政運営についての考え方でございますけれども、高齢化社会の進展に伴う医療、また福祉に関連する経費の増大、物価高騰による施設の維持管理経費や更新にかかる費用の増加など、経常的な費用を含め、歳出が膨らむというふうに予測をしております。このような少子高齢化、また人口減少による税収の減少も心配をしております。加えて、合併特例債が発行期限を迎えるなど、今後、財政の確保というものがますます厳しくなっていくのではないかなというふうに予測をしております。

このような状況のなかにおきまして、第3期内子町総合計画に基づく事業、そして私の公約実現のための事業推進には引き続き、国や県の補助金に加え、普通交付税措置のある有利な町債を積極的に活用することで、一般財源の負担軽減を図るとともに、「選択と集中」により事業費の平準化に努め、将来世代への負担軽減を図る必要があるというふうに考えております。

今後におきましても、引き続き、歳入の確保と歳出の削減を徹底し、中長期的な視点で効率的な財政運営に努め、財政の健全化を維持していきたいと考えております。

また、私の政治姿勢についてでございますけれども、町政の課題は山積しております。そういうなかで、町民の皆さんとの対話・交流の中で、この解決策を一緒に考えながら取り組んでいきたいと考えております。多くの皆さんの幸せに繋がっていきますよう、議会の皆さんのご理解もいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ただ今の答弁に対してちょっと1つだけ。討論では、この場はございません。質問ですけれども、今回の国会のことでもいろいろ出ておりますし、私、その財源のことを考えたりすると、町民に対してですね、要望が出てくることのなかで学校の給食とか、行くの無償化とか、いろんな医療費の問題も先程も言われましたがあるんですけども、やはり国がやるべきことは国がやるという形を、ある程度のことを貫いていくというか。全体の自治会、地方の自治体がですよ。同じ考えでやっていかないと、財源の豊かな自治体とそうでない自治体では、同じパイの中で子どもの取り合いや人口の取り合いだけのことになって、結局、日本全体の人口が増えるわけでもないのでございます。ですから、やはりそういった面で、やはり首長さんの考えによったら、「いや、よそが減ってもうちが増えればいいんだから。」という考えでやっていく考えがちょっとあるんですけども、そうでなく、やはり国がやるべきことは国がやるということで、しっかり国にやるよう要望をさせていただいて、そしてできない部分の特色を生かした自治体のことをやるような、そういったことでないといけないと思うんですけど、町長、それに対してはどういうお考えですか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。

○町長（小野植正久君） はい。議員おっしゃる通りだというふうに思います。私もですね、子育て支援に関してはですね、この1期目、自分なりにですね、一生懸命取り組んできたつもりであります。こういう子育て支援についてはですね、本当に日本全国の自治体で、今、言われた、議員さん言われたような取り組みがですね、やられていると思います。そういうなかで、当然、国も県も子育て支援ということでやられているわけなんですけれども、そういうなかでですね、今、国の方からも、あるいは県の方もですけども、いろんな支援が出てきております。言ってみれば、各自治体の競争みたいになっているわけですね。子どもたちの奪い合いみたいな状況になっています。これが本当に本来の姿なのかということがあります。

やっぱり私の町で言えばですね、それは、そういうもちろん、そういう経済的なものはもちろん重要でありますけれども、やっぱり子どもを安心して預けていただける、そういう環境というのもですね、お金だけではなくてですね、しっかりと作っていくことが重要ではないのかなというふうなことでですね、そういったところにむしろ力点を置いていくべきではないのかなというふうにも思っております。そういう意味ではですね、やっぱり国は、今、いろんなことを国もやっていただこうとしております。議論もされております。そういうようなところでですね、やっぱり国は国としての。私に言わせてみれば、給食費なんかは国がやるべきことだろうというふうに思っておりますので、国がやるべきことは国がやっていただく。そして、各市町がやる場所はですね、役割分担をしてですね、そういうことをやっていくということで、そういうやり方っていいですかね。考え方でおるところであります。

以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ありがとうございます。今後も、愛媛県の自治体の会でも、全国の方に向けて、そういったことを発信するようにお願いしたと思います。

3番目の質問ですけど、20年ぶりの首長選挙でした。その割には、今、町長言われたように、60%以下の59.79%の投票率です。住民の関心度は薄かったと思います。年代別や年代の性別での投票率、投票数はどうか分析できているのか、お尋ねをいたします。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治選挙管理委員会書記長登壇〕

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） はい。それでは、下野議員さんのご質問に選挙管理委員会書記長の立場でお答えをさせていただきます。

1月26日に行われました内子町長選挙でございますけれども、投票率につきましては、議員ご指摘のとおり59.79%で、20年前に新内子町が発足したのち、2月に行われま

した町長選挙と比較いたしますと、18.53%を下回る結果でございました。今回の投票率を年代別で見ますと、投票率が高かった年代は、70代、60代、50代の順で、上から75.06%、73.84%、64.08%であります。全体の投票率を下回る年代は、40代から下の若い年代と、80代、90代となっております。一番低かった20代は33.03%となっております。

また、性別による投票率の差を見ますと、全体では男性が60.54%、女性が59.11%と大きな開きはございませんでした。ただ、性別により大きな差が出た年代といたしましては、30代で、9.14%、50代で8.79%、女性が上回りました。また、80代では、14.20%、90代では、22.86%、男性が上回るという特徴がございました。

次に、同じ町の選挙であります令和3年4月の内子町議会議員選挙と比較いたしますと、投票率自体は3.34%を下回っております。各年代別の比較でも、10代を除いて、約3%から6%下回っております。10代につきましては、19歳では3.40%下回っておりますが、18歳は、20.85%上回る状況となっております、これは昨今の高校などでの主権者教育の成果ではないかと考えております。

次に、期日前投票者数で見えますと、町議会議員選挙との比較では、今回、382名増加しており、また、昨年10月の衆議院議員総選挙から始めております町内7ヶ所に設置する移動期日前投票所につきましても20名増加しておりますので、この取り組みは今後も継続してまいりたいと考えております。

今後におきましては、広報うちこ、防災行政無線、公用車による広報等の選挙啓発活動はもとより、内子町公式LINEを有効に活用して、投票率の低い年代に向けた内容に工夫するなど、期日前投票の啓発に注力することが必要だと考えております。

また、子育て世代向けには、保護者であります選挙人対して、公職選挙法の一部改正により、投票所に入ることができる子どもの範囲が、児童・生徒等の年齢18歳未満のものに拡大されていることなどを、小中学校などを通して、改めて周知を検討するなど、選挙啓発に取り組みたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。今回は年代や性別での分析ができているかということで。これによって、あまり投票率も上がらんのだったら、また投票時間を縮小する考えはないかということまではもう言いませんが、ただ大きな差が出ていますよね。特に30代で、40代ですか。女性が上回っていたり。9%とか。要はその違いはあるけど、なぜその違いが起きているかを調査しないと、「この数字が出ていましたよ。」だけでは、投票率にはアップしないのではないかと思います。先程言いました高校生の18歳は、学校の教育の中で投票にいかんといけない、参加しなさいということがあるから、19歳よりかは投票率が高いわけなんですよ。そういう分析をされたということだと聞いたというか、なっているんじゃないかな

いかと考えられていると思うんですけども。80代、90代では男性の方が多いというのは、ちょっと関心度がどうなのか。そこは私も分かりませんが、そういった分析、この分析をしたことによって、今度どのように対応するかはまだ検討されていないですかね。難しいまた質問ですが、どうでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） 現状につきましては、今、ご報告させていただいたとおりなんですけれども、正確な、その原因等については、まだはっきりとした分析はできておりません。考えますに、その関心度、あるいはですね、情報の届き方、そういったことにも違いがあるのかなとも思ったりはしておりますけれども、それが果たして正しいのかどうかもありますし、また若年層について女性の方が高い、また高齢層については男性の方が高いということについては、はっきりとした、その原因というのは分かっておりませんけれども、ただ、先の衆議院選挙、また4年前の町議会議員選挙においても同じような結果が出ております。そうしたことから、この辺のところをですね、しっかり詰めることによって、その対策も出てくるんじゃないかなと思っております。1つには、昨年10月から始めました公式LINE、そういったものを活用することで、若年層にも情報が届きやすいというふうにも思っておりますし、また高齢者等に対しましては、お年を召された方の団体でありますとか、そういった集まりの場所、そういったことで何か啓発ができる方法はないか、そういったこともですね、考えながら。やれることは可能な限り、検討の舞台の上に乗せたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ありがとうございます。

ぜひとも、残り任期もう少しですので、その時間にでも。また、その女性の、そんなに違う、パーセントが違うのも、やはりヒアリングして。アンケートとか。その要因をやはり調べないと、なぜ違うのかといったところを。仕事が忙しいから行けないというのか、男性がですね。そこらが、やはり今後、調査していただいて対応していただきますようお願いします。選挙のことについては以上で終わります。

では、続きまして、次の質問に入りたいと思います。あまり聞きなれないPFASですかね。このPFAS、水道水の検査項目のひとつだということなんですけど、これについて町民の方から、内子町の水道水は大丈夫なのかという、やはり心配な声がありましたので、あえてお尋ねをいたします。

岡山県の吉備中央町でしょうか。2023年に発がん性が指摘される有機フッ素化合物、PFASが一部の浄水場から検出されましたということです。国の暫定目標値の28倍にあたるということで、近隣の住民に大きな不安をもたらしました。

P F A S とは何なのかと私も調べましたら、人工的に作られた有機フッ素化合物の総称で、1万種類以上が存在するとされています。水や油をはじく特性などから、かつては泡消火剤や精密機械の製造、これらも知りませんでしたが、フライパンのコーティング、また洋服ですね、撥水スプレーなど、幅広い用途に使われているということです。

2023年2月には、東京都の多摩地区で水道水に利用されていた井戸水からP F A S が検出され、水道水の安全性の懸念が高まっています。P F A S は、長く環境に残留することから、「永遠の化学物質」とも呼ばれ、欧米の研究ではP F A S の一部の物質が発がん性や子どもへの成長の影響など、有害性が指摘されています。

日本では、P F A S のうち3種類の物質について、輸入や製造などが禁止されているということです。工場排水や泡消火剤から漏れたP F A S は、土壌を汚染し、汚染された土壌から地下水に浸透し、その地下水がさらに河川に流れて水道水に流入することがあるということです。

内子町では、「水道法で検査が人数義務づけられている毎日検査項目、水質基準項目、クリプトスポリジウム汚染指標菌検査を行っています」ということですが、食品包装、衣類の防水加工などの身近な製品のほか、半導体や自動車の製造過程にも使われているP F A S ですが、NHKが調べた「検出状況マップ」では、内子町が検査対象外になっておりましたこれはまた古いやつだからかもしれません。P F A S のこの検査は内子町でされているのかをお尋ねいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） ただ今の下野議員のご質問にお答えいたします。

内子町では、水道法第4条に基づく水質基準項目等の検査について、上水道施設水質検査年間計画表を策定し、水道利用者の皆様に情報提供しております。ご質問のP F A S の検査につきましては、水質検査項目に含まれていないため、昨年度までは検査を行っていませんでしたが、令和6年5月に国土交通省及び環境省より「水道におけるP F O S 及びP F O A に関する調査について」の事務連絡を受け、町内上水道26水源において検査を実施し、令和6年10月15日に検査結果を受け取り、随時報告しているところでございます。しかし、NHKの検査状況マップにつきましては、調査基準日が令和6年9月25日であったため、調査結果が地図へ反映されていない状況でございます。

検査結果といたしましては、26水源のうち、全てが暫定目標値50ng以下となっております。この中で、3水源、知清1ng、五十崎4ng、大久喜2ngがございまして、目標値50ng以下が検出され、それ以外の水源につきましては、最小単位の1ng以下の検査結果でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ありがとうございます。若干の差ですかね。10月発表と内子町が9月26日に出したということで。NHKが9月26日か。ですから、その差で内子町のデータが除外されているということで。検査されているということで安心をしました。このことについては、このPFASというのは、我々も耳にあまりしない言葉なので気にしていなかったんですけども、議会の中でも何かこういう検査の言葉ありましたかね。ちょっと記憶にないんですけど、まだされていないんですかね。ちょっとお尋ねします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議会の中でのご質問はいただいておりませんでした。発表はしていただいて。発表についてはしておりませんでした。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。やはり、そういう国土交通省からそういう通達がきて、やりなさいということで、これ全国的にも問題になり、失礼な言い方ですけど、山間部の水源のところで、なぜそういうものが出るのかは、普通の一般の住民は分からなかったはずなんですよね。よく調べて、私も今回見ますと、どこでどのようなそういった物質が水道水、河川に流れて水道水に含まれている場合があるということです。やはりこういう目に見えない、ずっとこれは溶けこんで、ずっと残るということです。やはりこういったことは、やはりホームページなり、また新たに広報で周知されるべきと思うんですけども、近々そういった水道の検査項目のなかでこれが追加されましたということで公表される予定はまだございませんでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 検査項目につきましては、先程お話したとおりですね、検査基準項目に含まれていなかったということで公表しておりませんでした。来年度からは調査基準項目に含まれると考えるので、調査につきましても、年に1回、7月にですね、全項目検査というのを実施しておりますが、その際に、すべての項目につきまして検査をし、検査結果をですね、次年度に皆様にご報告できるようにホームページに掲載することと予定しております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） これ難しい質問かもしれませんが、先程、水源をある程度、何ヶ所か調べられて。河川の水ですかね。水源の方を調べたんですよね。それにやっぱり違いがありますよね。ということは、やはりこれヨーロッパの基準では、日本の基準とまた違うところがあって、どれが安全なのかまでは私ども分かりませんが、本来ならばない物

質と考えていいのか。これは、やはり何ヶ所かで数値が違って検出されたということで、やはりこの内子町の山というか、山水とか伏流水とかですけれども。空から降ってきたわけではないので、やはり何かの影響でこういうのが含まれてるという。難しい質問かもしれませんが、そう捉えるべきなんでしょうかね。分かりますか。答弁かまんですか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 有機フッ素化合物につきましてですが、これにつきましては人的に作成された化合物でございます。ですので、自然界にあることは、まずございません。ですので、暫定目標値以下ではございますが、数値が表れたということはですね、例えば先程、下野議員さんがおっしゃったとおり、防水加工の薬品とか、フッ素加工したフライパンとかですね、そういうものが通常、皆さん使われていたと思うんですけれども、そういうものの残留物が蓄積されて流れていたのかなというのを想定しております。ですので、今は使用禁止となっておりますので、これ以上増えていくということは基本的には考えていないところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。人類にとって大変便利だというふうに。テフロン加工ですかね。ああいったものや防水加工されたものが、こんなに便利なものだと思いながら、ある面では、環境に人工的に作られたものが存在するというのは、やっぱり恐ろしいことですので、政策環境室長もおられますが、町長、このことについてどう対応を今後。やっぱり素早くこういうのも発表して対応をしないと。例えばいろんな施設もありますし、どう考えますか。町長としては。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 人類界にないようなものがですね、人間が作った自然界にないようなものが、人間が作ったものがそういう環境を害すると、人体にも害するということだというふうに思います。今回、検査をしてですね、一応、基準以内ではありますけれども、少し出ましたけれども、そのことについてですね、こうやって一般質問をしていただいたわけですので、またそれに対して町民の皆様にはですね、その内容等についてもですね、お知らせをするということになるというふうに思いますし、そういうようなものが少しでもですね、なくなる、なくすような、そういう生活もですね、していくようなこともですね、町民の皆様にはですね、お知らせをして協力をいただいたりというようなこともしていく必要があるのかなと思います。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。これも内子町だけでやるわけには、なかなかできません。やはり国にも、今後、どの基準が、50以下だから大丈夫ですってそれは国によって基準が違いますので、ちょっと日本で安心できるのはこの数字ということだけですので。やはり国に対して、やはりこういうことも十分に調査していくよう、また求めていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に続きます。

「わたしをスキーにつれてって」という、1987年11月に公開された原田知世が演じる若者たちがスキーを通じて、恋と青春を謳歌するストーリーです。そして、多くの観客の心を掴み、スキーブームの火付け役になりました。町長も今回の選挙で、小田にはスキー場があって、こんなに南の町に雪が積もってスキーができる町なんかありませんということも多く町民も言われたと思います。昭和62年頃には、団塊ジュニア世代が青年期に差しかかっていたこと、またバブル景気によって消費が好調だったことなどが重なって、スキーブームになりました。背景要因には、他にも週休2日制の一般化、企業の多角経営によるスキー産業への参入、新規のスキー場の営業開始などがあり、大都市からスキー場へのバスツアーも多数運行された時代でした。

私も小田のスキー場へ4人の子どもを連れて雪遊びの体験をさせたことが一度だけあります。ただ、4人全員の子どもにスキーウェアやスキー板を借りるだけの金銭的な余裕はなく、1人の子だけにスキーセットを借りて、あとは、ソリを借りてソリ遊びが中心でした。その後も雪が降ったときにはスキー場へ連れて行ってやりたかったのは気持ち的にあったのですが、金銭的に余裕がないために、河辺と五十崎の境にある御祓地区の峠付近で、本当はいけませんが、車も通りませんので、県道に積もった雪の上で雪遊びをさせるのが精一杯でした。ウィンタースポーツの華であるスキーやスノーボードは、残念ながら、幼少のときに体験させることはできませんでした。

「子どもにスキーや雪遊びをさせたい。小学校のスキー教室で一度体験したら間違いなく楽しいのですが、家族で行くには高くて行けない。」とは保護者の声です。これは私だけではございません。リフトの料金は、中学生以下が2,800円、子どものスキーやスノーウェアとフルセットが5千円のレンタル料金で、土日・祝日が20%で、平日が35%、15名の団体割引もありますが、家族皆で行くとなると、1回あたり何万円の出費になり、行けないと言われます。せっかくあるスキー場ですが、正直、裕福な家庭でない限り、ひと冬に2回、3回と連れて行くことはできないのが現状だと思います。

小・中学生のときに、スキーやスノボを度々体験して楽しさを知ったら、成人になり、自分で働き出したときに、自分のお金で多くの若者が行くようになると思うんですが、いかがでしょうか。そうすれば、将来、小田のスキー場を利用する若者もどんどん増えてくると思うんですが、いかがでしょうか。そのためには、オーベルジュ内子のお風呂のように、町内の子どもを持つ利用者や家族への補助の考えをできないか質問をします。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） ただ今の下野議員のご質問にお答えをいたします。

小田スキー場においては、指定管理者であるソルファオダ株式会社が管理・運営を行っており、利用料金については、内子町小田深山観光施設条例第15条において定められた基準額、これに0.5から1.5を乗じて得た額の範囲内となります。半額から1.5倍、この料金設定の中で町長の承認を受け、指定管理者の収入として収受させ、サービスを提供しております。

現状の料金設定で一般的な利用料を想定したケースでは、下野議員おっしゃられましたとおり、中学生以下の料金ではリフト1日券と、それにレンタルフルセットを利用した場合は7,800円となり、大人料金では同じくリフト1日券とレンタルフルセットを利用した場合、またこれに駐車料金も含めると1万2千円になります。割引料金の設定としては、15名以上の団体割や、学校関係割引を実施しておりますが、15名に満たない方の利用、それから町内利用者の割引料金というのは設定されておらず、大人数で利用される場合には利用料の負担が大きいと感じられる利用者もおられることと思います。

ご提案の町内利用者を対象とした負担軽減策を設けることにつきましては、スキー場を利用していただくきっかけづくりとなり、学校、それから家族、友人との交流の場としての利用促進、また地域の観光資源としてのスキー場の魅力を再認識していただく機会にも繋がることから、一定のメリットはあるものと考えておりますが、オーベルジュ内子の温浴施設の料金設定と同様にですね、これは指定管理者の営業サービスの中で検討されるべき性質のものとして捉えております。現段階で町が補助制度を設けるということは考えておりませんが、町民の方々が気軽に利用できるよう、まずはスキー客に対してのアンケートを実施するなど、ニーズを的確に把握するとともに、指定管理者と協議を進めるなかで、議員ご提案の町民向けの割引料金の設定については、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。大変、前向きな答弁ありがとうございます。

指定管理で任せている限りは指定管理者が考えていくべきことではありますけども、やはり、せっかく今年のようにたくさん積もった雪ですけども、それを、やはり高い料金で。いっぺんは学校教育の中で体験させてはいただいていると思うんですけど、それで終わってしまうというのは、やはり寂しいものです。ぜひとも、何回かやっぱり体験することによって、今度、自分で稼ぎ出したときに、幼少のときに雪遊びした、スキーしたのが楽しかったなということで、また行こう、また行こうとなって自分のお金で行けば、どんどんとその分が5年後、6年後には帰ってきて、小田の雪さえ降ってくれたら、スキー場は黒字になって儲けてくれるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひともまた協議をして

いただいたらと思います。

教育委員会の方で子どもたちのスキーというものは、教室は1回は経験できているということをごちゃっと聞いたんですけども、これはずっと1回だけで、もう2回、3回。これどういう形でやられているのか、ちょっとお尋ねします。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

○教育長（林純司君） ただ今のご質問でございますが、小学校においてはだいたい5年生あたり、学校によっては6年生とかいうところもございますが、全小学校において実施させていただいております。それから、あと各自治センター。大瀬自治センターや小田自治センター、内子東自治センターにおいてもスキー教室を実施しておりまして、そちらはちょっとお金がいるんですけども、その方にも参加をしていただいております。地元にあるスキー場ですから、なるべく利用していただきたいということで実施しております。毎年、実施しております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ありがとうございます。

せっかく自治センターのスキー教室開催されているということで言ってますけど、やはり料金はやっぱり、基本的に使用料が高くなりますので。それに対する考え方は、なかなか子どもさんたくさんおられるところに一度に何人も行かしたら、やっぱり数万円になるということです。そこらは検討していただいたらと思います。

2番目の、そのスキーに対してですけども、これもまた難しい話です。でも、やはり町民の方から出た声ですので、一度だけは質問させていただきます。

行きたくても、今年のように雪が多いと運転に自信がないと言われる方もあります。いくら除雪をしても、凍り付いたところでの運転は大変だと。そして、できれば冬の間の土曜、日曜、祝日だけでもいいですから、内子の駅発とか、小田のせせらぎ発とか、廣瀬神社の辺りから出発とかの臨時的な送迎の運行ができないかということは聞きました。これに対する考え方はできないかを再度お尋ねします。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） ただ今の下野議員のご質問にお答えいたします。

土日祝日の送迎車両の運行の検討についてですが、ご指摘のとおり、路面の積雪、凍結状況によりまして、雪道の運転に不慣れな方にはアクセスしづらく、敬遠される要因のひとつになっているものと思われます。

ご提案の件は、自家用車以外でアクセスできるサービスを提供することで、新たな利用客の獲得や、町民のレクリエーション機会の増加にも繋がるものと思われ、運営側と利用者側

の双方で一定の効果が期待できることから、有効なサービスのひとつであると考えております。

一方で、その実施方法につきましては、先程のご提案と同様になりますが、基本的には指定管理者の営業サービスの中で検討されるべき事項であると考えております。送迎車両運行につきましては、車両の確保や人件費、燃料費など、コスト面での課題がございますので、まずは指定管理者において採算面での検討を行ったうえで利用者のニーズを的確に把握するとともに、効果を発揮するための情報発信や広報戦略も一体的に行われることが重要と考えております。このような課題を利用者の拡大に活かせるよう、次期シーズンでの試験的な車両運行も念頭に置いて、指定管理者との間で前向きな協議を進め、便利で安全なサービスの提供に努めてまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ありがとうございます。

愛媛県の中村知事も、スキー場が愛媛県には3ヶ所ですかね。こんなにあって利用できるというのは素晴らしい県であると。ただ、久万高原とか、そういったわりと近くでできると行けるから楽しいですよということもいろいろと出ているわけですが、小田のスキー場は結構距離がありますので、そういったところ、また検討していただけたらと思います。

はい。それでは最後の質問になります。

相続登記の義務化と空き家対策について質問いたします。昨年4月から国の法改正がありました。家や土地を相続する際は、所有者は相続不動産の名義変更が義務づけられました。もし登記ができていない場合は、空き家管理や将来の売却にも影響が出てきます。

内子町での空き家対策はどのように進んでいるか。また、空き家バンクの契約成立状況はどのくらいか。相続登記の問題との関連で売買できない物件等の相談窓口は、総務課政策調整班で十分な対応ができているのか。不動産屋さん等との連携はどうか質問をいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは、下野議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご質問のとおり、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。また、相続登記が完了していない物件につきましては、議員のおっしゃるとおり、名義変更ができていないため売却に影響が出てまいります。

空き家対策につきましては、これまで、実態把握としての空き家調査の実施、有効活用策として空き家バンクの創設、未然防止策として木材住宅耐震診断や改修支援、危険回避策として老朽危険空き家除去など、様々な支援を、また取り組みを行ってまいりました。

活用策のひとつとして取り組んでいる空き家バンク制度に係るご質問でございますけれども、令和7年2月末現在、空き家バンクの契約成立状況は、制度開始以来、売買17件、賃貸22件の合計39件となっております。

政策調整班では、空き家バンクの相談があった段階で物件の所有者名義の確認をしており、その際、相続登記のできていない物件の場合、町内の不動産業者や司法書士事務所を紹介して、名義を変更していただいてから空き家バンクへの登録申請をしていただくようにしております。従いまして、空き家バンク制度におきましては、ご質問のような相続登記の問題との関連で売買ができなかった案件はございません。

また、不動産業者との連携はできているのかとのご質問でございますけれども、先程申しましたとおり、相続登記が必要なとき、また売買や賃貸借契約を交わすときに町内の不動産業者や司法書士事務所の情報を紹介したり、不動産業者が扱っている物件の一部を空き家バンクに登録したりするなど、連携を図りながら進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。再質問ですけど、この制度ができて売買ができたのが17件で賃貸が22件となっておりますけど、合計で39件。これはいつの。制度ができたのいつで、そしたら何年でこれだけの数なのかをお尋ねします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。平成21年度からの累計でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 平成21年度からやったら、これ年平均にしていくと、結局、数件しか1年あたりできていないということになるんじゃないかと思う。売買を考えると。町長これ、売買したい人や賃貸したい人から言うと、数字だけではないですよと言われるかもしれないけど、本当にこれが進んで、空き家バンク対策になっているのかというのを数字的に見ると、町内はもっと売りたい人がおったり、買いたい。そうそう、移住する人から、「買いたいのに物件がないんですよ。なかなか。」という声も、私よく聞きます。この数字って、ちょっと低く感じる。何を基準にして低いと言われてもなんですが、何か両方の、売買の両者の気持ちがうまくいっていない、かみ合っていないんじゃないかと思うんですけど、いかが捉えておられるんでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。空き家バンクはですね、今、説明した数字でございますけれども、やっぱりどんどんとですね、もっと増やしていきたいというふうには考えています。

ただ、やっぱり空き家を持っておられる方はですね、中に家財をそのままにされてですね、それを片付けるのが結構厄介なんで、たまにまた使うときもあるので、みたいなことですね、なかなか利用ができない。そういう状況もあります。ですけれども、やっぱり積極的にそういう空き家というのはですね、活用していきたいと思っております。そういう意味では、その家財をですね、例えば整理していただくのに応援をするとかですね、そういうのも含めてですね、少し活用についての促進はですね、これからもさらにちょっと加速はさせていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。そうなんです。だから、先程、不動産との関係も話したと思うんですけども、他の自治体のことを挙げてどうせえというのは、先程、私の言ったことです。からよろしくないかもしれませんが、中の、今、言われた、町長、家財に対しても、他市町では、処理したら処理に対する費用が、上限を設けて、10万円なら10万円出ますとか、不動産屋の仲介料、これに対する手当が、補助が出るわけなんですよ。ですから、そういうこともやはり、独自で頑張っていますと総務課長言われましたけども、やっぱり数字から言うと、やはりまだ。借りたい人はいっぱいいるのに借りられない。

それと、私たち、私の住んでる地域でも空き家がいっぱい増えています。でも、それは個人の財産ですから、どうしろ、こうしろということは言えませんが、やはり、先程、町長が言われたような問題等があるってできないのだったら、やはり、そういうふうにしてあげて、補助があることによって考え方が変わるならばやってあげる、するべきではないかと。そして、せっかく内子に住みたいと思っても入る家がないんですというのを言われていますので、そういう対応をしていくべきだというふうに思っております。これからの第3期総合計画の中でも、やっぱり「住み続けられるまち」、他所から来て住んでみたいという町になるよう手腕を発揮して頑張ってくださいよう期待いたしまして、今回の3月定例会の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） ここで暫時休憩します。午前11時15分から再開いたします。

午前 10時 5分 休憩

午前 11時15分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、向井一富議員の発言を許します。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 4番、向井一富です。

3月議会にあたり、一般質問させていただきます。

まず1問目。1期目を終え、就任時述べられておりました小野植町長の8つの重点目標の自己評価を聞きたいと思います。

小野植町長。この度の町長選挙、ご当選、誠におめでとうございます。2期目に入り、より本格的な小野植イズムが繰り広げられていくものだと期待するところではありますが、副町長も歴任されていることもあり、スムーズに1期目が終えられたと感じるところであります。

1期目は、車で言えば暖機運転といいますか、今後の町運営をどう長く、支障なく運転していくのかに気をつけての運転だったと思いますが、これからはエンジンも温まったので、エンジンフルスロットルで、もちろん安全運転は必要ですが、がらがんトップスピードで、内子町民のために走り回っていただきたいと思います。

ご期待いたして、質問に入ります。

まず、大きな1つ目の質問として、1期目を終え、町長就任時、決意されておりました8つの項目について、今回の選挙戦で町内をくまなく歩かれたなかで、具体的にどう評価し、自己採点されているのかをお聞きしたいと思います。

就任時にご挨拶の中で、第2期内子町総合計画の後期計画の遂行に取り組むなかで、この計画の「稼ぐ力をつける」と「住み続けられる町を作る」の2つの柱にそれぞれの分野で政策を決め、目標値を設定されておまして、「しっかり取り組んでいけば、人口減少や少子高齢化などの問題は必ず改善に向かっていくものと信じています。」と言われておまして、総合計画のなかから、8つの取り組みを重点的に進められております。との前置きから始まり、まず1つ目が子育て支援とふるさと教育。高校生までの医療費無料化や子どもを取り巻く環境の整備、継続したふるさと教育に取り組む。2つ目が、移住者の受け入れ等企業誘致、地域おこし協力隊などの外部人材の積極的な受け入れとテレワークやワーケーションができる環境の整備に取り組み、企業誘致に繋げる。担い手を増やすため、Uターン者などへ助成制度の創設や繁忙期の人手不足解消、インターネット販売の促進、収益が見込める優良品目の農産物の誘導など、所得増に向けた取り組み。4つ目が商工業の振興。地域資源を磨いたり、地域の魅力創出のために新深山荘や森家の整備。観光客が増え、交流人口が拡大することで、これらの業務に関わる人を増やし、商業も所得の向上を図ります。子どもたちが地元企業へ就職するのを支援する制度も検討していきたいです。5つ目が、災害対策。避難所になっている自治会館の整備と危険な老朽家屋の撤去、民家などの耐震補強工事の推進を図り、安全な町を作ります。6つ目が、高齢者福祉と自治会活動の支援、地域包括ケアシステムの構築と自立に向けた生活支援を地域とともにつくります。また、自治会活動が困難になっている地域も出てきているため、外部人材や集落支援員による地域を支援する新たな組織づくりを行います。7つ目が、魅力ある風景や生活の基盤整備。今までも取り組んでき

た美しい景観づくりは継続していきます。他にも、歴史的な建造物とそれを修理して活用したい人とを繋げる新たな組織を作って、歴史や文化を次の世代に繋げていきます。また、道路や水路、水道などの生活の基盤整備や、山間部でのデマンドバスの運行検証を随時行い、移動手段の確保を図ります。8つ目が、次世代技術の活用。農林業分野では、すでにドローンの活用ができてきていますが、各分野でもICT技術を活用し、省力化などを図ります。他にも、住民サービスの向上のために行政のデジタル化を促進し、利便性の向上を目指します。

それぞれにすばらしい構想であると思いますが、1期目を終えて、町長自身の自己評価をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久保美博君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 向井議員のご質問にお答えをいたします。

1期目の自己評価につきましては、昨年9月の議会でも答弁させていただきましたが、公約が実現できているものもありますし、引き続き、取り組んでいかなければならないものもございます。そういった意味では、実現度は6割程度ではないかと考えております。

また、具体的に取り組んだ内容につきましては、昨年12月議会が町長就任1期目最後の定例会になりますことから、町長招集あいさつのなかで報告させていただきましたとおりでございます。8つの重点目標について個別に自己評価ということでありましたら、ある程度、公約を果たせたものとしては、子育て支援とふるさと教育の推進。それから、農林業の活性化。そして、魅力ある風景や生活基盤の整備ではないかと思えます。

また、それ以外の移住者の受け入れと企業誘致、商工業の活性化、災害対策、それから高齢者福祉と自治会活動の支援、次世代技術の活用については、先程の取り組みより結果的に弱いかなというふうに感じております。

ただ、この目標も継続して、現在、取り組んでいるところでございまして、精力的に今後でも取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 1期目のできたこと、できなかったことをですね、丁寧にご説明いただきまして、誠にありがとうございます。

2期目の就任にあたって、2問目に入ります。2期目の就任にあたって取り組まなければならない課題について、就任挨拶のなかで述べられておりました重点目標について質問させていただきます。

地方を取り巻く環境は、人口減少、高齢化、荒廃する農地、空き家、店じまいする商店街、

度重なる自然災害等々、先行きの暗い状況が目前にあり、様々な問題を抱えながらの町の運営になろうと思われそうですが、2期目就任にあたっての取り組まなければならない課題について、就任時のご挨拶のなかで述べられていた9つの項目について、具体的な施策等をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

昨日の町長招集あいさつのなかでもお話しされておりますが、あえて質問も考えておりましたので、町長の意気込みをお聞かせ願いたいと思います。

まず、商工業の活性化。そして2番目に観光業の振興。3番目に子育てや教育。4番目に移住者の受け入れと企業誘致。5番目に災害対策。6番目に高齢者福祉と自治会活動。7番目に景観まちづくり。8番目に次世代技術の活用。9番目に環境政策でありました。

ここらへん、詳細が答えられるようであればご答弁をお願いいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは、ただ今のご質問にお答えをいたします。

2月の臨時議会で所信表明をしたとおりでございます。まず農林業の分野におきましては、新・農業人フェアなどのイベント等を通じて担い手を確保するとともに、新しい栽培技術を積極的に導入し、農林産物の生産額や販売額を増やしてまいります。併せて、町産品の販売額増加のため、引き続き、首都圏等での営業活動や高収益作物への転換、内子ブランドとしての確立と商品の情報発信に加え、「内子フレッシュパークからり」や「小田の郷せせらぎ」など道の駅の機能強化にも取り組みます。

また、森林環境税を活用し森林整備を促進するとともに、森林をエネルギーや教育、観光などにも活用してまいります。

次に、商工業の分野におきましては、町内企業に就職する新卒者に奨励金を給付する事業の創設や企業の設備更新等に対する支援などへの検討を行います。また、引き続き、販路拡大を図るとともに、町内で創業、起業、事業拡大、または事業承継を行う事業者等を応援し、商工業の担い手確保にも取り組みます。

また、町の観光産業を活性化させる必要もございますので、町のシンボルである内子座が休館となったなかにあっても、楽屋を活用した企画展の開催、八日市護国重要伝統的建造物群保存地区や旧森家住宅の活用に加え、小田深山などに新たな拠点を整備いたします。

また、海外等へ県や近隣市町等と連携し、広域的な情報発信、誘客に取り組むとともに、本年度策定した内子町観光振興計画に沿って、「JSTS-D日本版持続可能な観光ガイドライン」を活用した持続可能な観光地として、質の向上に取り組んでいきたいと考えております。

次に、子育てや教育に関する分野についてです。婚活イベントの実施、特定不妊治療や不育治療への支援、高校生までの医療費無償化、高校生までの修学旅行経費への支援など、子育て世帯等の負担軽減を図るための事業を今後も継続していくとともに、放課後デイサー

ビスの充実や児童公園等の整備など、子どもたちが健やかに育つ環境を整えてまいります。

併せて、小・中学校の教育環境を整備するとともに、子どもたちの基礎学力の向上はもちろん、子どもたちが地域の歴史や文化に触れ、町内の産業を学び、自分たちの住む町に誇りを持つことができるよう、ふるさと教育による郷土愛の醸成にも取り組みます。加えて、A・L・Tを大幅に増員し、英語教育の充実や、姉妹都市、ドイツローテンブルク市との交流を生かした国際理解教育を図ってまいります。

次に、移住者の受け入れと企業誘致の分野では、オンラインコミュニティ事業や移住コーディネーター設置により、暮らしの魅力の情報発信と移住相談体制の充実を図るとともに、地域おこし協力隊制度の積極的な活用やワーケーションなど、仕事を切り口とした移住者の受け入れ強化に取り組みます。企業誘致については現在進行中の案件もありますが、県等とも連携しながら、引き続き、働く場の確保として企業誘致にしっかり取り組んでまいります。

次に、災害・安全安心づくりの分野です。近年、頻発する豪雨災害に加え、近い将来発生
の恐れがある南海トラフ巨大地震に備えるため、引き続き、地域の防災拠点や避難所となり
得る自治会館の建て替え、老朽化した空き家の除却、木造住宅の耐震化及び家具の固定化な
どを推進するとともに、防災の専門家である危機管理監を地域に派遣し、防災に関する指導、
助言や防災士の育成、防災訓練等を通して、コミュニティ組織内における地域防災力の強化
を図ります。加えて、消防団の機能強化を図るための設備更新にも取り組み、災害に強い安
全安心のまちづくりを推進します。

次に、高齢者福祉や自治会活動支援の分野では、健診受診率の向上や民間事業者と連携し
た健康意識の底上げ、就労支援事業所との連携などによる社会参加の促進などにより、高齢
者や障がい者、それぞれが役割を持ち、生き生きと過ごすことができる環境整備に取り組み
ます。また、救急医療体制の維持、交通弱者を念頭に地域公共交通網の再構築を図るなど、
誰もが健康で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

自治会活動を中心とした住民活動の分野では、各自治会が策定された地域づくり計画書
に基づく活動の支援を行うとともに、人口減少や高齢化により自治会運営が困難となった
自治会の再編等について伴走いたします。

次に、魅力ある風景や生活基盤の分野です。景観まちづくりを推進するため、町のシンボ
ルである内子座を将来に残すための保存修理事業を継続するほか、八日市護国重要伝統的
建造物群保存地区内の建築物の修理・修景事業に取り組み、内子らしい町並み景観の保全に
努めます。また、新たな魅力を創出するため、旧森家住宅の整備や坂町小公園、無電柱化、
街灯整備などを進めてまいります。その他、農村景観保全のために自治会が取り組む事業へ
の支援を行うなど、内子らしい町並み景観や美しい農村風景の創出を図ります。

生活基盤の整備については、生活に密接に関わる道路、橋梁、上下水道の維持管理や計画的な耐震化を引き続き進め、日常の生活に支障が生じないよう生活の基盤づくりに積極的に取り組んでまいります。

次に、次世代技術の活用の分野です。D X推進計画を策定し、デジタルデバイト対策、デジタル人材確保への取り組みを推進し、生産性や利便性の向上、効率化や省力化に取り組み、I C Tの活用により、窓口や行政の手続き等においてもよりスムーズな対応ができますよう取り組んでまいります。

最後に、環境政策の分野です。ゼロカーボンシティ宣言に基づく脱炭素の取り組みを推進します。再生可能エネルギーの導入や環境教育の推進など、次期環境基本計画及びこれまでの諸計画に基づく施策を通じて、エコロジータウン内子の実現を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

そのなかで再質問なんですけれども、人口減少、自治会サポートという観点から、人口も毎年300人ぐらい減っておると思います。本当に自治会の運営も厳しい地域もあるんじゃないかなと思います。自治会が消滅してしまう地域もあるかと恐れているところはあるんですけれども、今までに自治会を統合したっていうところはあるんでしょうかね。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。自治会が統合したところはございません。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 恐れがあるところもあるんじゃないかなと危惧はされておりますか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。人口がですね、もう議員ご承知のとおり減少しております。そういうなかで高齢化も進んでおりましてですね、自治会の運営が厳しいような自治会もですね、それはもう出てきております。ただですね、これ行政の方が一方的に進める内容のものでもございません。それぞれですね、自治会は自治会の考えがございます。そのようなこともありますので。ですが、人口減少しているのも、これ間違いない事実でございますので、そういう恐れは当然あるんですけれども、やっぱり地域の自治会とですね、行政とがしっかりとそのあたり、今後についてですね、話をしてですね、そのなかで方向性を生み出していく。もうこれしかないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 産業の分野なんですけれども、農業についてですけど、去年、カメムシ被害も相当な被害が出ておろうかと思います。何か手だてをっていうところで一般質問

でもさせていただいたんですけれども、今のところ、その回答がないのが現状じゃないかなと思うんですけれども。

それとイノシシもですね、すごく出ておりまして、この被害も多いと思います。それで、イノシシの捕獲については、大洲市と内子町とでは報奨金の額が違うと思うんですけれども、そこらへん、分かる範囲でいいんですけど、どうなっておるのかちょっと聞かせていただいたらと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。一時はですね、有害鳥獣期間ですね、その時期にしか補助金というのを出していなかったんですが、その後ですね、猟期の期間、お互い半年、半年ぐらいあるんですけれども、猟期の期間についてもですね、同じイノシシなので出してほしいということですね、何年前ですけれども出すようにいたしました。補助をですね。です。ので、おそらく大洲市とはですね、足並みを合わせたと私は記憶しておりますので、補助制度の中身についてもですね、同じではないかなというふうに記憶しております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 今の件は猟友会の方から報奨金の額が違うということを聞いたので、ちょっと僕、調べる時間がなかったので調べてはいないんですけれども、差があるのであれば、しっかりと手当をしていただきまして、近隣の市町村と同じようなレベルで支払っていただきたいなと思います。

あとですね、美しい景観、消滅部落の件なんですけれども、いや本当に地域によってはですね、1つの集落に1軒とか2軒とか。そこで住まわれております環境も非常に劣悪な状態で、周りの近隣が空き家になっておりますので、草ぼうぼうになっとなったりしてですね、大変厳しい状況が各山間部、山々の方には伺えております。そういった意味で、美しい景観っていうのをまちづくりの柱に掲げられておるんですけど、そこらへん、なかなか美しさが保てていないところがあるんですけれども、そういうところに対して何かサポートするようなことはできないでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。例えば農業で言えばですね、その農業人口も減っておりますですね。特に山間部に行くと、ある程度、耕作しやすい農地とそうでない急傾斜の農地とかですね、いろんな条件の農地もございます。そういうなかで、耕作者がどんどん減っていくというような状況になっております。そういう意味でですね、やっぱり「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」というのを将来目標の姿としてですね、掲げてまちづくりを行っているわけなんですけれども、この美しいということはですね、やっぱりそれぞれの人がある程度いてですね、そこで農地は農地として使うとかですね、そういう姿が本

来の姿なんでしょうけれども。現実的にはですね、先程議員さん言われたようにですね、なかなか厳しい状況にある。また、農地もいろんな状況の農地があるというようなことでございます。そういうなかで、美しくするために、例えば草刈をするとかですね。その美しいというのが、どういう状況の美しいかは定義がございすけれども、そういったところでの、そういう支援はなかなかちょっと難しいのかなと。やっぱり担い手をですね、少しでもやっぱり増やしていく。そして、優良な農地はしっかり守っていく。こういうことだけはですね、しっかりやっぱりやっていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 本当ですね、町内、隅々まで走ってみますと、景観の素晴らしい、広々とした農地もあるみたいところがどんどんと空き農地、放棄農地になって、景観を悪くしているイメージがありまして。道路の方も、町道も枯れ木がかやってきたり、スギの葉とかヒノキの葉がね、道を覆いかぶさるように、もう重なったような状況で通行不能みたいなところもたくさんあります。引き続きですね、そういうところもどう目を向けていくのかっていうところも、行政のひとつの見方として目を背けずに見ていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

そういうなかで、我々もしっかりと地域の存続にかけて、議員も住民の方と一丸となって頑張っておるところでありますけれども、なかなか現場を見ますと大変厳しい状況がございす。それを何とか解決していくためにも、町長が先頭に立って、そのことを実感して。今回の町長選では、隅々まで多分、見られて帰られておると思いますので、最後にですね、もう一度町長のまちづくり、地域づくりのことに、強い未来像をお聞かせいただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○町長（小野植正久君） はい。議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。やっぱりですね、なかなか厳しい状況にあることはもう間違いありません。ですけど、下を向いてばかりではですね、絶対いい発想も生まれませんので、そういう意味ではですね、やっぱりその稼ぐ。やっぱり、子どもたちがどんどん出ているのを見るとですね、やっぱり稼ぐ。「内子でいてもやれるんだぞ。」というようなですね、そういう産業の元気みたいなものをですね、やっぱり作っていく必要が私はあると思います。ですので、そういったことを。例えば農林業、商工業、観光ですね。こういったもので、しっかりと所得を上げていただく。そういうことを行政としても一生懸命応援するということを、まずしっかりとやっていきたいなと思っております。また、それだけではなくてですね、それ以外の高齢者福祉であったり、また子育てであったり、いろんな取り巻く私たちの周りの環境があります。こういったことも併せてですね、しっかりと取り組むことによってですね、やっぱりこの内子の魅力というのをですね、しっかりと上げていく。そして、そ

れを子どもたちに見せてあげる。それが本当に一番大事なことはないかなというふうに思っております。そのためにですね、一生懸命これからですね、残り4年ということになり、残りと言いますか、始まったばかりでございますが、2期目をですね、しっかり取り組んでいくということで、また皆様のご協力もいただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 以上で終わりますけれども、とにかく美しい景観を残すっていうことは、そこに、やっぱり人が住んでいないといけないということだと思います。しっかりとですね、隅々を見ながら町政を進めていただき、明るい内子町の未来を描けるように、移住者が増えるようにご期待を申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 午前の一般質問はここまでとし、休憩します。午後1時から再開いたします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に関根律之議員の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい。3番、関根律之です。

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

東日本大震災から、もうすぐ14年が経ちます。私もまた震災を契機として愛媛に移住してきたものの1人として、3月は震災のことをいろいろ思い出します。近い将来、必ず来ると言われている南海トラフ巨大地震に対して、内子町の防災対策はどうなっているか質問していきたいと思います。

また、議員の任期、4年の任期最後の定例会として、国保について、これまでも何度か取り上げてきましたが、国保税の改定時期にあたり、一般質問をまた最後にさせていただきたいと思います。

それでは始めます。

1番、災害時を想定した水道・下水道施設の耐震化等の取り組みについてです。1月末に埼玉県八潮市で起きた下水道管の破損による道路陥没事故は、私たちに大きな衝撃を与え

たことは記憶に新しいところです。また、令和6年能登半島地震を踏まえた上下水道の強靱化について、国の対策の方向性が示されています。

(1) 国の動向では、上下水道システム全体が機能を失う急所施設のほか、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の耐震化を推進するとされています。2月4日に産業建設厚生常任委員会で水道施設の老朽化と耐震化の状況についての研修で、担当課に福祉避難所に接続する上下水道の管路に耐震化の計画があるかを私が質問したところ、担当課からは「計画にはない」という趣旨の答えがありました。

改めて伺います。特に災害時要配慮者の居場所となる福祉避難所や病院、介護施設、障がい者施設などは優先度が高いと考えますが、上下水道の耐震化の取り組み状況はいかがでしょうか。

○議長（久保美博君） 関根律之議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） ただ今の関根議員のご質問にお答えいたします。

能登半島地震における上下水道施設の甚大な被害と復旧の長期化を受けて、国から災害に強く、持続可能な上下水道システムの構築に向けて、上下水道の急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路について、上下水道一体で耐震化を推進するための「上下水道耐震化計画」の策定が求められ、急所施設及び重要施設、接続する管路を設定いたしました。

なお、重要施設は国の基準に係る通知に基づき、地域防災計画に位置付けられた自治会等の指定避難所のほか、病院、福祉施設避難所を設定しております。下水道区域内が22施設、下水道区域外が52施設になります。

今後は、上下水道耐震化計画をもとに耐震化を進めていくこととなりますが、これまでも上下水道とも耐震化に取り組んでいるところでございます。

上水道では、令和3年度より、重要供給施設配水管耐震化工事として、老朽化により漏水の多発する路線での五十崎、平岡地区の布設替え工事及び令和4年度より、小田地区基幹改良工事で、旧簡水施設等を統合する事業を進めております。

下水道では、浄化センター施設に係る耐震化工事を計画的に進めており、今後は管路に関しても耐震化を進めていく予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 再質問をします。

福祉避難所についても重要施設という位置付けで計画にあるという答えがあつて安心しました。ただですね、この通告書にも書いていますけれども、指定避難所、福祉避難所、

病院。病院が先ですかね。という具体的な施設名称がありましたけれども、優先度。今、申し上げたなかで優先度というのは、指定避難所もちろん大事ですけども、「より命の関わる、直結するという意味では、病院や福祉避難所の方が優先度が高いのでは。」ということで通告書に書いているんですが、そのあたりの優先順位というのはどのように考えられていますか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 優先順位でございますが、水道等の管路につきましては、特に漏水の激しい、痛みの激しいですね、40年以上が経過した管路を中心に耐震化工事を進めておるところでございます。その耐震化工事の進み具合の進捗を見まして、優先度合いについてはですね、耐用年数と、あと老朽化度、あと漏水の状況のところを勘案いたしまして、優先順位をつけて整備してまいりたいと考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。耐用年数が40年以上経過しているものから順にというのはよく分かりますが、命に直結する病院とか、福祉避難所、具体的に内子町の場合、3施設指定していますけれども、そこは比較的、40年以上経過していない。比較的、安心なんではないでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 現在、福祉避難所と指定しておりますのが、みどり苑、神南荘、緑風荘の3施設でございます。

この施設で、みどり苑につきましては、みどり苑、神南荘につきましては、現在、耐震化工事を進めております五十崎・平岡地区に関連する地区でございますので、耐震化は徐々に進んでいくと思っております。

また、緑風荘につきましては、現在立てております上下水道の耐震化計画のなかで、5年間の計画期間で計画を立てておりますが、一応、11年度末に耐震化ができるという形でですね、現在、工事の方を進めている状況でございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。分かりました。緑風荘については、みどり苑、神南荘については、耐震化工事を進めているなかで、上下水道管路についても同時並行で進める。耐震化工事というのは、この上下水道管路も含めての工事だという理解でよろしいでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議員のおっしゃるとおり、その施設でございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 次に移ります。

（2）下水道地域にある重要施設である役場庁舎や病院、高齢者施設、指定避難所などは、合併浄化槽への切り換えも選択肢のひとつとして検討することはいかがでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） ただ今の関根議員のご質問にお答えいたします。

過去の大規模地震において、ライフラインの中でも下水道施設の復旧には長期間を要する傾向があります。そんななか、合併処理浄化槽は個々の施設に付随する機能であることから、浄化槽本体に損傷がなければ、下水道に比べて早い復旧が見込めるかと思えます。その点に関しましては認識しているところではございますが、下水道法では「下水道処理区域内では下水を公共下水に流入させる排水設備を設置しなければならない。」と定められております。

また、これを前提として、建築基準法では「下水道処理区域内の便所は公共下水に連結した水洗便所としなければならない。」旨規定しております。そのため、下水道処理区域内では、一般的には合併処理浄化槽は新設することができないことから、合併処理浄化槽への切り換えの検討は行っておりません。

また、災害に対しましては、被害を最小限に抑え、早期の復旧を図るため、現在、浄化センターの耐震化を進めております。今後は重要施設への管路の耐震化についても検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。ありがとうございます。素人考えで、ちょっと合併浄化槽の方が被害が少ない可能性があるんじゃないかということで質問させていただいたんですが、下水道法、建築基準法で合併浄化槽は設置できないということになっているということで、それは理解をしました。今後またね、国の方でもまた方針が変わってくるということもあるかもしれないので、そのときはまた順次対応していただけることと思えます。

次に移ります。

（3）として、小田深山溪谷で新たに整備を計画している交流施設には、川への排水の環境影響を考慮して循環式トイレを導入すると伺っています。循環式トイレは、災害時に強いことを謳っているメーカーがあるようです。下水道地域の重要施設である内子分庁などに、同様に断水時の利用が可能な循環式トイレを導入することを検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） ただ今の関根議員のご質問にお答えいたします。

過去の大規模地震による災害の発生時において、断水が発生した地域では排泄物が流れず、トイレの便器や床が汚れ、悪臭が発生する。仮設トイレが設置されたとしても、バキュームカーが足りず汲み取り作業ができないため、すぐに使用禁止になるなど、トイレの問題は以前から課題となっており、被災地の循環式トイレの果たす役割は大きいものと認識しております。現在の下水道処理区域における水道、下水道施設の耐震化の取り組みといたしましては、浄化センター及び重要施設への管路についての耐震化を優先して進めておりますので、下水道施設の耐震化の取り組みといたしましては、循環式トイレを重要施設に導入することは検討しておりません。

今後、重要施設の改修の際には、防災の観点から、被災時を想定した施設の導入についても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。循環式トイレ、被災時にもその役割として重要という認識はおありだということで、他に管路等の耐震化を優先するということで、改修の際には検討するかもということですが、他の自治体での取り組み事例とか、いろんな情報があると思いますので、総合的に考えて、しっかり進めていただきたいと思います。

はい、次に移ります。

2番として、大地震での指定避難所の防災機能設備等の確保についてです。

（1）地震対応の指定避難所における非常用発電施設等の確保の状況はいかがでしょうか。特に確保している避難所数と割合はいかがでしょうか。また、福祉避難所3施設の確保状況はいかがでしょうか。

令和4年12月の内閣府調査によると、指定避難所で非常用発電施設等を確保している状況というのを統計で調べたデータが公表されていまして、63.8%が確保しているというふうに答えているわけですが、内子町の場合は指定避難所、どのぐらいの割合でできているのかという趣旨で質問をさせていただきます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは、関野議員さんのご質問にお答えをいたします。

町内指定避難所のうち、自治センターとその関連施設につきましては、非常用発電施設はなく、停電時の避難補助灯、スプリンクラー作動のための電源を備える程度の設備でござい

ます。現在、建設中の大瀬自治センターにつきましては、太陽光発電システムにより、数日程度、避難所機能を維持できる計画となっております。

次に、39の自治会館でございますけれども、こちらについては、ご質問の設備についてはすべて備えておらず、ポータブルのガソリンエンジン発電機、これを性能、台数等に若干違いはありますが、自主防災会などで用意をされております。

最後に、福祉避難所3施設ですけれども、ディーゼルエンジンによる全施設供給の発電設備は2施設、ポータブル発電機を所持している施設は1施設となっております。

町といたしましては、避難所へ持ち出しができる発電機を16台用意しており、また四国電力送配電株式会社でも電源車や発電機などを多数所有されている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番8 関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。なかなかちょっと複雑というか、いろいろお答えいただいたんですけれども、基本的に完備しているという感じでもないようで、自治会館についてはガソリンエンジン式の発電機を自主防災組織で所有しているところもあるけれども、町として、すべてそこのところを自治会館については管理していないみたいに聞こえたんですけれども、その重要性として、いろいろ防災機能設備、重要性があるなかで、今の状況で問題ないと考えているのか。それとも、より非常用発電施設を増強するようになる必要があると考えているのか。その辺りはいかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。ご指摘のとおりですね、各施設に設備としてそれが備わっているに越したことはないというふうに思っておりますが、現状といたしまして、それぞれの施設が建築されたときにそういった設備がないというのが現状であろうかと思いますので、それを補う形でポータブルの発電機等によって代替手段としておるといったところじゃないかなというふうに思っております。ですが、今ある施設にですね、そういった設備をさらに乗せていくということになりますと、これ数百万円、数千万円というお金がかかってまいりますので、現状としては大瀬自治センターのように施設自体の更新、あるいは大規模改修、そういったときにそういったことをやっていくのが現実的な対応じゃないかなというふうに思っております。それ以外につきましては、当面、ポータブルの発電機とか、そういったものを充実させていくといった手法でですね、対応してまいりたいというふうに思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之議員） 内閣府の調査、令和4年12月にしているということのようですが、内子町でもそういった調査でお答えしているのではないかなと思うんですけれど

も。まあ63%は確保できているという、統計上はそういう数字になっていて、何か今、聞くと、そういった非常用発電施設はないけれども、ポータブルの発電機を用意して、代替しているというふうにも聞こえて、設備能力的には劣るけれども、次善の策としてということなのかなあというふうにも受け取れるんですが、そのあたりは、その重要性。防災対策いろいろあるなかで他にやっぱり優先することがあって、非常用発電施設については現状のやり方で仕方ないということなんでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） これ言い方になるかもしれませんが、仕方がないというよりはですね、やむを得ないということで、そういった状況になっているということでございます。重要性については認識しております。

以上でございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。ちょっと私ももう少しいろいろ調べてみたいと思いますけれども、重要性は認識しているということで、引き続き、対策の方も研究していただきたいと思います。

次です。断水時のトイレ対策の確保の状況はいかがでしょうか。特に緊急用携帯トイレや簡易トイレは、想定収容人数の何日分を確保するなどの基準設定はありますでしょうか。また、福祉避難所3施設の確保の状況はいかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それではお答えをいたします。

災害時のトイレの確保について明確な基準はございませんが、内閣府の「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」によりますと、備蓄数などの参考として、最大想定避難者数×5回分×3日分を目標とすることが示されております。

町といたしましては、愛媛県が発表しております南海トラフ地震被災時の想定避難者数をもとに、備蓄目標数をおおむね3万程度と算定し、毎年備蓄に努めております。ただ、携帯トイレの備蓄を始めて日が浅いために、これまでの備蓄数は、現在9,000セットであります。まだ目標数の備蓄には時間が必要な状況でございます。

また、福祉避難所での備蓄についても、現在200セットと各施設ともに十分な数量があるとは申しませんが、今後とも、事業予算を効率的に活用しつつ、計画的に備蓄に努めたいと存じます。

ただ、町におきましては必要な備品の備蓄を進めてまいりますけれども、まずはお一人お一人の日頃からの備えと、足りないものを持ち寄り助け合うといった自助、共助が非常に重

要となってまいりますので、飲料水や食料などとともに、携帯トイレの備蓄につきましても、町民の皆様にもご協力をお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。目標数値を持ちながらも、そこまではまだ達していないということで、より目標に向けて確保を努めていくということだったと思うんですけども。住民の安心のためにもぜひですね、防災対策、しっかりと予算をつけて進めていってほしいと思います。今、言った実際ある状況なんかもですね、1年に1回とか確保の状況なんかをホームページ等で公開して、今現在、目標に対してどのぐらいできているとかいうことを明確にしておくことが、私は町民の安心のうえでもいいんじゃないかなと思いますが、そういった防災備品の確保状況を公表していくということについて、何かお考えありますか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。備蓄品の状況につきましては、毎年予算を立てまして、例えば本年度の場合でしたら300万円の予算でございます。それを割り振りまして、重要性、また必要なものを割り振って購入しておりますけれども、これ年間を通して購入しております。そういったことがありますのと、また年間を通して備蓄品を出しているといったこともありますので、なかなかそれ時点、時点での数量が確定しておりませんので、なかなかホームページでですね、公表するというところまでには至っておりません。そういった現状でございます。

以上でございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 次に移ります。

イベント等でも利用される洋式便座の屋外用仮設トイレも一定数確保しておくことが望ましいのではと考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） お答えをさせていただきます。

内子町における備蓄品につきましては、毎年度予算を計上しておりますその予算内において、被災時に最大の効果が期待できるよう物資を選定し、購入している状況でございます。先程もお答えをいたしましたとおり、現在、既存の洋式トイレなどを利用して、下水道などに負担をかけない携帯トイレの備蓄数の充実に注力しているところでございます。屋外用

仮設トイレにつきましてはイベントなどにおいての活用が可能ですけれども、調達経費、また使用時の現地までの運搬、設置、撤去の負担、また設置中や撤去後の維持管理など、経費や手間が大きくかかることとなります。また、仮設トイレが必要なイベントなどは限定的でございまして、日常的な活用もなかなか見込めない状況でございます。こうしたことから、屋外用の仮設トイレにつきましては、現時点においては必要に応じたリース会社などとの協定における対応を考えており、町独自の確保は当面予定しておりません。ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。他の自治体なんかでも、自治体独自で仮設トイレを所有しているというところは、なかなか多くはないようですけれども、何か今おっしゃられたそのリース契約とかで、災害時に使えるような方法というのも検討しているということだったんですが。まあ、いろいろ検討をしている段階ということで、時間もあれですので、引き続き、いろいろ研究をしていただきたいと思います。

はい。次に移ります。

指定避難所への災害用備蓄品を分散する取り組み状況はどのようになっていますでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。お答えをいたします。

これまで内子町における備蓄品は、役場の庁舎や自治センターなど5ヶ所で保管をしておりました。近年、全国で発生しております大規模災害の現場では、土砂災害や河川の氾濫などにより道路の寸断により、また、運搬のためのマンパワー不足や物資受入れ体制確保の遅れなどにより、避難所への物資の配送が滞る課題が生じている場合がございます。こうしたことから、現在、小中学校を中心として分散備蓄の呼びかけを行い、新たに3校のご協力をいただき、分散備蓄を進めているところでございます。

今後におきましても分散備蓄を進めていく必要がございますけれども、自治会館や自主防災組織などへの分散備蓄については、現場の保管スペースや管理の問題、現に備蓄している物品数と地域での必要数、また希望数などから、その課題解決の方法や備蓄基準などについて検討をし、合意を得たうえで分散備蓄を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。丁寧にお答えいただき、ありがとうございます。小中学校等

に一部分散させているところもあるというのと、自治会館等については、いろいろ課題もあるので合意を得る、話し合いを続けるということで、非常に大事なことだと思いますので、今、自主防災組織もそういったことに関心を持って、町としっかり協議をしていくということとは住民の防災意識を高めるうえでも、大切なことだと思いますので、引き続き、よろしくお願いいたしたいと思います。

最後、(5)として、プライバシー確保のための仕切り板等の備蓄は何世帯、何人分を確保していますでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） お答えいたします。

現在、プライバシー確保のための専用の仕切り板などの備蓄はございませんが、1人用段ボールベッドに仕切り板が付属しており、この段ボールベッドを100セット備蓄いたしております。段ボールベッドの保管にはある程度のスペースをとりますので、適切な保管場所の確保や分散備蓄も同時に進めながら、今後とも、予算的にも可能な範囲で備蓄数の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。なかなか、ちょっと厳しいお答えだったんですが、1人の段ボールベッドで100セット現在あるのみということで、本当に、来月、巨大地震が起きたら、本当にプライバシーが確保をされない状況で体育館で雑魚寝みたいな、そういう状況が生まれてしまうのかなということで非常に心配をいたします。

石破首相もご承知のとおり、国際基準であるスフィア基準というのを遵守することが先進国である日本にとっても大事だということで、防災庁の設置などを国の方でも進めていくということをやっていますけれども。ぜひ、内子町の方でもですね、そういったことも並行して、しっかりとプライバシー確保のための対策というのも進めていただきたいと思います。最後に町長、防災対策全般についてでもいいですし、プライバシー確保については、ちょっと心もとないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。南海トラフ地震、本当に30年以内に80%ですかね。かなりそういう状況になってきております。しっかりと取り組んでいく必要があるなというふうには思っております。そういうなかでですね、やっぱり先程のいろんな備品、これからも充実をさせていただきますけれども、保管場所の確保ですね。こういったものも並行しながら。結構かさばっていきますんで、そういったものの保管場所のご了解をいただきながらです

ね、プライバシー、これも本当に大切な問題だというふうに思っております。私もテレビなんかで見っておりますとですね、いろんな方法で苦勞されているようでございます。私のところにおいてもですね、そういうところも十分注意をしながら、また確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。ありがとうございます。

町長も重要性、防災対策の重要性、十分に認識されているというふうに認識しましたがけれども、ぜひですね、町長の任期、次の4年の間にも、しっかりと防災対策に予算を割いて、しっかり進めていただきたいと思います。

次に移ります。

2番目として、国民。3番目か。国民健康保険税の子どもの均等割額減免措置についてです。国民健康保険は農業をはじめ、個人商店などの自営業者などが加入していますが、公的医療保険のなかでも、中小企業が加入している協会けんぽや公務員などが加入している共済組合などと比べて保険料が最も高く、約1.5倍から2倍にもなると言われています。国保以外の被用者保険は企業や国などと保険料を折半していますが、国保の被保険者は全額個人負担。また、国保は定年退職後、60歳から74歳までの前期高齢者の多くが新たに加えることになることから、加入者の平均年齢が高く、他の被用者保険と比べて、医療費総額が高くなるという特徴があります。地域の医療費が多く発生すれば、それだけ保険給付費が上昇し、それに応じて保険料が高くなっている状況です。

（1）として、当町の国保加入世帯のうち、60歳以下の世帯主の就業形態はどのようなものがありますでしょうか。うち、農業従事者の割合はどの程度でありますでしょうか。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

〔久保宮賢次税務課長登壇〕

○税務課長（久保宮賢次君） ご質問の国保加入者の就業形態についてお答えをいたします。

内子町国民健康保険の令和7年1月末現在の加入世帯は2,162世帯で、世帯主が60歳以下の世帯は465世帯となっております。内子町の課税データにおいて職業区分を記載するものがないため、国保加入者の世帯主の職業について明確にお示しするものはございませんけれども、所得額の多いものを、その方の所得区分として抽出をいたしますと、60歳以下の世帯主では、給与所得が207世帯、営業所得が90世帯、農業所得が39世帯、その他所得が16世帯となっており、農業所得世帯の比率は8.4％となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。農業世帯8.4％と。まあ、60歳以下で推測ですけれども、

意外と少ないのかなあという印象を持ちました。

次に移ります。

(2)として、令和6年度国保の国民健康保険の未就学児の保険税均等割減免対象者の数と減免に係る当町の負担額はいくらになりますでしょうか。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

〔上山淳一住民課長登壇〕

○住民課長（上山淳一君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

国民健康保険税の均等割額減額措置につきましては、子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児に係る均等割額の2分の1を軽減する制度で、令和4年度から実施されております。ご質問のありました令和6年度の軽減対象者でございますが51人。軽減に係る町の負担額は15万2,077円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。次に行きます。

国民健康保険の特徴のひとつに、保険料が所得に応じて係る所得割の他に、応益割と言われる加入者一人ひとりに係る均等割額、世帯にかかる平等割があることです。なかでも、赤ちゃんからお年寄りまで世帯人数に応じてかかる均等割額は、減免がない世帯には1人あたり年間約5万円であり、子どもが多い子育て世帯にとって特に大きな負担となっております。世帯人数に応じて保険料が高くなるのは公的医療保険制度の中で国保だけで、他の被用者保険にはこのような仕組みはなく、国保加入者にとって、あまりにも不平等な制度ではないでしょうか。国もこうした問題点を認め、令和4年度から子育て世帯の負担軽減の観点から、子どもに係る均等割額を半額公費で負担する制度が始まりましたが、対象は、今、説明がありましたように未就学児までです。これからますます子育てにお金がかかる小学校入学と同時に減免はなくなります。

こうした事態に対し、子どもの均等割額を自治体独自で減免する市町村が増えています。国保被保険者の子ども、高校3年生の年代までの人数と、その分の均等割を町が全額免除した場合に必要な金額の試算、概算はいくらぐらいになりますでしょうか。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

〔久保宮賢次税務課長登壇〕

○税務課長（久保宮賢次君） お答えをいたします。

令和7年1月末現在の18歳以下の内子町国民健康保険被保険者は259人で、均等割の総額は677万4千円となります。このうち、先程説明にありました未就学児の均等割額については5割とする軽減措置がとられており、軽減された費用については公費によって

負担されておりますので、18歳以下の国保被保険者の均等割を全額免除した場合に、内子町で新たに負担が必要となるのは、この公費負担を除いた約615万2千円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） はい。議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。明確に答弁いただきましてありがとうございます。

18歳以下の国保加入者の人数が259人。そして、もし仮に均等割額を子どもの18歳以下、全額免除した場合、新たに必要な金額が615万円ということで、非常にイメージしやすい。金額がはっきりしたわけです。

改めてですね、これは子育て世帯への支援ということで様々なことを小野植町長やってこられたわけですが、今、私も質問してきたように、だいたい趣旨はお分かりになっていただけるんじゃないかと思うんですが。内子町では基幹産業は農業や、自営業者についてもですね、町並みであるとか、そういったところで商店を営んでいる方であるとかということで、非常に自営業者というのが、内子町の持続的発展のために非常に大事だというふうに私は認識している。小野植町長もそういう認識はおありだと思うんですけども、子育て世帯への支援としてですね、この国保の子どもの均等割額の減免というのを、ぜひ検討していただきたいと思うのですが、小野植町長いかがでしょうか。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

〔上山淳一住民課長登壇〕

○住民課長（上山淳一君） ただ今のご質問に答弁をさせていただきます。

国は保険料水準の統一に向けた取り組みを進めるため、国民健康保険法において、都道府県が策定する国民健康保険運営方針に、「保険料水準の平準化に関する事項」を記載することを定めています。また、令和6年6月26日に国が策定した「保険料水準統一加速化プラン」には、都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう、保険料水準の統一を進めると記載されております。

このことに基づき、愛媛県国民健康保険運営方針では、令和15年度には保険料の県内統一「準統一」を目指すとしており、現在、市町ごとに異なる賦課方式や税率などの統一に向けて、段階的に調整を進めています。そのため、子ども全員への均等割額を減免する規定を新たに設けることは、現在、国や県が進めている方針と異なることになります。また、国保会計は、前年度に続き、今年度も単年度収支が赤字の見込みとなっており、運営が大変厳しい状況です。均等割額を減免することになれば、町が減免した額を一般会計から補填しなければなりません。国保会計の法定外繰り入れは認められないことになっています。

以上のことから、均等割額の減免はできませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。丁寧にお答えをいただきました。

国保の保険料の平準化、統一化の取り組みが県を中心に進められているということは、多くの方も承知しているところだと思います。ただですね、そうは言っても、あまりにも国保の保険者が、加入者が保険料が高い、不公平だということもあると思いますし、子どもが増えるたびに、子ども1人あたりで均等割が増えていくという仕組みも非常に理不尽だということも、多くの自治体の首長さんを中心に、この制度の見直しも必要ではないかということも、またそういったことも話し合われて、国の方に要望されているという状況があると思います。

そういったなかでですね、先程、私も申し上げました自治体独自で減免をしているというところがあるんですね。例えば、この方針が示されているということがありながらも、この2024年度から、本年度から、昨年4月から始めている子どもの均等割の全額免除というのをやっているところがあります。例えば、神奈川県清川村、群馬県渋川市というところが具体的にありますけれども。

例えば、この群馬県渋川市はですね、いったん、この国保の国保料、国保税を納めた上で、またこの子どもの均等割分などを新たに別に給付するというやり方をとっているんですね。ですから、国保の料金体系には影響しないで、こういったやり方で、給付をするというやり方で群馬県渋川市はやっているというふうに報告されています。他にもこういった手法で、同様な手法でやっているところも出始めているということもありますので、ぜひこういったやり方も研究していただきたいと思います。

それから茨城県ですけれども、これは県が独自にその市町村の補助を出しているようですよけれども、44市町村のうち39市町村で、子どもの均等割の減免を実施しているという事実があるようです。ですから、国や県の方針があるから自治体、市町村は何もできないということではなくて、これは国保の加入者の実態、地域の実情をしっかりと見据えたうえでですね、減免を実施している自治体があるので、ぜひそのことも検討、研究をしていただきたいと思うんですが、小野植町長、最後にいかがでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。子育て支援の観点からということ为先程言われましたけれども、やはりですね、いろんな子どもに関わるいろんな事業といいますかね、それはあると思います。1つ1つですね、子どもだからとかですね、そういうのでやるとですね、非常にいろんなところで矛盾が起きたりするのではないかなと。総合的にですね、例えば児童手当を手厚くしたりですね、いろんな総合的な観点もですね、1つ1つ見ていくのではなくて、必要なのかなというふうに思っております。先程、答弁させていただきましたようにですね、15年度を目標に統一、同じような状況であれば皆さん一緒ですよというようなことに向

かって、今、取り組んでいる最中でございます。そういうなかにあつてですね、全国的にそんなことをやっている場所があると、今、言われましたけれども、それはいろんな思いがあつてやられているんでしょうけれども、私の町においてはですね、先程言いましたように、いろんな観点からですね、子どもの支援というのができるわけですので、これだけを捉えてですね、ここでもということには。ちょっとそれは今の現時点ではですね、考えていないということでございます。

以上でございます。

○3番（関根律之君） はい。議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 非常に残念な答弁、ゼロ回答というように受け取ったんですが、内子町のスローガンは、「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」というのを掲げていましたと思うんですが、その「町並み、村並みの美しい風景が維持されるのは、そこに暮らす人々の営みがあるから」ということも基本構想などに書かれています。そして、多くの高齢者がそういった町並み、村並みを支えている、その営みを支えているという実態もあるわけですが、先程の国保の加入者で農業の方が少ないということもありましたけれども、やはり現役世代で、子育て世帯で国保の加入者であり続けるというのは非常に難しいという状況があるんだと思うんです。内子町では、そういった農業を基幹産業として支えていこうと言っているわけですから、そういった具体的に農業をやられている子育て世帯の苦しさにちゃんと向き合つて、目を向けて、そういった方々が生業を続けていくにはどうしたらいいのかというのをしっかりと私は検討していただきたいと思うんです。すぐにこの場で、「はい。分かりました。」ということとは言えないということは分かりますけれども、いろいろ苦勞しているなかで、自治体独自で子どもの均等割減免を始めているというところがあるわけですから、ぜひとも子育て世帯への支援をいろいろ考えておられるなかで、この国保の加入世帯の子どもの均等割減免というのを小野植町長の4年間の中でぜひとも検討していただきたいということを要望いたしまして、私の議員最後の、4年任期最後の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） ここで暫時休憩します。午後2時10分から再開いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、塩川まゆみ議員の発言を許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 議席番号2番、塩川まゆみです。

2011年3月11日に発生した東日本大震災および東京電力福島第一原発事故から今年で14年目となります。2021年4月の町議会議員選挙で町民の皆様からの信託を受け議員となって以来、毎年3月定例会一般質問の冒頭では3.11に言及してきました。教訓というにはあまりにも重く悲痛な災害を、決して風化させないとの思いからです。地震と津波、そして原発事故という過酷な複合災害によって、あまりにも多くの命が失われ、命が助かった人たちも故郷、生業を奪われ、生活そのものが根底から覆されました。14年経過した今なお「原子力非常事態宣言」は解除されておらず、2万人以上が避難生活を余儀なくされています。内子町に置き換えれば、大げさではなく、1万4,674人、全町民がかりりに避難し離散したということであり、その現実に圧倒されます。

ところが政府は、先2月18日に閣議決定した第7次エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、GX（グリーントランスフォーメーション）2040ビジョンにおいて、脱炭素社会の早期実現のためと称し、福島第一原発事故以降盛り込まれていた「原発依存度を可能な限り低減する」という文言を削除し、「原発を最大限活用する」として、建て替えや新規の増設をも容認する方針へと転換することを表明しました。絶句です。14年前の事故から、そして昨年の能登半島地震から何を学んだのでしょうか。この場で何度も繰り返してきましたが、伊方を抱える南予地域、そして町内の一部がUPZ圏内になる内子町にとって、福島原発事故は決して他人事ではありません。午前中の一般質問の中で、国がやるべきことは国がやるという表現がありました。もちろんそのとおりです。しかし、国のやるべきことを政府はちゃんと分かっているのか。首都圏に住む人々以外の暮らしはちゃんと見えているのか。政府は東京にあって勝手なことを言いますが、ひとたび災害が起きれば、暮らしを奪われるのは私たち愛媛県、南予、内子町に住む人間です。住民の暮らしと命を守り、地域を持続可能にするために基礎自治体はあります。日本の最高法規である憲法によって保障されている生存権、幸福追求権を脅かすような国の愚行に対しては、対等な立場で毅然とNOを突き付けられる自治体であってほしいと思います。

さて、3月定例会にあたり、通告に従いまして質問を行います。

まず、1問目は「飼い主のいない猫について」です。令和3年6月定例会でも、この問題についてお伺いしました。

内子町は令和3年度より飼い主のいない猫の繁殖対策として不妊去勢手術費用の助成を行っており、現在のオス8千円、メス1万2千円は県内でもトップの助成額です。これは本当に画期的なことで、県内にとどまらず、他の自治体で同様に野良猫問題に取り組む個人や団体からも高い評価を受けています。また、ここ2、3年、愛媛県内でも猫の不妊去勢手術に特化した臨時開設、また移動式車両を活用した獣医師によるクリニックが展開されるようになり、そこを活用すれば助成金の範囲内で、つまり保護ボランティアの持ち出しがなく不妊去勢手術ができる体制が整っております。

愛媛県は以前から、環境省が公表する犬猫の殺処分頭数で全国上位に入り続けるなど、動物愛護の取り組みは国内でも大きく遅れています。それでも、令和2年度の動物愛護法改正以来、愛護センターの機能拡充、譲渡拡大への取り組みも少しずつ進んでいき、令和元年度には全国最多だった殺処分数2,082頭が、令和4年度には犬178頭、猫417頭の595頭へと減少しています。殺処分率は36.3%でした。

一方で、この5年ほど、個人的に猫の問題に関わってきて感じるのは、多頭飼育崩壊状態に陥るケースが増えつつあることです。今年1月末に開催された愛媛県動物愛護推進懇談会の議事録を見ても、高齢の独居など、何らかの理由で孤立感を深めた個人が、外に暮らす犬や猫に愛情を注ぎ、適正飼養の範囲を超えてしまう、不妊去勢手術もせずに、いわゆる「無責任なえさやり」を継続した結果、望まずして繁殖してしまい、鳴き声や排泄物、個人の住居、近隣環境を悪化させ、住民とトラブルになってしまう問題が議論されていました。

ここでお尋ねします。町として、この飼い主のいない猫の問題の現状をどのように認識しているのか。また、今後の対応をどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） 塩川議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、飼い主のいない猫に関する問題については、糞尿による臭いや衛生上の問題、無責任なえさやりなどの報告なども受けており、町といたしましても、地域やボランティアの方々のご協力も得ながら保護をして、避妊去勢手術に繋げていただいたり、飼い主のいない猫の屋内飼育など、適正飼養の看板の設置や、場合によっては保健所と連携いたしまして、指導を行うなどの対応をしているところでございます。

近年では、避妊去勢手術の件数も伸びてきており、徐々にご協力いただく方も増えてきていると感じておりますが、とはいえ、飼い主のいない猫が地域猫として安全に生きていくためには、手術後も地域でのえさやりのお願いや住民の理解も必要と考えており、ボランティアの方々の負担も大きいことは理解しておりますが、地域の活動が広がることにより、お一人お一人の負担が少しでも軽減されればと考えております。

町といたしましても、時期を見て、広報誌の特集記事やホームページでの啓発等も行っているところではございますが、まだまだ十分とは言えないと認識しており、自治センターや自治会などと連携をしながら、具体的には講演会を開くなど、啓発の場を企画してまいりたいと考えております。

飼い主のいない不幸な猫を増やさないよう、地域の理解を進め、引き続き避妊去勢のご協力をお願いしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございます。

前回、令和3年6月の答弁では、苦情が寄せられた際に、現場の確認や相談者などへの聞き取りを行って実態の把握に努めているとのことでしたが、私がここ5年ほど町内で実際に対応したトラブル、多頭飼育崩壊案件などでは、もっと初期の段階で何らかの介入ができれば、ここまで大事に至らなかったケースがほとんどです。具体的に申し上げますと、最初の1、2頭に無責任なえさやりをしている間に手術をすれば良かったということです。しかし、この段階では、ご本人、また周りからも苦情として町に相談されることは、まずありません。

県の認識としても、多頭飼育問題解決には、飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺の生活環境の改善など、根本的な原因に対し、動物愛護行政部局のみならず、社会福祉、生活衛生、住宅、またボランティア等官民を越えた連携が必要になるとの認識を示されております。個人の間ではどうしても感情的なトラブルに発展しやすいという現状もあり、また、福祉的介入の必要がある場面も多いことから、この場合、やはり行政が中心となって複数人のチームで対応することが望ましいように思われますが、その辺りはいかがお考えでしょうか。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

○保健福祉課長（上野昌宏君） はい。確かにチームワークを持って、いろんな関係部局とも連携をとりながら対応していく必要があると考えております。今年度におきましても、公営住宅部局とも連携いたしまして、多頭飼育崩壊の方を未然に防いだところでございます。

また、自治会などにお話を伺ったりとかですね、自治センターあたりとも情報を共有しながら、今後の改善に努めてまいりたいと考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。あの件については、もうすでに多頭飼育崩壊していたというふうに認識しているんですけども。町内やお隣の大洲市でも、私自身を含め、個人や団体に活動しているボランティアがたくさんいるんですけども、この場合、寄付を募っても十分ではなく、捕獲や病院への移送、一時保護施設での飼育、えさ代、トイレ代などの消耗品、医療費などをほとんど皆様、自腹で賄っています。動機としては、本当に放っておけない。殺処分される命を減らそうというところで、ぎりぎりのところで日々懸命に活動しているんですが、この実態はなかなか知られませんし、また単に個人的な動物の好き嫌いの問題という認識が、まだまだ地域でも主なところかなという気はしております。

しかし、この問題というのは実際のところ地域の環境問題でありまして、町の美化や環境保全に取り組んでいるこの内子町において、ひと目で健康状態が良くないと分かるボロボロの小動物が徘徊している。または車に轢かれたり、カラスに襲われた猫の死体などが道端

にある状況というのが、果たして許容できるものかどうかということです。もしボランティアの尽力がなければ、町内にはもっと多くの犬猫が溢れ、地域環境は明らかに今よりも悪化していることでしょう。その解決をボランティアの善意と金銭面も含めた奮闘努力だけに頼っている現状では、持続可能性の面で大いに疑問が残ります。

避妊去勢手術への助成は全国的に広がっておりますが、ここはもうひとつ進めてですね、例えば高知市では、地域猫活動支援補助制度として、手術助成以外に、調査啓発活動費や地域見守り活動、広報・啓発費、ボランティア保険料、捕獲用のえさ代など、高知市が適当と認める費用を上限2万円までということで助成しております。

また、香川県の善通寺市でも、これは認定された地域猫グループ活動に対して、上限15万円、そして、マイクロチップの装着に関しては5万円など、上限を設けながら、いろんな助成活動をしております。

また、伊予市は昨年度、ガバメントクラウドファンディングを活用して資金を調達し、市内で活動するボランティア団体に向けて、手術費や活動費の助成を行っております。目標100万円には達しませんでした、84万2千円を集めることができました。令和3年度よりの手術助成事業によって4年が経過し、確実に一定の効果が上がっているところでありますが、ここでもう1歩踏み込んだ支援を検討してほしいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

○保健福祉課長（上野昌宏君） はい。議員おっしゃられるとおり、いろんな地域でいろんな活動が展開されているところでございます。

内子町におきましては、先程、最初の答弁で申し上げましたとおり、まだまだ啓発が十分に至っていないと感じております。まずは啓発をしっかりして住民意識を高めていって、そのうえで、いろんな何ができるのか、寄付の集め方でありますとか、そういったところも含めて、今後、検討してまいりたいと考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 姉妹都市でもあるドイツのローテンブルクとの交流は、本当、大変結構なことで、ドイツフェスタも毎年大いに盛り上がっております。私も大好きです。しかし、ドイツといえば忘れてはならないのは、世界でも有数の動物福祉の先進国であるということです。ドイツには、ドイツ語で動物の部屋を意味するティアハイムと呼ばれる民間の動物保護施設が国内500ヶ所以上、各地域にあります。当然、ローテンブルクにも小規模なものがあります。ドイツには生体販売を行うペットショップはなく、動物を家族に迎えたい場合には、ティアハイムから迎えます。何らかの理由で手放さざるを得なくなったら、ティアハイムが受け入れ、終生面倒を見ます。このため、ドイツは犬猫の殺処分ゼロが実現されています。せっかく、このドイツ、ローテンブルクとの姉妹都市関係があり、これをさら

に意義あるものにするためには、ドイツの動物福祉の精神や取り組みを学び、日本において、動物福祉の先進自治体となることは、内子町のイメージアップはもちろん、住民が住んでますます誇りを持てる町となることに大きく貢献することは確実だと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。ボランティアの皆様にはですね、本当に頑張っていていてというのは報告を受けております。そういうなかで、先程、議員の方からですね、いろんな提案もございました。そういったことについてもですね、しっかり検討して、よりよい方法があればですね、対応したいなというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。ぜひローテンプルク、今度、視察に行かれましたら、ローテンプルクのティアハイムも視察していただきたいと思います。小さな命を大切にすることを、単なるスローガンではなく実際に行動で示すということは、内子町の子どもたちの教育にも大変よい影響を及ぼすと確信しております。今後も一層、町民の動物愛護意識、そして環境への美意識を高める施策を期待しております。

続きまして、2つ目です。

2期目となった小野植町長の所信表明を踏まえ、来期以降の重点施策について、いくつかお伺いしたいと思います。ただ、これは午前中の同僚議員の質問とも重複する部分が多々ありますので、この場では項目を絞りまして、町長ご自身の率直な思いをお聞かせいただければと思います。

まず、1つ目は農林業の担い手確保についてです。まずは担い手がなければ、人がなければ事業が進まないわけですが、これまで取り組まれた事業の実績、そして今後の具体的な担い手確保の支援事業についてお伺いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

農林業の担い手確保に関する取り組みは、持続可能な地域の農林業を守り続けるために、重要な課題であります。林業における担い手確保につきましては、令和3年創設の林業就業支援事業で4名の方が町内の林業事業体へ就業しております。また、愛媛県と町の補助事業、森林整備担い手確保育成対策事業費補助では、森林組合をはじめ、町内林業事業体における、林業従事者の福利厚生、労働安全に関する補助事業を実施しております。

今後の林業担い手の確保に向けては、中学生を対象に林業現場と教室をオンラインで繋

ぎ、立木伐採の状況見学や林業機械の模擬操作体験を実施しております。また、愛媛大学社会共創学部の方々を対象に、若者連携プロジェクト「林ターン」を展開しています。これは地域の情報発信と外部人材との交流を促進し、森林の総合的利用と担い手確保育成を図ることを目的に実施をしております。このように、林業分野の担い手確保に向けた普及啓発に努めてまいります。

農業においては、国や町の補助事業を中心に、新規就農者の就農支援に注力しています。具体的には、新規就農者育成総合対策事業を活用して就労された方は、平成20年度以降、21経営体、31名で、そのうち農業を継続している方は、17経営体、25名でございます。

また、町で補助制度を作りました親元就農支援制度についても、現在2名が取得中で、さらに1件の新規相談があることから、今後も支援を継続してまいります。

今後の具体的な支援策としては、引き続き、「新・農業人フェア」などのイベントを通じて、内子町の農業に対する関心を高め、新規就農者の確保を目指すとともに、新規事業としては、遊休農地を再生し、調査放棄地対策に取り組む活動の支援、また新規就農者の研修に関わる支援の拡充など、農林業担い手が就業しやすく、かつ継続しやすい環境を整えていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

数字の大小、人数の大小はちょっとピンとこないんですけど、まずまず十分な成果が上がっているのではないかなと思います。ぜひ、来年以降も引き続き、続けていただけたらと思います。

続きまして、2番目は商工業の活性化についてです。

所信表明の中でも新卒採用者の支援事業、そして事業承継マッチング事業などが挙げられていますが、今現在、町内の既存企業の人手不足問題をどのように考えられていますか。そして、またその対応について、何か具体的な策はおありでしょうか。お聞かせ願います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 内子町におきましては、商工業を営む事業者のほとんどが中小企業及び小規模企業となっており、専門技術や特色のある商品を強みに事業展開を図っております。近年では、人口減少を背景に人手不足に加え、経営者や従業員の高齢化が深刻となっており、事業継続が困難な企業もあることは承知をしているところであります。

第3期内子町総合計画において雇用機会の創出を後押しする取り組みとして、町内企業に就職する新卒者を増やすため、奨励金等を活用して定住の促進を図ってまいります。愛媛

県や四国4県の第一地銀4行などでは、奨学金の一部を助成する制度などもあります。これまで、町では町内企業への就職を促進するため企業ガイドブックを発行し、町内の高校生や20歳の記念式において配布し、また大洲・内子合同企業説明会を開催し、新卒者の確保対策にも努めてきております。

ご質問の既存企業の人手不足問題についてですが、企業の規模や業種、抱える課題によって異なりますが、企業において、従業員のモチベーションを高め、定着率を向上させるために、労働条件や職場環境の改善、また賃金や福利厚生の見直し、ワークバランスの推進、いわゆる育児休暇や介護休暇の取得を促進し、柔軟な働き方を導入することで、従業員の生活と仕事の両立を支援することも必要であると考えます。企業独自にテレビCMやハローワークを通じた人員募集もされておりますが、まずは内子町商工会や関係機関とも連携を図って、アンケートや聞き取り調査を行い、行政としてどのような支援が必要かということを整理いたしまして、制度設計を含め、検討してまいりたいと考えております。いずれにしても、既存企業の人手不足問題は重要な課題であると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。本当に既存企業の人手不足も、これ待たなしという感じだと思うんですけども。

再質問になりますが、町内企業に就職する新卒者に奨励金を給付する事業の創設とありますが、この場合、例えば、第2新卒者、既卒者、中途採用に関してはどのようにお考えでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。そのあたりがですね、完全にまだ固まってはおりません。今、考えているのはですね、奨学金とか、そういうのも含めてですね、おそらく学生さん、そういうのを借りられて行っておられる方が多いというのもありますので、それは念頭には置いておりますけれども、必ずしもですね、それだけということではありません。ちょっとまだ、今、制度設計中でございます。いずれにしてもですね、そういう方が入ってきやすい。そういう環境は作っていききたいなというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

関係人口を増やすためにもですね、どんどん人が働ける内子町を作っていただきたいと思えます。

続きまして、3つ目です。

子育てや教育に関する分野についてです。子どもたちの基礎学力の向上を図るとありま

すが、まず基礎学力をどのように捉えているかをお伺いします。それに資するための具体的な内容は、また指導に必要な人員の確保と現在も問題になっております教員の負担軽減をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

〔林純司教育長登壇〕

○教育長（林純司君） 塩川議員のご質問について、私の方からお答えさせていただきます。

まず、子どもたちの基礎学力の向上に資するための具体的な内容でございますが、内子町では第5期学力向上推進プラン、令和6年度から8年度に基づき、学校ごとの学力向上推進計画を策定し、取り組んでおります。

学力向上推進プランにおいては、目標として学校教育の質の保証・向上を掲げ、重点項目として、授業改善の取り組み、ふるさと教育の推進、豊かな学びの創出を中心に研修、実践をしております。

各学校で策定する学力向上推進計画では、それぞれの学校で目標を決め、課題を克服する取り組みを進めています。主な実践として、ICTの効果的な活用、基礎基本を定着させるドリル学習、学習ツールの活用、読書活動の工夫、読解力・表現力等を伸ばす学びの場の設定などがございます。

また、町全体で授業改善を進める取り組みといたしましては、研修機会の確保、充実がございます。研究組織として位置付けられている内子町教育研究所の取り組みとして、教科委員会による研究事業、小中連携を核としたブロック研究の推進、研究実践発表などを行います。また、大学教授等を講師に迎えた学力向上セミナーの開催、小学校外国語活動、外国語指定校研究実践、また教員の先進地視察研修等の実施がございます。

次に、必要な人員の確保と教員の負担軽減をどう考えるかでございますが、教員の事務関係業務を支援するスクールサポートスタッフの増員、生活支援員の適正配置、放課後学習支援「学び舎」の指導者や中学校の拠点校部活動外部指導者の拡充などを現在進めているところでございます。

その他、町内全小・中学校には、学校運営協議会コミュニティスクールの仕組みが広がりを見せており、ふるさと教育における地域人材の協力など、大きな貢献をいただいているところでございます。コミュニティスクールにおいては、学校の課題を踏まえながら、地域と話し合う中で様々な課題解決の取り組みも生まれてきております。

今後とも、子どもたちを中心に据えながら、学校、家庭、地域が力を合わせる実践をさらに進め、教員の業務負担軽減に繋がりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

必要な人員の確保として、スクールサポートスタッフの増員などが考えられたと思うのですが、これ他でもよくあるんですけど、例えば募集しても想定していた人員が集まらなかったというような場合は、どういうふうにお考えでしょうか。子どもたちは待ったなしで成長していきますので、1年の遅れはその1年、その学年の教育機会を損なうことになりかねないと思うんですけれども、確実に人員は確保できるような募集体制、あるいは条件というもの整備されてるのでしょうか。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

○教育長（林純司君） はい。スクールサポートスタッフに限らず、学校ではいろんな職種の方に働いていただいておりますが、基本的には公募をかけて、広報うちことか、あとハローワークを通じてかけたところ、今のところ、それによって応募がなかったということはございません。ただ、本当に深刻な人員不足が続いております、その確保には苦労はしております。学校で働く方については資格等も必要なものもございますので、なかなかその資格を持った方が、何もしなくてという状況は今ほとんどないものですから、いろんな情報を集めながら、人材確保には努力をし続けている状況でございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） この学力向上推進プランのなかで、「学び舎」や英検受験の補助、全国学力調査の順位の向上みたいなものも挙げられていると思うんですけれども、このいわゆる学テの順位というものは、必ずしも目安として取り上げるのは今どうなのかなという気もするんですが、そのあたりはいかがお考えですか。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

○教育長（林純司君） はい。学力向上推進プランの中においては、もちろん学テテストの成績を全国並みに持っていくというのは基本的な目標としてございますが、子どもの基礎学力というのは、いわゆるその読み書き計算だけではないというふうに一般的に現在言われておまして、論理的な思考でありますとか、課題解決能力でありますとか、そういったものも生きていくうえで十分必要です。内子町の教育委員会におきましては、そういう力をつけるために、例えばふるさと教育でありますとか、ローテンブルク市との交流でありますとか、そういったことにも力を入れて総合的な基礎学力を伸ばしていこうということで取り組んでおりますので、特別にその数字についてこだわっているということはありません。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

また基礎学力というのはですね、基本的には、それぞれの子どもたちが個性を伸ばして幸

せに生きる力を育む土台となるものです。内子は子どもも減ってきておりますけれども、だからこそ、きめ細やかな対応も可能かと思いますので、今後どうぞ教育分野には注力いただきたいと思います。

続きまして、4つめです。

先程の午前中の答弁にもありました「自治会活動については、地域づくり計画書に基づく活動の支援を行うとともに、人口減少や高齢化により自治会運営が困難となった地域の再編などに伴走します。」とありますが、もうこの問題こそ、すでに顕在化しておりまして、地域の再編に伴走するとありますが、「実際に自治会運営が困難となった自治会への支援、再編等の取り組みについて、具体的な内容をお聞かせください。」とあるのですが、先程、午前中の答弁で、過去に自治会の統合実績がないこと、そして地域で話し合って方向性を見出していくということがありました。これは具体的に、自治・学習課の職員が中心となって対応していくと考えてよいのか、お聞かせください。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

〔林純司教育長登壇〕

○教育長（林純司君） 塩川議員のご質問にお答えさせていただきます。

午前中の向井議員のご質問にもありましたように、現在までに41ある自治会から、運営がもう特に困難であるというような報告を受けたことはございません。ただし、自治会の総会等において会員が高齢化しているとの理由から、役員選考等に苦勞したとのお話はもうすでに聞いております。そのことにつきましても、最終的には自治会内で十分協議をされ、解決に至ったものと理解はしております。今後、自治会の運営が困難になったとの申し出が自治会からあった場合には、まずは自治会の実情を把握するため、該当自治会を担当し、ともに地域づくり活動を歩んでいる各自治センターが中心となり、会員の皆様と意見交換の場を持ちたいと考えております。そこでは会員の皆様のご意見を尊重しながら、その後の対応策を慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、町内全域での自治会再編についてでございますが、令和6年12月議会において下野議員のご質問に対し私が答弁をさせていただいたとおり、各自治会が令和4年度に策定された地域づくり計画、10年計画をスタートとさせて間もないこと、再編には地域住民の理解が必要であることなどを総合的に踏まえ、地域全体にとって何が最適なのかを慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

自治会活動というものは、特にこの内子町が掲げる「村並み、山並み」においては、本当、最前線で活動する主体であると思うんですね。そして、町の今後のグランドデザインにも大

きく関わってくる部分です。もちろん、日頃の業務として各自治センターの職員の方々が中心に取り組まれると思うんですけども、ここは例えば地域の行事に出席した折にでも、町長や副町長がもう直接、自治体の方々と対話する機会をぜひ設けていただきたいと思うのですが、そのあたりに関しては頻度等どのようにお考えでしょうか。町長。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。私もですね、いろんなことで地域の方へ出かけていって、地域の皆さんとお話しする機会がございます。そのときに役員のなり手不足ですとか、いろんな話をお伺いをいたします。特に人口がですね、どんどん少なくなっている地域では、もうそれが顕著でございます。そんなところですね、いろんな話もさせていただきながらですね、ただこれも午前中も申し上げましたけれども、行政の方でこうなさいということはできませんので、やっぱりその地域の皆さんとですね、将来どういうふうな姿でいくのが一番いいのか、そこに力点を置いてですね、そのなかで町がやれること、応援できること、そういうのをしっかりとですね、していきたいなというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

とにかく、町がどのような事業を行うにあたって、その計画立案の段階から町内の当事者に丁寧に話を聞く。そして、担当者が実際に現場に足を運ぶということが大変重要だと思います。国や県からの指導や勧告というのはもちろん尊重されるべきでありますし、外部有識者の意見というのも大変貴重なものです。しかし、何よりも町民の声を聞く、町内の農業生産者さんや商工業者さんの事業所に足を運んで担当の方々の声を聞くというのが一番大切なことかと思えます。

私も微力ながら、この4年間、町内のいろんな立場の方のお話を伺う機会がありましたが、少なくない機会に「町から誰も話を聞きにこない。」というお言葉をちょうだいする機会がありました。もちろん、担当職員の方々はですね、事業によってはすでにもう十分やっておられたり、しかし、確かに事業によっては、また町民の方の受けとめとして、もっともっと直接対応が必要だという声もあるということを、どうぞ心に留めておいていただきたいと思います。

内子町の現在の人口は、先程も述べましたが1万4,674人。これは実際のところ、会おうと思ったら全員に会える程度の人数だと思います。町長ご自身が述べられたように、先の選挙活動を通じて町内をくまなく歩かれ、多くの町民の方々と直接対話し、その生の声に触れられたことは、町民の皆さん、本当それぞれいろんなお立場がありまして、なかには正反対の意見もあり、町の事業に対する優先順位についても、いろんな見解がおありです。町として政策立案するうえで悩ましいこともたくさんあるかと思いますが、どういう町にしたいのかというビジョンを力強く打ち出し、職員を鼓舞できるのは、首長という立場にある

町長だけです。

就任挨拶で述べられた「みんなが元気いっぱい、わくわくするような期待感の持てる町」。これをまず一番身近な町民であり、町長が最も直接的に影響力を行使することができる町職員の皆さんに対して実現していただきたいと思います。町職員の皆さんが元気いっぱい、わくわくするような期待感を持って仕事ができる体制が整えば、おのずと住民サービスの質も向上していくものと思います。職員としてのご経験が豊富な町長だからこそできることがあると考えますが、今後の役場の内部統制について、一言、何かおありでしたらお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。議員さんおっしゃるとおりですね、やっぱり私がリーダーとして選ばれたわけですので、私が目指すですね、先程言っていただきました「元気いっぱい、わくわくする町」をですね、しっかりとまず職員にですね、十分その考え方、いろんなことをこれから取り組もうとしておりますけれども、そういったことをですね、総合計画に基づきですね、しっかりみんなで頑張っていこうということで意識を上げてですね、またそれを住民にもですね、その気持ちが伝わるような、そんな取り組みをしながら良い町をつくっていききたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ちょっとこれは蛇足になるかと思うんですが、内子町に限らず行政サービスの基本というのは申請主義。これ本当に釈迦に説法ですけども。福祉の分野では特にね、問題にもなりますが、ある市民サービスの受給要件に該当していても、本人からの申請がなければ受給には至らないというのが大前提であります。行政側としては、もちろん広報やホームページ、庁舎内の掲示物などで周知を図っていると、そういう意識で仕事されていると思うんですけども、先程の猫問題のえさやりさんではないですが、最も必要とする当事者に最も届きにくいというのは猫問題に限らずあると思うんですが、これちょっと行政の申請主義的な体質といいますか、構えを少しくプッシュ的な方向に改めていくというのも必要かと思うんですけども、その部分はいかがお考えでしょう。お聞かせください。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。ある意味おっしゃるとおりですね。ただですね、やっぱり申請をしていただくということもですね、なかには、内容によってはですね、当然そういうものもあります。ですが、やっぱりプッシュ型ですね。一部、私もですね、同じような考えでプッシュ式にした、そういった事業もございます。そういう考えはですね、ある意味、大切なことだろうなというふうに思っております。可能なものについてはですね、できるだけ、

こちらの方からそういうような形ですね、こちらからプッシュでやっていくようなことも当然、考えていきたいなと思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

散々、同じことを繰り返してまいりましたが、本当、現場、町民のリアルな声をよく聞いて、経験豊富な行政パーソンとしての視点を超えてですね、町内事情に沿った実効性の高い施策を推進して、これからの4年間、どうぞしっかりと頑張ってください。

以上、来年度以降の内子町がますます魅力的な住みやすい町となることを期待しまして、私の今任期最後の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） ここで暫時休憩します。午後3時から再開いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、城戸司委員の発言を許します。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 1番、城戸司です。

まずはじめに、小野植町長、当選おめでとうございます。町民の1人として、2期目の町政運営に期待しておりますが、健全な町政運営ができるよう執行機関の監視としての役割という立場を忘れることなく、二代表制の片輪の一員として後押しをしていければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、はじめの町長の所信についての質問に入りたいと思います。

昨日の2月臨時会の町長招集あいさつで述べられた所信の一端に「町内を隅々まで回り、農林業では、高齢化や担い手の不足、有害鳥獣による農作物の被害、物価高騰の問題など、商工業では、同じく後継者の問題や人手不足による今後の経営に対する不安など、その他の分野では、子育て環境の改善や高齢者福祉の充実に対する要望、人口減少や高齢化による伝統芸能や地域行事の消滅危機、地域公共交通の問題、インフラの整備など、切実な町民の声を聞いた。」とあったかと思います。町並みや観光といったことがなく、町民に目を向けてほしいと受けとれるのではないのでしょうか。

特に、今年度はカメムシの大量発生や高温障害により、基幹産業のひとつである農業の被害が甚大でした。さらに、ここ最近では補助の切れたガソリンや電気料金の高騰、米価の高

騰と町民の日常生活にも影響が出ております。町並みの保存も大切だと思いますが、町民生活が苦しいときは、しっかりと手を差し伸べるのが最も大切ではないでしょうか。町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（久保美博君） 城戸司議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

今程、議員の方から言われました2月臨時議会の所信表明を受けてのご質問ということでございます。城戸議員、今、言われましたようにですね、選挙期間中、私も町内を回らせていただくなかでですね、農林業の分野、また商工業の分野でのそれぞれの課題、あるいは問題。また、子育ての関係でありますとか、それぞれ地域での伝統芸能とか、いろいろございました。もちろん、これ以外にもですね、先程はあれですけれども町並みの関係ですとかね。あるいは観光の関係ですとか、いろんなお話がありました。そういうなかで、1期目におきましてはですね、住民の意見もお聞きしながら、新型コロナウイルス対策も含めですね、多くの課題の解決に向けて様々な施策を実施してまいりました。同じようにですね、2期目においても引き続き住民の声をお聞かせいただき、政策に繋げていきたいというふうに思っております。ただ、限られた財源でございますので、すべてお聞きしたことが全部できるということにはならないかというふうには思いますし、また、1つのことに対してもですね、賛成があり、また反対があるという案件もあるでしょう。ですので、そういったことについてについては難しいかも分かりませんが、そういった取捨選択も行いながらですね、できるだけ一生懸命、お聞きしたことについては実行していきたいというふうに思っております。

以上です。

○2番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○2番（城戸司君） はい。ありがとうございます。

全ては難しい。特に財源があるということで、そのことは理解しておりますが、1つのところに常というわけでない。町長、2期目。4年あれば満遍なく手を差し伸べることはできると思いますので、そういったところも臨機応変に。そして、苦しいときはなるべく早くというのが町民の願いであり、助けられた人は時間が経つと「助けに来るのが遅かった。」というような負の感情の方もあるかと思います。なるべく早く手を差し伸べていただけたらと思いますので、今後とも町政運営の方でしっかりと町民に向けて、よろしくお願いいたします。

それでは、（2）の方に移ります。

所信ではありませんが、町長は町民の所得を上げるためにも「町が稼ぐ」と言われたかと

思います。ですが、地方自治体の収入は、地方税、使用料、手数料、分担金、負担金、財産収入、寄付金、地方債などではないでしょうか。税収や寄付が主であると思いますが、町が稼ぐということは、町民を増やすことで町民税が増えたり、ふるさと納税による寄付を増やしたりすることではないでしょうか。

ふるさと納税に力を入れることが農林業や商工業がしっかり稼ぐことに繋がるのではないかと考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

農林業や商工業の事業者の皆さんがしっかりと稼いでいただくには、例えば新たな商品の開発や情報発信、販売方法や販路開拓、設備投資など、総合的に取り組むことが生産量、販売額などを伸ばすことに繋がっていくのだらうと思います。

また、町にふるさと納税の寄付をいただくことで事業者の商品が返礼品として提供され、その代金が支払われますので、町の基幹産業である農林、商工業など関係する事業者が、ふるさと納税制度を活用して収入を得ていただくことも大切だと考えております。そして、ふるさと納税によりいただいたご寄付を財源として総合計画実現のための様々な施策へ充当することが可能になりますので、基幹産業である農林業や商工業への支援もできてまいります。

今後は、さらにふるさと納税の寄付額の増加に向けた取り組みを強化してまいります。特に、魅力ある商品の確保や返礼品の開発も重要な課題でありますので、これらの対応を総合的に強化し、まずは1億円を目標に寄付額の増加に向けて精力的に進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） ふるさと納税1億円を目標とまさに力強い。目標は高いに越したことはないんで、もう高く設定しておけばそれが9,000万円でも、もう今の状況からすると、もう御の字どころではないと思いますので、目標に向かってしっかりと舵を切っていただけたらと思います。

財源として使えるとありますが、先行投資というわけじゃないですけど、町長言われた新たな商品開発の方に先行投資をして、隣の大洲市は〇級グルメといったもので何か開発しているものもあります。内子は、フルーツ野菜なども特産品が非常に多いので、その商品、商品というか特産品ごとに、5月、6月、7月、8月といった商品コンテストのようなものを開催し、特産品の開発の方に力を向けていけば、ふるさと納税の返礼品の方にも加わっていくのかと思うんですが、そういったコンテストというか、競い合うというわけじゃないん

ですけど、新たな商品で賞金を。まあ、ニンジンをぶら下げるわけじゃないですけど、商品開発の方に先行投資をしてはと思うんですが、いかがでしょう。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。商品開発。魅力ある商品開発ですね。これはやっぱり大事だろうというふうに思っております。県内でも、他の市町さんを見てみますとですね、やっぱり、お魚であったり、お肉であったり、またみかんであったりとかですね、いろんな魅力ある商品がございます。そこにおいてもですね、なかなか。内子もあるんですけども、なかなか量が足りない問題ですとか、いろんなことでですね、なかなかそちらに使うことができない状況になっております。その辺の打破もしていかないといけないんですけども、今、提案ありましたようにですね、何か新たなものをですね、検討していくというのもですね、ひとつの考え方ではあると思っております。ここですぐどうこうということは言えないんですけども、そういう検討もしてみたいとは思っております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。発想の転換といいますか、特産品もあります徳島県では、アイゴという海の魚で、すごいアンモニア臭がしたりして捨てているような魚をキャベツを食べさせると食べられるといった、厄介ものを利用するといったようなことがあります。未利用魚を利用魚っていうことで。農業でいうと、2級品にも入らない規格外のものを活用する。お金にならなかったものをお金にしていくということが、所得、これこそ倍増になっていくのかなあというところにもなります。内子町の問題で言うと、有害鳥獣対策、商品開発すれば、にも繋がっていくと思いますので、何とか、なるべく早く着工していただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは（3）の方に移りたいと思います。

高校生までの医療費の無償化や修学旅行費用の補助など、他の市町と比べても、先に取り組み、内子の子育て支援は良いと感じております。町民からも喜びの声も聞きますので、これは大変成功しているのではないかと、誇れるのではないかと考えています。人口減少対策も、県が補助を出している事業への上乗せをしている市町がほとんどであります。内子は町単独で不妊治療に補助があるということも含め、羨ましいといった声も聞きます。よい事業はすぐに真似をされ、町独自といったものはすぐに薄れてしまうのですが、上乗せをしたり、新たなことを考えたりするということで対策をしていっていると思います。ですが、他と差別化を図るためではなく、他の追随を許さないぐらいの気持ちで、さらなる拡充をしてはどうかと考えるのですが、町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（小野植正久君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

第1期目には、県内に先駆けて高校生までの医療費無償化に取り組み、小・中・高校生の修学旅行にかかる費用への支援、学校給食費への補助、インフルエンザ予防接種費用に係る支援の拡充、特定不妊治療や不育治療への支援、第3子以降の保育料無償化など、出産前から就学後まで幅広い支援に取り組み、子育て世代等への経済的負担の軽減を図りました。また、放課後児童クラブの拡充、充実や児童公園の整備など、働きながら安心して子育てができる環境の整備にも努めてきたところでございます。

第2期目には、将来の内子町を担い、支えていく子どもたちの健やかな成長を最優先にすることを軸に、誰1人取り残さない、子どもに寄り添った施策を展開し、妊娠、出産、育児、子育てなど、さらに伴走型の子育て支援に取り組みたいと考えており、具体的な支援については、経済的支援と環境的支援の両立が不可欠であると認識をしております。経済的支援では、県と共同で実施している人口減少対策事業を中心に新たな支援策も検討するなど、支援の充実を図りたいと考えています。環境的支援では、保育士の適正な採用、配置と研修への参加等によるスキルアップを図り、保育環境の充実を行うとともに、ALTの拡充を行い、子どもたちの英語教育の充実と国際的な視野を持つ子どもの育成や、5歳児健康診査を実施し、子どもたちの健やかな成長に寄り添うなど、子どもの成長に合った環境面での支援を行ってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。初産の年齢の平均が令和3年に31歳にまで上昇したということが国の方のデータであります。今もう高齢出産としての定義は35歳以上の初産とかというふうなのがあるらしくて、ちょっと男性である私がこういったことに触れるのっていうのは、よく思わない方もおられるかもしれないんですが、女性特有の病気である子宮内膜症などは20歳から30歳代がもうなんか多いらしくて、症状によると不妊ということがあるそうです。20歳から30代といいますと、将来を考えていくと結婚、そして出産といったような計画を立てている場合には、お金がこれからいるために貯蓄の方に回したりしている。そういうお金が必要な時期にそういった若い女性の特有の病気です。不妊等につながっていくといったことがあるので、そういった女性特有の病気に対する補助というものをしっかり手厚くして。経済的な面でも、手厚く支援をしていただくということが人口増加、そして町長の言う未来の子どもたちへ繋がることではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） そういう病名ですね、女性にあるというのはもちろん存じておるんですけども、具体的にですね、そういった病気に対してのですね、対応について、こ

こでちょっと即答はできません。ちょっとまたそのあたりはですね、おそらく他にもいろんな病気があると思います。そういったところの対応についてですね、町としてどう考えていくかということについては、ちょっと検討させてください。お願いいたします。

○1番（城戸司君） 議長。

○町長（小野植正久君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。1例として病名を挙げさせていただきましたが、日本産婦人科学会の方で婦人科の病気といたら結構あるようなので、そういったところ、若い方も結構発症しているというようなことが書いてあります。若いから今後のためにお金、高齢だから自費でっていうことでは絶対ない、町民1人ひとり取り残さないように、しっかりと検討していただきたいと思いますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

2つ目の町長選の方の投票率の方に移りたいと思います。

文部科学省の主権者教育の参考資料に国政選挙の投票率は年々低下傾向、統一地方選挙の投票率も年々低下傾向とあります。2017年10月の衆議院議員選挙では、20歳代の投票率が33.85%で、60歳代の投票率が72.04%と倍以上。投票数は20歳代が423万票で、60歳代が2,318万票と3倍以上。高齢化社会による有権者数、票数の差は仕方ないかもしれませんが、若者の投票率の低さというものは、いずれにせよ問題であるかとは思います。

今回の町長選の投票率を見ると、高い順に70歳代の75.06%、60歳代の73.84%、50歳代の64.08%、次が18歳で57.97%、40歳代の56.23%、80歳代の55.46%、30歳代の49.86%、20歳代の33.03%で、19歳の23.36%、90歳以上は21.06%です。

18歳選挙権で高校在学中に選挙を経験したことということが、今後の若者の投票率の上昇に繋がればと期待する数字ではありますが、また若者の選挙離れの中には、面倒くさいや非効率的といった意見もあるので、インターネットで投票ができるという日が来ることに期待をするばかりであります。

総務省のホームページにある選挙の意義に「民主政治の原則である多数決は、人々の意見を集約し、決定する際に用いる方法です。より多くの支持を経たものを代表者とすることによって、政治の安定化を図ります。」とあります。投票することも棄権することも権利ですので、まさに選挙によって選ばれたみんなの代表の町長であるわけですが、前回の町議選より若干下がった投票率についてどのように分析し、考えているか伺いたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） はい。投票率についてのご質問でございます。1月26日に行われました内子町長選挙の投票率につきましては、前回、町議選、最も住民に身近な選挙でございますが、比較をしましても、3.34%下回るという結果となっております、議員ご

指摘のとおりでございます。

投票率の低下につきましては、町長選挙、町議会議員選挙に限ったことではなく、昨年10月に行われました衆議院議員総選挙、県知事選挙、参議院議員通常選挙につきましても、前回選挙での比較では低下をしており、歯止めがかけられない状況でございます。

下野議員のご質問でも答弁させていただきましたとおり、各年代の投票率等を踏まえまして、広報うちこ、防災行政無線、公用車による広報等の選挙啓発活動はもとより、内子町公式LINEを有効に活用して、子育て世代と思われる年代等、投票率の低調な年代に向けた啓発の内容に工夫するなど、期日前投票の投票率の向上に注力することが必要なのかなというふうに感じたところでございます。以上です。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。ありがとうございます。

私の分析としましては、国政選挙、統一地方選挙、そして近隣市町の市長選、議員の選挙であったりも下がっていると。この下がっているということが、今回の町長選、60代、70代が70%以上ということを考えますと、やはり年配の方は選挙によく行くといった傾向がある。80代、90代が50%台に下がって、90代では20%台に下がるということは、自分で投票に行くことが難しかったり、病気で投票に行けなかったりと、そういったところも考えられるのではないかと。高齢者、亡くなられたりで高齢者の数が少なくなって、今度は若者が増えていくということが自然と投票率が下がっている原因でもあるのかなといったように感じとることもできます。

投票率。よく投票率、投票率と言われるんですが、今回、この資料をいただいて見ているとですね、30代が仮に有権者数1,039人、100%投票しても、50代の64.08%の1,174人より少ない。この人口分布、年代の分布の差というのも、若者の投票離れ、選挙に対する諦めというか。「どうせ言っても変わらない。」「年寄りの意見ばかり聞かれて、俺らの意見は。」みたいな若者も、テレビで国政選挙なんか見たりしても思います。そういったところも考えられますので、町長、投票率ばかりでなく、ここのところでもちょっと絡めようと思ったんですけど、何卒、町民の数を満遍なく増やすように繋げていただけたことが、内子が日本の投票の模範となるような、平均的な数になるようなものに持っていけるんじゃないかと思うんですが、若者の投票率が低いというか、少ない若者というところ、町長どう考えるでしょうか。ちょっとお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。投票の面からというよりもですね、いろんな若者、若い人たちが内子に来ていただくという、移住とかですね。また移住で、定住ですけれどもね。そういうのはしっかりとですね、政策の中でも進めていって、その人たちがですね、内子の産業になってくれる。そういう方を増やしていく。そういうことはしっかりとやっていきたい

なというふうに思っております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） ありがとうございます。

そういった観点から、前回の町議選から3.34%下がった。これは社会減として捉えて、もう自信持っていただいていいと思いますので、しっかりとした町政運営を引き続き、今回もまた重ね重ねになるんですが、お願いしたらと思います。

（2）の方に移りたいと思います。

投票率を上げる取り組みとしまして、投票所の駐車場にキッチンカーの出店を許したり、投票済み証明書といったようなものを発行して飲食店でサービスを受けることができたという自治体もあるとメディアの方で見ました。内子町も取り入れてみてはどうかと思うんですけど、考えを伺いたいと思います。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治選挙管理委員会書記長登壇〕

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） それでは、城戸議員さんのご質問に選挙管理委員会書記長の立場でお答えをさせていただきます。

投票率を上げるため、期日前投票期間中や投票日当日に、公共施設などでのイベントの開催の申し込みなどがあった場合には、実施の可否について、まずは協議、検討をさせていただくことになると考えております。

催しにつきましては、投票所に付帯する施設等での演奏会などをはじめ、スポーツ大会であったり、また飲食を伴うイベントなど、いろんなことが考えられると思いますけれども、まずは町と町の選挙管理委員会、そして施設管理者、イベント主催者などが連携をとって、投票所における秩序の保持、また選挙の公平性の確保の観点から慎重に対応していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。ありがとうございます。秩序、そして選挙の公平性、これを第一に確保するというのも、それは非常に大切なこととは思いますが、仮に申し込みがあれば協議と言われたんですけど、答えを出すのはどれぐらいでできるのか。もう1ヶ月以上は前に提出してほしい、申し込んでほしいであるとか。あと、投票に行って手ぶらで帰ると思うんですけど、投票済みの証明書であったり、はがきの半券、角でも切ったようなものとか、そういったものは出せるのでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） はい。この件に関しましては、今まで想定したことがございませんでしたので、まずはそういったことがあるのであればですね、可能な限り早く情報をいただくなりしまして、町といたしましても、選挙管理委員会、また施設の管理者、また投票所、町内各地にございますので、地元、そういったところのご意見もお聞きしながらですね、検討していかなければならないと考えておりますので、それ相当の時間が必要だろうというふうに考えております。

また、証明書等の発行につきましても、具体的にこういったものがほしいということであればですね、その発行について可能なかどうかの、そういったところも含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。飲食店だけではないんですけど、店舗で投票率を上げるのであれば、投票に行ってきたら100円オフとか、そういったようなことをしようかな。ただ、どうやって投票行ったかの判断をしようかなあといった声も聞きます。なんで、そういった声もあるので検討をしていただいたらなあ。そして、仮にそういった店舗が自主的にやるということは問題はないのでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） はい。自主的にですね、されるということについては、おそらく問題はなかろうというふうに考えておりますけれども、そのときに選挙管理委員会がどのように関わっていくのかっていうことにつきましては、検討の余地があるというふうに思っております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） ありがとうございます。

前例がなく難しいことだと思いますので、僕の方に問い合わせがあったら、仮にね、私に投票したらオフになるみたいな、そういったような公平性に欠けるようなことはするなよといったアドバイスしかできないのかなと思いますので、問い合わせがあった場合には、広く対応していただいたらと思いますので、何卒よろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。

次の本会議は3月19日、午後1時30分に再開いたします。

本日はこれをもって散会します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 3時5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和7年3月第145回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和7年3月4日（火）
○開会年月日 令和7年3月19日（水）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（13名）

1 番	城 戸 司 君	2 番	塩 川 まゆみ 君
3 番	関 根 律 之 君	4 番	向 井 一 富 君
5 番	久 保 美 博 君	7 番	菊 地 幸 雄 君
8 番	泉 浩 壽 君	9 番	大 木 雄 君
10 番	山 本 徹 君	12 番	下 野 安 彦 君
13 番	林 博 君	14 番	山 崎 正 史 君
15 番	寺 岡 保 君		

○欠 席 議 員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	久保宮 賢 次 君	保健福祉課長	上 野 昌 宏 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君
建設デザイン課長	亀 内 重 範 君	会 計 課 長	田 中 哲 君
町並・地域振興課長	大 竹 浩 一 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
農林振興課長	大久保 裕 記 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	二 宮 大 昌 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第5号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 議事日程通告
- 日程第 3 議案第 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 4 議案第 5 号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 6 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 7 号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 8 号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 9 号 内子町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第10号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第13号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第14号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第15号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第16号 内子町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第17号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第18号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第19号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第20号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第21号 内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第22号 内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第23号 内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第24号 内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第25号 内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第26号 内子町斎場の指定管理者の指定について

- 日程第26 議案第27号 内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第28号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第29号 第127号 令和6年度坂町小公園整備工事に係る工事請負契約について
- 日程第29 議案第30号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第30 議案第31号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議案第32号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第32 議案第33号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第33 議案第34号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第35号 令和6年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第35 議案第36号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第36 議案第37号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第37 議案第38号 令和7年度内子町一般会計予算について
- 日程第38 議案第39号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第40号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
- 日程第40 議案第41号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第42号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
- 日程第42 議案第43号 令和7年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について
- 日程第43 議案第44号 令和7年度内子町水道事業会計予算について
- 日程第44 議案第45号 令和7年度内子町下水道事業会計予算について
- 日程第45 報告第3号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第46 発議第1号 内子町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第47 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第48 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第1 議案第46号 内子町教育委員会教育長の任命について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第48まで

午後 1時30分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、第119条の規定により、議長において、4番、向井一富議員、7番、菊地幸雄議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第5号）」のとおりであります。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 3 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第3 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る3月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第4号」について審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第4号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、刑法等の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「改正される条例の施行日は国からの通達で決まっていると思うが、議会への上程はどのように対応しているのか。」との質疑に対し、「改正される条例の施行日が決まったら、その施行日までに条例改正案を議会に上程することになる。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第4号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第4号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第4号」は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第4号」は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第 4 議案第5号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5 議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6 議案第7号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第4 議案第5号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第5 議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第6 議案第7号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上3件を一括議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る3月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第5号」、「議案第6号」、「議案第7号」の3議案について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第5号」から「議案第7号」までの3議案は、原案のとおり可決すべきものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

本3議案は、令和6年8月8日付け人事院勧告に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「災害時に支給される管理職特別勤務手当の支給状況は。」との質問に対し、「災害の大きさによっても違ってくるが、今年度は3日から4日と例年に比べれば少なかった。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第5号」、「議案第6号」、「議案第7号」の3議案は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第5号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第5号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第5号」は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第5号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第6号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第6号」は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、「議案第6号」は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、「議案第7号 内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第7号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第7号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第7号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第8号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第7 議案第8号 内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果についての報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る3月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第8号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第8号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により、「議案第8号」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第8号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第8号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第8号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第9号 内子町税条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第8 議案第9号 内子町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る3月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第9号」について審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第9号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「マイナンバーカードを利用した書かない窓口支援システムの利用状況は。」との質問に対し、「今年2月から導入しており、窓口で申請する約半分の方が利用しており、いい評価をいただいている。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第9号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第9号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第9号」は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第9号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第10号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第9 議案第10号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る3月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第10号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第10号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、国民健康保険運営協議会の答申を受け、国民健康保険税率等の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「税率が上がる今回の改正で未納が増える可能性があると思うが、今後どのような対応を考えているのか。」との質疑に対し、「制度の理解も含めて丁寧に説明するが、状況によっては、減免措置、徴収猶予、分割納付など、個別にその状況をみながら丁寧に対応し、徴収につなげていきたい。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第10号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。

○3番（関根律之君） はい。私は反対の立場から反対討論を行います。

本案は令和7年度以降の新たな税率、税額に改正することに伴う条例改正であり、所得割で12.4%から13.3%に0.9%引き上げるとともに、加入者1人ひとりにかかる均

等割額を4万8,500円から4万9,200円に700円増額。世帯ごとにかかる平等割を3万2千円から3万3,500円に1,500円増額するものです。

国民健康保険には、農業などの自営業者のほか、協会けんぽなどの他の公的医療保険制度に入れない非正規職員や無業者、74歳までの年金生活者などが加入しています。特に、定年退職後、74歳までの方の多くが国民健康保険に加入することから加入者の平均年齢が高く、高齢の方は医療費が多くかかることから、国保の医療費水準は公的医療保険のなかで最も高く、国保の保険料は、協会けんぽなどと比べて1.5倍から2倍にもなると言われています。

こうした状況のなか、多くの市町村が独自で行ってきた保険料水準を抑えるための一般会計からの法定外繰り入れは、国の方針により令和11年度までに廃止の方向性が示されています。しかしながら、現在でも地域の医療費水準に応じて保険税の税率、税額を決定する権限は依然として市町村にあり、法定外繰り入れを継続している市町村や保険税とは別に独自の支援策を講じている市町村も増えてきています。特に加入者1人ひとりにかかる均等割額は、子どもが多い家庭には大きな負担となっており、少子化を克服しようという社会の目標にも逆行しています。こうした状況のなか、医療費水準の上昇により、保険税の所得割を13.3%に増やし、均等割を増額する本改正条例案では、他の公的医療保険に比べて高い保険料水準を維持し、さらに値上げを図るものであり、物価やエネルギー価格上昇のなかで保険税の高さに苦しんでいる多くの国保加入者、とりわけ現役世代の子育て世帯には負担が大きく、当町でも何らかの策を講ずるべきです。また、同時に国や県にも国費の負担割合を増やすよう強く要請すべきです。

こうした状況を容認し、保険税の値上げを図る本案には反対します。以上です。

○議長（久保美博君） 賛成の討論はありませんか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎議員。

○14番（山崎正史君） 私は賛成の立場で討論いたします。公的保険の場合には、個人負担と共に企業の負担。保険料は折半となっております。保険料自体は、現実的には国民保険と類似はございません。医療についても、所得に対して、保険料というか医療費は、高額所得者は3割、減額2割の方もございます。そういう形を、国民保険も公的保険もそういう制度がありますので。それは保険というのは、国民それぞれがそれぞれを支えるための保険です。病院に行かない人、健康な人でも保険料は払っております。そういう意味合いから、国の保険システムを支えるためには、今のような状況にならざるを得ない。町としても、保険審議委員会を開いて決めた、可決された案件でございますので、私は今の行政側が出した変更で十分だというふうに考える立場でございますので賛成をいたします。

○議長（久保美博君） 他に討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第10号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第1

0号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。

よって、「議案第10号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第10 議案第11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第11号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第11号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の支援の方法に関する基準等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により、「議案第11号」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第11号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第11号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第11号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 2 号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第 1 1 議案第 1 2 号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る 3 月 4 日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第 1 2 号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第 1 2 号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員から、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により、「議案第 1 2 号」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第 1 2 号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第 1 2 号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第 1 2 号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 3 号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第12 議案第13号 内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第13号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第13号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により、「議案第13号」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第13号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第13号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第13号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13 議案第14号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第13 議案第14号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第14号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第14号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、内子町特別支援連携協議会委員の報酬を新たに定めるため、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「新たに学識経験者の報酬額を定めるということだが、これまで協議会には大学教授等の委員はいなかったのか。」との質疑に対し、「これまでも大学教授に委員についてもらっていたが、一般職相当額の報酬だったため、特別職相当額に改めるものである。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第14号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第14号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第14号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第14号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14 議案第15号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第14 議案第15号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第15号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第15号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、地方自治法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「附則に、地方自治法の一部を改正する法律に掲げる規定の施行の日から施行する、とあるが、具体的にいつから施行されるのか。」との質疑に対し、「地方自治法改正の公布日以降に国から政令が発せられた時点で施行することになるが、現在はまだその政令は発せられてはいない。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第15号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第15号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第15号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第15号」は、委員長報告のとおり可決されました。

**日程第 15 議案第16号 内子町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する
条例について**

○議長（久保美博君） 「日程第15 議案第16号 内子町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第16号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第16号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、水道法及び水道法施行令並びに水道法施行規則が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により、「議案第16号」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第16号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第16号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第16号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 17号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第16 議案第17号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第17号」についての審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第17号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。

本議案は、標準下水道条例及び下水道法施行令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「排水設備工事責任主任技術者（口述書：排水設備工事責任技術者）（46：45）①は兼任しても構わないとなっているが、どの程度、兼務が許されるのか。」との質疑に対し、「県内であれば兼務できることになっているが、兼務申請状況をみて、県の下水道協会が判断することになる。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第17号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第17号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第17号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第17号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 18号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（久保美博君） 「日程第17 議案第18号 内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第18号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果につきましては、「議案第18号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。

本議案は、地方自治法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により、「議案第18号」は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第18号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第18号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第18号」は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。午後2時30分より再開いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 18 議案第19号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第18 議案第19号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第19号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第19号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、上源台共同供給施設の使用者減少に伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「飲料水供給施設から除外される具体的理由は何か。」との質疑に対し、「極端な人口減少と高齢化により、滅菌などの薬品の管理が困難になるなど、地元の方が負担を感じる事が原因である。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第19号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第19号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第19号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第19号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19 議案第20号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第19 議案第20号 内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る3月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第20号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第20号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、内子幼稚園の閉園に伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「幼稚園舎の今後の活用は決まっているのか。」との質疑に対し、「まだ決まっていないが、活用検討委員会のような組織を作り、今後の活用を検討したいと考えている。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第20号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第20号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第20号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第20号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 20 議案第21号 内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第20 議案第21号 内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る3月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第21号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第21号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、内子幼稚園の閉園に伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により、「議案第21号」は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します

塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第21号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第21号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第21号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 21 議案第22号 内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第21 議案第22号 内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第22号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第22号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、2月18日に開催されました公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「例えば、入浴中の事故や施設に問題があつて損害賠償責任が生じた場合など、町としてどのように対応をするのか。」との質疑に対し、「基本的には指定管理者が対処することになるが、公の施設ということから町も連携して対処していきたい。」との答弁でありました。

討論では、「温浴施設については、公の施設として住民福祉に寄与していると思うが、観光ホテル部分については、住民福祉にどの程度、寄与しているか判断できない。観光ホテル部分は、町が土地を貸与し、施設を売却して、専門的な知識や経験を持った業者が経営にあたることが望ましいと考えるため、指定管理者としてこの団体を指定することには反対である。」との反対討論がありました。

一方で、「ホテルは、宿泊客に内子町の様々な食材を提供し、また交流人口の拡大も図ることも可能であるし、他の町内施設や観光施設の利用などが期待される。指定管理施設を町民のみの利用度だけで判断すべきではなく、内子町全体にどのような影響を与えるかということが考えられるかということを考えるため、選定委員会の決定を尊重し賛成する。」との賛成討論がありました。

採決の結果、「議案第22号」は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。

○3番（関根律之君） 私は本案に反対すべきものとして、反対討論を行います。

この施設は、五十崎の龍王公園内にある宿泊施設と温浴施設で、施設名はオーベルジュ内子です。指定管理者の評価にあたっては、内子町は毎年、指定管理者運営を評価するためのモニタリングシートの内容を見直して町長に報告し、公表していると副町長から説明がありましたが、町のホームページに公表されているのは令和2年度分のみです。指定管理期間を終了することに伴い、新たに指定管理者を指定するにあたり今回2団体の応募があり、公の施設指定管理者選定委員会で協議の結果、これまでの指定管理者を継続して指定したいということですが、選定委員会での協議内容について説明はなく、毎年見直し、更新しているとされる指定管理者運営評価シートの内容を委員会に示されないのでは、2団体のうち、なぜこれまで運営していた指定管理者が優位なのか判断できません。

公の施設とは、地方自治法第244条で住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設とされます。本施設のうち温浴施設部分については、町民の利用に供されており、十分に町民福祉の増進の目的に寄与していると判断できますが、一方、観光宿泊施設部分については、町民の宿泊利用はなく、レストラン施設についても、コロナ禍以降は町民の利用はあまりないという説明がありました。レストランの食材に内子町産の農産物等が使われているということですが、その量や金額について説明はなく、町民の利用に

供され、町民福祉向上に寄与される度合いについても判断ができません。宿泊料金や食事料金が高額である高級観光ホテルは、町民福祉に寄与するための公の施設として、そもそもふさわしくなく、指定管理ではなく、専門的知見や経営のノウハウがある業者等に売却などを検討するのが望ましいと考えます。

以上のことから、当施設に当団体を指定管理者として指定する本案に反対をいたします。

○議長（久保美博君） 賛成討論はありませんか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林議員。

○13番（林博君） はい。私は本議案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今、反対討論がありましたが、委員会でも私、主張をさせていただいたんですが、町民が町内の宿泊施設を利用するということは、ごく限られた利用で、ほとんど利用しないのが当然であろうと私は思います。そのなかにおいて、民間の宿泊施設も含めて、やはり町外の方が宿泊していただいたら、ただ町民の利用だけじゃなしに、総合的に大きな意味で内子町にメリットが大きいというふうに思います。

今回、指定管理者に指定する団体においては、過去においても十分その役目を果たし、選定委員会でも慎重に審議をされて決定をされておりますので、私はこの議案に賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（久保美博君） 他に討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第22号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第22号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。

よって、「議案第22号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第23号 内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第22 議案第23号 内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査結果並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第23号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第23号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

本議案は、2月18日に開催されました公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「この施設でのミニデイサービスの利用状況は。」との質疑に対し、「昨年実績で年間113回、利用者数851人の報告を受けている。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第23号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第23号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第23号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第23号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 23 議案第24号 内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第23 議案第24号 内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第24号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第24号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、2月18日に開催されました公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「石畳ゆずりは会は、農産物の加工品製造を行っているということだが、指定管理施設の厨房等を使って加工品製造を行っても問題はないのか。」との質疑に対し、「加工品については、石畳ゆずりは会代表の自宅敷地内の工房で製造している。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第24号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第24号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第24号」は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第24号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 25号 内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第24 議案第25号 内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第25号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであります。審査結果については、「議案第25号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。

本議案は、2月18日に開催されました公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により、「議案第25号」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第25号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第25号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第25号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 25 議案第26号 内子町斎場の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第25 議案第26号 内子町斎場の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る3月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第26号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第26号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。

本議案は、2月18日に開催いたしました公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「斎場の指定管理者からは経営が苦しいとの話を聞くが、火葬料金の値上げなどは検討できないのか。」との質問に対し、「火葬料金の値上げは町民の負担につながるので慎重に検討しなければならないが、指定管理料については、来年度から改善したいと考えている。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第26号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第26号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第26号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第26号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 27号 内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第26 議案第27号 内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第27号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第27号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、2月18日に開催されました公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「指定管理施設に行く途中の県道の改良工事は、いつ完成するのか。」との質疑に対し、「全体の3分の2が終わってはいるが、完成までには、まだまだ時間がかかると考えられる。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第27号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第27号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第27号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第27号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 27 議案第28号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第27 議案第28号 内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第28号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第28号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、2月18日に開催いたしました公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「指定管理施設のうち、水元共同給水施設と吉野川飲料水供給施設は、今後、上水道区域に入るが、その場合に上水道への加入金は新たに発生するのか。」との質問に対し、「加入金は発生する。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第28号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第28号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第28号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第28号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 28 議案第29号 第127号 令和6年度坂町小公園整備工事に係る工事請負契約について

○議長（久保美博君） 「日程第28 議案第29号 第127号 令和6年度坂町小公園整備工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る3月4日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第29号」について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第29号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑について、ご報告いたします。

本議案は、2月18日付けで工事請負仮契約を締結したので、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「公園の植栽の計画はあるのか。」との質疑に対し、「今回の契約の中には事業内容として入れ込んでおらず、例えば、地域の方による植栽を行うなど、別事業として取り組む予定である。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第29号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第29号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第29号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第29号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 29 議案第30号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（久保美博君） 「日程第29 議案第30号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。山本予算決算常任副委員長、登壇願います。

○予算決算常任副委員長（山本徹君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本副委員長。

〔山本徹予算決算常任副委員長登壇〕

○予算決算常任副委員長（山本徹君） ご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議案第30号 内子町一般会計補正予算（第7号）について」、3月10日、11日、12日の3日間、委員13名全員出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑、討論をし、慎重な審査を行いました。

審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、「議案第30号」は否決すべきものでございます。

説明を受けた内容並びに主な質疑等についてご報告をいたします。

「議案第30号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,941万9千円を追加し、歳入歳出予算を124億6,176万円とするものです。前年同期と比較し7.9%の増額となっています。

今回の補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関わる事業と、事業費の決算見込み、財源の確定等による予算の調整が主な内容となっております。

委員の質疑においては、歳入の使用料及び手数料で、町営バス、デマンドバスの運賃収入が減額されていることについて、委員から「バスの利用者が減少し、経営も厳しくなるなかで、今後、効率のいい交通手段を何か考えているのか。」との質疑に対し、「例えばライドシェアの導入や町中を走るデマンドバスなど、現在の課題を解決できる地域公共交通計画を今年度中に策定する予定である。」との答弁がありました。

7款商工費について、生活応援プレミアム付きデジタル商品券事業を実施するための委託料として、1,483万9千円を増額補正しており、委員から「今回のアプリを活用したデジタル商品券は、前年の紙ベースの商品券より経費が倍かかるが、なぜデジタル商品券にしたのか。」との質疑に対し、「今後、増えつつあるインバウンド客の対応を含め、キャッシュレス化を進める事業の一環でもあるため。」との答弁がありました。

8款土木費について、木造住宅耐震改修等事業費補助が745万1千円減額補正されており、委員から「耐震診断や耐震工事事業をさらに進めるために、来年度以降、町民に対して、どのような周知方法を考えているのか。」との質疑に対し、「現在、内子分庁で耐震シェルターの展示を行うなど広報活動を進めているが、さらに今後はパンフレットの配布や自治会館等へのパネル展示を行うなど、制度を知ってもらう取り組みを進めたい。」との答弁がありました。

10款教育費について、学校施設トイレ環境整備工事費が1,442万5千円減額補正されており、委員から「複数年かけて学校のトイレ環境の整備を進めるということだが、いつ全てが完了する予定なのか。」との質疑に対し、「校舎、体育館、屋内運動場など、整備が必要な部分は令和8年度までに完了する。」との答弁がありました。

討論では、生活応援プレミアム付きデジタル商品券事業について「アプリを活用するデジタル商品券にすることによって、これまでの紙ベースの商品券より経費が2倍かかるうえに、また町民が等しく利用できないことから反対である。」との反対討論がありました。

一方で、「デジタルと紙ベースの両方での商品券事業では、そのメリットが薄まることなど、様々な方法を検討したなかでの事業選択であるため賛成する。」との賛成討論がありました。

採決の結果、「議案第30号」は、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

○議長（久保美博君） 委員長の報告に対する質疑を省略します。

山本副委員長、席にお戻りください。

本案に対しては、泉浩壽議員ほか2名から、お手元にあるとおり、修正の動議が提出されています。従って、これを本案と併せて議題とします。

修正案提出者の説明を求めます。

○8番（泉浩壽君） 議長。

○議長（久保美博君） 泉浩壽議員。

〔泉浩壽議員登壇〕

○8番（泉浩壽君） それでは、「議案第30号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議について」説明させていただきます。

発議者は、私、泉浩壽と大木雄議員、城戸司議員であります。

本動議を、地方自治法第115条の3及び内子町議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

本修正動議の提出理由は、本事業は、スマホなどのアプリを活用してデジタル商品券を販売し、物価高騰の影響を受けた生活者、また商店を支援するというものです。しかし、実際には、スマホ等を使い慣れていない高齢者などや、QRコード決済を導入していない商店にとっては恩恵を受けられない可能性があります。物価高騰で生活に困っている町民を支援するという本事業の目的を十分に果たすことはできないと考えます。

また、今回のデジタル商品券は、これまでの紙ベースの商品券を発行するより経費が2倍程度かかるということであり、紙ベースにすれば、その余剰経費を商品券の原資に充てることも可能であります。

本事業は、物価高騰の影響を受けた町民のための事業であります。よって、もっと町民の声を幅広く聴きながら計画内容を精査し、より広く町民ができるよう再考を求めるため、デジタル商品券事業に係る予算6,483万9千円を減額するものです。

その内容については、次のページをご覧ください。

「議案第30号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）に対する修正案」

「議案第30号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）」の一部を次のように修正する。

第1条中、1億3,941万9千円を7,458万円に、124億6,176万円を123億9,692万1千円に改める。

また、第1表歳入歳出予算補正と、2ページの第2表繰越明許費を、それぞれ記載のとおり改めるものであります。

その内容については、3ページからの修正に関する説明書のとおりであります。

以上、「議案第30号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議」について説明をさせていただきました。議員の皆様のご賛同をお願いし、修正案の説明を終わります。

○議長（久保美博君） これより、修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

ありませんので。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ちょっと質問なんですけれども、この修正動議を出して、では代案としてはどのようなものをお考えですか。

○8番（泉浩壽君） はい。それは、紙ベースにおける商品券というのを希望したいと思います。

○議長（久保美博君） 他、ありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

泉議員、席にお戻りください。

「議案第30号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）について」の修正案及び原案の討論を行います。討論はありませんか。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野議員。

○12番（下野安彦君） 私は原案に対して賛成ということです。それというのは修正動議に対して、だから反対という討議を討論したいと思います。

いち早く、住民に物価高騰に対する助成をしていくという対応なんですけども、今回はスマホによるデジタルというところが一番問題に揭げられているんじゃないかというふうに私は捉えます。

この議会でも、ペーパーレスに向けて取り組んで、このタブレットにするようになりました。タブレットの使用に慣れていない方には、紙ベースでという形も一応、配布されておると思います。それで、国はやはりデジタル化に向けて進めておりますし、すべてがそのような対応をしていきたいんですけども、慣れていない方はどうしても仕方ないということで紙ベースで配っておりますけれども、今回、これまた先程の質問にもありましたが、紙ベースでという形になりましたが、それをする事によると、また時代を逆行していくような気がします。

私が一番心配するのは、これからどの商店、商工の関係の方もですけども、デジタルに向かった対応をしていかないと、若い世代の方たちがもうキャッシュレスでスマホ対応でやっていくお店にしか寄らなくなっている時代なんですよね。この内子町の事業者が生活していくために、事業を運営していくために、紙ベースでないとやっていけないということを選択されたならば、今後この内子町のまちづくりに、町長が言われるように若い人が中学校を卒業し、高校に行かれ、大学に行かれても、外で勉強して多くのことを学んで、この内子町に帰ってくるようにお願いしますということを言っても、この自治体がデジタル化が全然進まないのであれば、不便な町に帰っていけないんじゃないかと。それならば、もう東京とか都会の一極集中のスマホ対応のキャッシュレスでやっていける自治体を選ぶ。そういうことになるのではないかと私は不安になります。やはり高齢化している事業者の

方たちも、これからのことを考えれば、安い金利でやれるようなデジタル対応のQRコード読み取り機なども、多くの会社から出ております。そういった対応をしていかなければ、どんどんと若者は流出していくのではないかと考えております。

高齢の方もスマホを利用されております。今回このデジタル化した商品に対しても、使えるお年寄りの方、苦手な方もどんどんと勉強をして使っていけば、これほど便利なものはありません。私はこの間、確定申告e-taxでも、スマホ対応に今年からやってみました。紐づけされていますから、いろんな領収証などを探して見失うというのはなかったんですけども、スマホでやると、すべてどこそこの病院でどれだけかかったかも全部ついてきますし、あらゆる申告したときの税金の徴収された分に対しても、すべてがもう紐づけされていますから、書類を作るのが楽です。いかに慣れるかということが大事だと思います。

そのためには、多くの自治体で高齢者の方へのデジタルデバインドの方の講習会が開かれたり、まあ財政が豊かなところでしょうけど、スマホの補助金も出されているところもあります。ですから、行政も商店街やそういう高齢者の方、デジタルデバインドの方への勉強会を持ったりして、そういった変えるものは変えていくという、そういうことも若者に適応した自治体に向かってやっていくことは、私は大事だと思います。変えてはならないのは、内子座や、最近の春神楽とかの、ああいった伝統文化的なものはしっかりとアナログでもう起こしていかなければなりません、変えるところは変えていくべきだと私は思い、元の補正予算に賛成ということ、修正動議に反対という討論をいたします。

○議長（久保美博君） 他ありませんか。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸議員。

○1番（城戸司君） 私は修正動議の方、賛成という立場での討論をさせていただきたいと思います。私自身はキャッシュレス決済も使っておりますし、便利です。高齢の方にも、おつりの計算とか、綺麗にしなくて、もらい忘れもないしという説明等はしていけば、これほど便利なものはない。今、下野議員さんが言われたとおり、便利なものはないというのも肌で感じておりますが、現状の内子町内におきまして、それが悪意がなくても軽犯罪に繋がる可能性があるわけです。払い忘れがあったり。それはお店側がしっかりと利用できるかで、消費者側もしっかりと利用できるかということになってくると思います。

先日、松山の方の大型デパートの方で買い物したときに、キャッシュレス決済を私がしたとき、決済画面を見せてくださいと。そのあとにレシートを渡しますということでした。ということは、普及はしているんですけど、払ったつもりだけど払えていないというような状況も想定されるからだと思います。2年ほど前に、キャッシュレス決済、QRコード決済の方で事業としてされたと思いますが、その後、事業者の中では、QR決済の方をやめたところもあると聞きます。この2年間で、店舗側に普及をしていたのか、そして敬老会等で講習等していたのかということですね。そういったことを十分に周知しているのであればなんですが、現状の内子町内の状況においては、まだ、そう対応はしきれていないのでは

ないかというところを感じております。将来的にはそういった方に向かっていくという、ベクトルというものを向けるのは正しいとは思っておりますが、現状の町内を見たときに、今はそれが正しいのか、今回はまだ紙が正しいのではないかといったような観点から、このような立場での討論とさせていただきます。

○議長（久保美博君） 他、ありませんか。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。私は原案賛成、修正動議反対の立場で討論させていただきます。

先程、下野議員からもありましたけれども、まさにデジタル化、本当にデジタルデバイド、デジタル格差というものは、個人だけではなく、自治体の間でもこれから大きな問題となっていくことは間違いありません。そして、このもちろん今回、物価高、皆さんの生活支援の事業ですので、現在、困窮している人を助けていくというのは、とても大切なことであるのは重々承知しております。そして、コロナ禍からこちら、国の方からも、また県や町からもいろんな支援策が行われてきました。今回も住民税非課税世帯に対しては3万円の現金給付、子どもの加算なども同時に組み合わせられております。紙も、去年は何かね、ちゃんと1世帯ごとに配布してやりましたけれども、確かに私もいろんな方から聞くのは、やはり紙の使い勝手の悪さ。特に、若年層の方たちにとっては、まず今回の額面をいくらにするかという問題があるんですけれども、例えば500円、千円にした場合に、おつりが出ない。また紙自体を持ち忘れるとか、使い勝手という面では利便性が悪いところも確かにあるんですね。もちろんスマホを日頃使いこなされていない方にとっては、紙の昔ながらの商品券がそれは最も便利なことなんですけれども、今回このキャッシュレス決済でやれば、1円単位でお財布を持たずに使える。そして、予算決算でも町の方から説明がありましたが、本当これまで、これまでのいろんな支援策で自分たちには恩恵が全くないと感じられているような世帯に対して、今回はあなたたちを中心にやっているんだというメッセージにもなると思うんですね。

これ本当とても難しいことなんですけど、1つの事業で、あらゆる属性のあらゆる年代、いろんな町民の方すべてが等しく満足していただけるというのは本当に難しいことです。もちろん、最小の費用で最大の効果を狙っていくのが町の事業の大切なことでありますけれども、なので町長が委員会の中で説明された今回はそのような若年層、そして商工業者の人たちが、これを機会にデジタルを使ってもらおうという、その事業の意図は私は十分理解ができるものであります。確かに導入に2倍の経費がかかるといいますが、今回この国の支援金を活用してその部分をカバーできますし、先程、泉議員からありました紙ベースの商品券に戻すということなんですけれども、これは前回のときにもあったように集計の手間、事業者さんの方の集計の手間もありますし、またこれをまとめて振り込みをしなきゃいけないと。今回の本会議でも、要は振込手数料が値上がりしまして、もう1件110円になりまして、

これは例えば締め切りのタイミングであるとか、この見えない部分での町の負担というもの、私たち議会はちゃんとそこを見て事業を判断しなければいけないと思います。

これは決して高齢者の方とか、スマホを使えない方々を取り残すわけではない。これ何も紙に限らず、例えばQRコードをプリントして、店頭などで。役場が対応して、QRコードのプリントを持って説明するとか、いろんなやり方考えられると思うんですね。これをただ単に、単に高齢者、スマホに対応していない人に配慮して紙に戻すということは、先程、下野議員がおっしゃったように本当に時代に逆行することであり、この先、町外の観光客ましてやインバウンドに力を入れていきたい内子町は絶対にデジタル決済は避けて通れないんです。これをこの機会に導入したいという町のお気持ちは本当よく分かりますんで、私はこの事業には原案賛成、修正動議反対という立場で討論いたします。以上です。

○議長（久保美博君） 他、ありませんか。

○9番（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木議員。

○9番（大木雄君） 私は修正動議に賛成の立場で討論をいたします。

この事業は、あくまでも物価高騰に対して経済支援ということですので、町民すべての方が土俵に上がる場を作るべきであって、土俵ができて、上がる、上がらないはその人の考えであると思います。また、デジタル決済については、それは今後進めていく事業であることは周知をしておりますけども、抱き合わせでこの事業をするというのではなく、別事業として新たに取り組むべきではないかと思います。

また、これ、QRコードでやった場合に、売れ残った場合にですね、住居地に関係なく、先着順に二次販売を行うとあるわけですね。これ、町民に対しての救済措置であるのに、なぜ町外、関係外の方に販売をしなければならないのかという疑問がありまして、私は賛成、原案に反対し、修正動議に賛成をいたします。

○議長（久保美博君） 他、ありませんか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎議員。

○14番（山崎正史君） 私は原案賛成、修正反対で討論させていただきます。

今回の、先程、下野議員、塩川議員からありましたように、これからはデジタルで、やはり進んでいくというのは国の方針でもあります。私自身もQRコード、なかなか使いにくいです。アプリも入れていない。しかしながら、今回の予算、原案予算は、今までは非課税世帯、それと準非課税世帯といいますか。そういう方々に、令和3年度から1月臨時議会で可決しました給付金事業。今まで、ほとんどは非課税世帯に対応しての給付金事業です。今回組まれたのは、すべての人に平等に救護する。それは自らがQRコードのアプリを入れてやるという事業です。使えない人もおろうとは思いますが、しかし、その事業は使用期限が、私の記憶に間違いがなければ今年いっぱい。12月末まで。その自分が買った部分は使えるわけですね。その間にできない人は覚える。先程、下野議員が言われたように、例えば6

月補正で、例えばの話ですよ。組むか、組まないかは別。スマホを買うのに補助金を出すとか、いろんな町単事業はまた組めると思うんですよ。そういうなかで、高齢者指導教室も開く、そういう形の中でやっていけば、すべての人はスマホで決済をできる。それで、インバウンドで来た人もほとんど現金持たない世界ですから。僕は現金主義ですから、現金を持ちます。でも、全体を考えた場合。これから我々が他所に出たとき、そういったときをすべてを考えれば、やはり今回の事業を進めながら、やはりデジタルに慣れるようにやっぱり使っていくというような形するのが今後の姿だと思いますので、私は原案賛成、修正反対の意見として述べさせていただきます。

○議長（久保美博君） 他ありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。

○3番（関根律之君） はい。私は修正案に賛成、原案に反対の立場から討論をします。

そもそも、今回の国の交付金の目的は、何度も述べられているように物価高騰の影響を受けた生活者に対してのものであります。そして第1弾としては、住民税非課税世帯に3万円プラス子育て世帯。非課税の子育て世代に給付されたわけですが、町長も今回、事業目的の説明の中でもおっしゃられたように、その非課税世帯にあたる約3,000世帯、内子町の7,000世帯のうちの非課税世帯以外の4,000世帯に向けた支援をしたいんだということをおっしゃられていました。

今回のやっぱり国のこの交付金の目的からすると、やはりですね、困窮している非課税世帯以外の方にも恩恵が受けられるものである必要があると思うんですね。この間、コロナ禍の頃から、様々な支援方法で住民税非課税世帯というものがあつたんですが、実はその住民税非課税世帯よりも少しだけ上の世帯というのが本当は一番苦しいんだというようなことを言う人もたくさんいらっしゃいます。ですから、そういう意味で言うと、段階的に非課税世帯以外でも、所得の低い人から順にこう、差をつけるというのが望ましいんですが、それをやると、さすがに経費が非常にかかるということで、ある程度、一律というところは仕方ないところだと思います。

私はやっぱり今回反対する理由のひとつに、この経費が、6,400万円のうちの経費が1,480万円と非常に割合として多くかかり過ぎだというのがあります。デジタル決済のための事業を行うことは、私はそのものは否定はしませんが、また新たに別事業でですね、町単独でも、別のやり方があるのではないかというふうに思います。ですから、今回はなるべくこぼれ落ちる住民税非課税世帯以外の方で困窮している方にも、なるべく広く行き渡るように、紙の商品券の方が私はベターだと思います。

以上のことから、修正案に賛成します。以上です。

○議長（久保美博君） 他、討論はありませんか。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 原案賛成、修正案反対の立場で討論させていただきます。

執行部の方からもご説明があったと思うんですけども、今まで物価高騰対策っていうのが、やっぱり高齢者向けというような感じで進められておりまして、若者世代が、我々はその物価高、平等に物価高だというのに、我々世代にその恩恵がないのはいかなものかっというようにことで説明されよったと思います。そのとおりであると思います。それにデジタル化、これは避けては通れないんじゃないかなと思います。このこともですね、この機会にしっかりと進めていくっていう覚悟も執行部の方から見られますので、そういう意味で、原案賛成、修正案反対の立場で討論させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（久保美博君） 他ありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

それでは、「議案第30号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は否決です。

まず、本案に対する泉浩壽君ほか2名から提出された修正案について採決します。

お諮りします。本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） そのまま、ちょっとお待ちください。

着席してください。

起立多数です。よって、修正案は可決されました。

次に、ただ今、修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第30号」の修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。午後4時から開会いたします。

午後 3時50分 休憩

午後 4時00分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 30 議案第31号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第 31 議案第32号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 32 議案第33号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第 33 議案第34号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算
(第2号) について

日程第 34 議案第35号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算
(第3号) について

日程第 35 議案第36号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算(第2号) につ
いて

日程第 36 議案第37号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算(第2号) につ
いて

○議長(久保美博君) 「日程第30 議案第31号 令和6年度内子町国民健康保険事業
特別会計補正予算(第3号) について」から「日程第36 議案第37号 令和6年度内子
町下水道事業会計補正予算(第2号) について」までの補正予算7議案を一括議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。山本予算決算常任副委員長、登
壇願います。

○予算決算常任副委員長(山本徹君) 議長。

○議長(久保美博君) 山本副委員長。

〔山本徹予算決算常任副委員長登壇〕

○予算決算常任副委員長(山本徹君) ご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において予算決算常任委員会に付託されました「議案第31号」か
ら「議案第37号」までの7件の補正予算について、3月10日、11日、12日の3日間、
委員13名全員出席のもと、慎重な審査を行いました。

審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、「議案第31号」
から「議案第37号」までの令和6年度補正予算7議案は、原案のとおり可決すべきもので
ございます。

議案ごとに、説明を受けた内容並びに主な質疑等についてご報告をいたします。

まず、「議案第31号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
について」は、歳入歳出それぞれ1億2,148万1千円を減額し、歳入歳出予算を18億
5,428万4千円とするものです。

委員の質疑において、雑入に不正利得徴収金として66万8千円増額補正されており、
「医療マッサージ施術所から医療費の不正請求があったとのことだが、どのような内容な
のか。」との質疑に対し、「職員がレセプト点検で発見したもので、訪問診療を行っていない
にもかかわらず、行っているように不正請求していたものである。」との答弁でありました。

討論では、「内子町は農業や自営業者も多く、それらの国保加入者を支援していくために
も、財源補填など、様々な支援が必要と考えるため反対である。」との反対討論がありまし
た。

一方で、「国保税は安い方がいいが、平等性を保つ観点から、一般会計から財源補填する
ことは反対であるので、予算案に賛成である。」との賛成討論がありました。

採決の結果、「議案第31号」は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は、歳入歳出それぞれ1,352万1千円を減額し、歳入歳出予算を2億8,997万3千円とするものです。

委員の質疑において、機械器具費として、31万3千円減額されており、「静脈認証装置とは、どのような装置なのか。」との質疑に対し、「特定の人物のみ機械が操作できるように、指の静脈で本人確認をする装置である。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第32号」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第33号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は、歳入歳出それぞれ3,697万5千円を減額し、歳入歳出予算を2億7,878万9千円とするものです。

委員の質疑において、「それぞれの給付費が減額補正されているが、その要因は要介護認定者が減ってきているためか。」との質疑に対し、「ある程度余力をもった予算額を計上しているため、給付実績にあわせて減額補正するもので、要介護認定者が減ったということではない。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第33号」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」は、歳入歳出それぞれ1万5千円を追加し、歳入歳出予算を1,357万3千円とするものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第34号」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第35号 令和6年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第3号）について」は、歳入歳出それぞれ453万7千円を減額し、歳入歳出予算を4,016万8千円とするものです。

委員の質疑において、「土日祝日の宿直を2人体制から1人体制にしたとのことだが、平日を2人体制のままにしている理由は。」との質疑に対し、「基本的には男女生徒がいるため、2人体制が望ましいが、土日祝日は人のやりくりがつかないため、やむを得ず1人体制にした。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第35号」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」は、収益的収入及び支出の補正では、収入は、水道使用料等の減により1,914万5千円の減額、支出では、修繕費、減価償却費の減などにより1,955万4千円を減額するものです。

また、資本的収入及び支出の補正では、収入は重要給水施設配水管耐震化事業などを前倒しするため、企業債と補助金をあわせて2億8,802万5千円の増額、支出については、3億8,700万円の増額となっています。

委員の質疑において、「重要給水施設配水管耐震化の補助率はどの程度か。」との質疑に対し、「補助率は3分の1で、補助事業で実施するのは本管の工事のみである。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第36号」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「議案第37号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」は、収益的収入及び支出の補正であり、収入については、428万2千円の減額。支出についても、428万2千円の減額となっています。

委員の質疑において、「埼玉県で下水道管に起因する陥没事故があったが、内子町の下水道管は、どの程度の大きさなのか。」との質疑に対し、「浄化センターに向けてのまとまった汚水を溜めて送る管路で、管径は500mmで、町のなかを流れる管路は150mmが一番多い管である。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第37号」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、令和6年度、補正予算7議案について、報告を終わります。

○議長（久保美博君） 委員長報告に対する質疑を省略します。山本副委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第31号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第31号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第31号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。

よって、「議案第31号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第32号 令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結します。

「議案第32号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第32号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第32号」は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第33号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第33号」の採決を求めます。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第33号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。

すみません。もう一度。

全員賛成です。

よって、「議案第33号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第34号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第34号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第34号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第34号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第35号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、討論を終結します。

「議案第35号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第35号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。

よって、「議案第35号」は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第36号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第36号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第36号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第36号」は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第37号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第37号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第37号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第37号」は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第 37 議案第38号 令和7年度内子町一般会計予算について
日程第 38 議案第39号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第 39 議案第40号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
日程第 40 議案第41号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計予算について
日程第 41 議案第42号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
日程第 42 議案第43号 令和7年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について
日程第 43 議案第44号 令和7年度内子町水道事業会計予算について
日程第 44 議案第45号 令和7年度内子町下水道事業会計予算について

○議長（久保美博君） 「日程第37 議案第38号 令和7年度内子町一般会計予算について」から「日程第44 議案第45号 令和7年度内子町下水道事業会計予算について」までの当初予算8議案を一括議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。山本予算決算常任副委員長、登壇願います。

○予算決算常任副委員長（山本徹君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本副委員長。

〔山本徹予算決算常任副委員長登壇〕

○予算決算常任副委員長（山本徹君） 去る3月4日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「令和7年度当初予算」8件について、3月10日、11日、12日の3日間、委員13名全員出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑、討論をし、慎重な審査を行いました。

審査の結果については、当初予算8議案は、原案のとおり可決すべきものでございます。

議案ごとに説明を受けた内容並びに主な質疑等についてご報告をいたします。

「議案第38号 令和7年度内子町一般会計予算」につきましては、継続事業や義務的経費を中心とした予算編成であり、歳入歳出予算を、それぞれ100億3,000万円とするもので、予算規模は前年度当初予算と同額です。

主な質疑について報告します。

2款総務費においては、委員から「ふるさと納税をさらに進めるにあたり、もっと大手のふるさと納税サイトを取り入れることは検討はされているか。」との質疑に対し、「現在、楽

天とかアマゾンなど、内子町では11サイトで運用しているが、今後も大手サイトをどんどん取り入れていきたい。」との答弁がありました。

次に、3款民生費においては、委員から「保育園は朝7時から受け入れができるが、小学校に入学後の放課後児童クラブの早朝の受け入れは検討されたか。」との質疑に対し、「そういう要望があるのは承知しているが、指導員が不足していることなど、課題が多いため実施できていない。しかし、今後、前向きに検討したい。」との答弁がありました。

次に、4款衛生費においては、委員から「PFASの調査は、水源については調べることになっているが、産業廃棄物処理施設の排水も調べることになっているか。」との質疑に対し、「今後、環境省としても調査項目として検討され、何らかの提示がなされるという情報は聞いている。」との答弁がありました。

次に、7款商工費においては、地域活性化起業人負担金に560万円予算計上されており、委員から「JTBから継続して職員の派遣を求めなければならない理由は何か。」との質疑に対し、「来年度から観光振興計画の実践の1年目となるので、専門的知見を持つ人材が必要なため、募集をかけた。」との答弁がありました。

また、小田深山スキー場については「自然雪が望めない場合、降雪機による雪の確保をしなければならないが、その水源池の水が不足しているとのことだが、その原因は何か。」との質疑に対し、「現在、不足する水の根本的な解決策は打ち出されていないが、今後、安定的な水源の確保を指定管理者とも協議していきたい。」との答弁がありました。

次に、10款教育費においては、委員から「現在、図書館の司書資格を持っている職員は会計年度任用職員ということだが、今後、正職員を配置する予定はないのか。」との質疑に対し、「今年の4月から新規採用の正職員の司書を配置する。」との答弁がありました。

以上、「議案第38号 令和7年度内子町一般会計予算について」は、多くの質疑がなされました。

採決の結果、「議案第38号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、特別会計5件、事業会計2件についてですが、まず「議案第39号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を17億6,404万8千円とするもので、前年度比1億9,890万2千円の減額予算編成です。

委員の質疑においては、「歳入において国保税の滞納繰越分が720万円計上されているが、この金額はどのように算出しているのか。」との質疑に対し、「実際の滞納している金額に、これまでの実績収納率をかけた見込み額を予算計上している。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第39号」は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第40号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を3億233万円とするもので、前年度比116万4千円の減額予算編成です。

委員の質疑においては、「歳出における徴収費が昨年度に比べかなり減額しているが、その要因は何か。」との質疑に対し、「歳出の徴収費は徴収にかかる事業経費であり、事務端末機器を今年度は購入しないため減額となっている。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第40号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第41号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を28億6,267万7千円とするもので、対前年度比19万3千円の減額予算編成です。

委員の質疑においては、「介護報酬が改定された影響で、訪問介護の事業者が全国的に閉鎖に追い込まれているとの報道を耳にするが、町内の事業所の現状はどうか。」との質疑に対し、「内子町においては、事業継続が難しいという情報はいただいていない。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第41号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第42号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を1,413万6千円とするもので、対前年度比70万8千円の増額予算編成です。

委員の質疑においては、「ケアマネジメントの外部委嘱の委嘱状況は。」との質疑に対し、「町内の居宅介護支援事業所に7カ所、町外の事業所に8カ所を委託しており、年間延べ件数が約1,600件である。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第42号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第43号 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」は、歳入歳出予算を4,641万9千円とするもので、対前年度比504万7千円の増額予算編成です。

委員の質疑においては、「小田分校の生徒の人数と町内出身の生徒、県外者の人数構成は。」との質疑に対し、「県外生徒が29人、町内を除く県内生徒が31人、町内の生徒が22人で、合計82人である。」との答弁がありました。

討論では、「町外の寮生1人あたりの35万円は優遇しすぎである。物価の値上がり、エネルギー価格も値上がりしているなかで、入寮費の値上げをすべきであり、多くの部分を町が負担する予算案には反対である。」との反対討論がありました。

一方で、「小田分校の生徒たちは、小田地域全体で育てられており、生徒たちも小田地区を第二の故郷として育っている。現在の政策を継続することによって、小田分校が存続し、地域も活性化すると考えるため、予算案に賛成する。」との賛成討論がありました。

採決の結果、「議案第43号」は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第44号 令和7年度内子町水道事業会計予算について」は、収益的収入及び支出では、収入において、水道事業収益の総額を4億4,058万3千円と見込み、支出においては、水道事業費用の総額を4億2,693万5千円、計上しており、対前年度比0.9%の増となっております。

続いて、資本的収入及び支出では、収入総額を2億9,607万7千円を計上し、支出総額については、3億8,070万5千円を見込み、対前年度10.3%の減となっております。

委員の質疑においては、「水道施設の耐震化も重要だが、水道管の耐用年数や老朽化などを考慮して工事をすすめるべきだと考えるが、今後どのように整備を進める方針なのか。」との質疑に対し、「現在、老朽化と耐震化を並行して進めているが、併せて有収率の向上も進めており、優先順位をつけて、平準化を図りながら整備を進めたい。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第44号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「議案第45号 令和7年度内子町下水道事業会計予算について」は、収益的収入及び支出では、収入は、下水道事業収益の総額を2億9,466万9千円と見込み、支出においては、下水道事業費用として、2億9,466万9千円を見込んでおり、昨年度と比較して2.9%の増となっております。

続いて、資本的収入及び支出では、収入総額を1億2,950万9千円を見込み、支出総額を1億9,770万3千円を見込んでおり、対前年度38.4%の減となっております。

委員の質疑においては、「2基あるオキシデーションディッチのうち、1基のみ耐震実施設計を予定している理由は何か。」との質疑に対し、「施工年度の違いで、2基のうち1基はすでに耐震化済みである。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第45号」は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 委員長報告に対する質疑を省略します。

山本副委員長、席にお戻りください。

ただ今、時刻は午後4時40分を過ぎております。審議内容からして、午後5時までに終了することが難しいと考えられますので、内子町議会会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を議事終了時までと延会することを宣告いたします。

それでは、続きまして、討論、採決については議案ごとに行います。

まず「議案第38号 令和7年度内子町一般会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結します。

「議案第38号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第38号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第38号」は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第39号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。

○3番（関根律之君） 私は先程の国保税の改正条例について反対しましたがけれども、この国保の令和7年度の当初予算は新しい改定税率に基づく当初予算でありますので、先程の反対の同じ理由により当案に反対をいたします。

○議長（久保美博君） その他、討論はありませんか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎議員。

○14番（山崎正史君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

先程の補正でもありましたように、国保会計は国保税のなかで一般会計から繰り入れしないでやっていくというのは、令和11年度頃にはそういう形でしていったら、一般会計の繰り入れはいずれ禁止とするということもありますので、やはり特別会計である国保会計は、国保税が上がる可能性はありますが、そういう形のなかで運営をしていくのが本来の形だと思いますので、私はこの当初予算に賛成をいたします。

なお、今年度も一般会計のなかでは国保会計に1億4,300万円程度は繰り入れしています。それでまだ今年度は運営しています。7年度。それを11年度頃には、その繰り入れをどのように減らしていったら国保税を調整していくかという今後の課題だと思います。以上の形なので、私は賛成いたします。

○議長（久保美博君） 他、討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結します。

「議案第39号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第39号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。

よって、「議案第39号」は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第40号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第40号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第40号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第40号」は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第41号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第41号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第41号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第41号」は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第42号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結します。

「議案第42号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第42号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第42号」は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第43号 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。

○3番（関根律之君） 私は反対の立場で討論します。

これまでも何度も反対をしてきましたが、基本的に同じ理由です。寮生の寮費というのと、部屋の光熱費というのを徴収しているわけですが、寮費で徴収している約3万円は食費名目ですけれども、この間の食費の値上げの分が含まれていないですし、昼食代の部分も含まれていない。だから、実質的に昼食代は町が出しているというようなことになっています。

それと管理費についてもですね、寮の運営にあたって、その管理人の方に来ていただいて見ていただくということであつたり、部屋以外の部分の光熱水費についても町が拠出しているということになっています。これはあまりにも町民でない高校生、保護者世帯に対して金額が拠出しすぎであると。1人あたり35万円です。それが寮生見込みで約50名で2,000万円あまりというのが課題であると再三申し上げてきたわけです。町民の高校生、今、

小田分校生全校生徒のうち、約3割に満たないわけです。小田出身の高校生も、おそらく約半数が小田分校に通っていますけれども、半分は小田分校以外の高校に通っていると。今後、ますます少子化が加速していった町内の子どもが減るわけですが、小田出身の中学生がどの程度、小田分校に通いたいのか。町内の高校生がどの程度、その高校へ通いたいのかということも調査をしたうえでですね、今後の小田分校支援策ということも総合的に考えるべきだというふうに私は思います。これまでと同様に、他の寄宿舎の寮費、高校ですね。の金額と同等程度ということで金額を抑えてきましたけれども、やはりもう私はこの寮費の徴収金額についても見直すべき時期にきていると考えます。

以上のことから反対です。

○議長（久保美博君） 賛成討論はありませんか。

○8番（泉浩壽君） 議長。

○議長（久保美博君） 泉議員。

○8番（泉浩壽君） 私は賛成の立場で討論をいたします。小田分校では、学校の存続を最重点課題とした「地域みらい留学」による全国募集に力を入れております。寮生からは充実した寮生活のための施設整備が小田分校振興対策連絡協議会を通した小田分校への支援が継続され、小田分校の魅力化を推進しているところであります。行政と地域が一体となって分校存続に努めているのも特色のひとつとなっております。寄宿舎内だけにとどまらず、「おばちゃん食堂」をはじめ、地域の有志の方々による食事会の開催など、様々な取り組みを熱心に行っており、全国から集まった寮生との交流・支援のなかでやりがいや絆が生まれ、道の駅せせらぎのイベント時には高校生が出店するなど、地域との波及効果が生まれてきております。

小田分校は小規模ではありますが、大学へ進学する生徒には先生方とのマンツーマンでも指導をされるとともに、県内以外への就職にも熱心に取り組まれていて、令和6年度33名の卒業生のうち30名の卒業生が大学・専門学校への進学予定と聞いております。また、昨年度の卒業生においては、今年、東京大学に合格されたとの吉報も入っており、これまでの取り組みが評価されるなかで、多様な学びの場を提供することができる分校として環境が整いつつあると感じております。本予算によって、生徒たちが安心して学び、成長できる環境を整え、関係人口の構築による地域全体の活性化に寄与することができるものと考えますので、令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について適正なものと考え、賛成をいたします。

以上。

○議長（久保美博君） 他、討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第43号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第43号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。

よって、「議案第43号」は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第44号 令和7年度内子町水道事業会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第44号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第44号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第44号」は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、「議案第45号 令和7年度内子町下水道事業会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結します。「議案第45号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第45号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第45号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 45 報告第3号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）

○議長（久保美博君） 「日程第45 報告第3号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第3号」につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて報告するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「報告第3号 専決処分の報告について」説明申し上げます。

資料の1の2、追加議案の1ページをお開きください。

今回、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め、和解いたしました件につきましては、町が管理いたします町道中町線の道路陥没による事故に伴うものでございます。

2ページをお開きください。

事故の概要でございますが、令和7年7月14日、土曜日、午前10時30分頃、相手方が駐車場から町が管理する町道中町線へ左折して侵入した際に、町道中町線の中央部が陥没し、相手方所有の車の前輪が陥没した穴に落下し、車体を損傷したものでございます。

同日、10時50分頃、報告を受けた町職員が現場へ急行し、相手方へ謝罪し、受け入れていただき、お身体等の状態を伺ったところ、特に異常はないということでしたが、夜になり首の調子が悪いから通院することになったとの報告を受けました。

その後、令和6年8月16日、物損にかかる示談書を取り交わさせていただき、令和6年8月19日の全員協議会において事故の経緯、原因を説明したうえで、物損にかかる示談書について報告させていただきました。

また、人身にかかる保障については、通院が終わったのちに示談書を交わさせていただき、あらためて報告することとしておりました。

物損にかかる損害賠償の額は6万9千444円でございます。

3ページをお開きください。

今回、令和7年2月21日に町契約の保険会社から対人賠償の金額資料が届きましたことから、相手方と人身にかかる示談書を取り交わさせていただき、正式に和解が成立したため、同日付けで専決処分を行ったものでございます。

相手方保険会社へは、令和7年2月27日に支払いを完了しております。

人身にかかる損害賠償の額は、15万4,945円でございます。

道路陥没の原因につきましては、昭和50年代に施工された道路への埋設物の雨水管が損傷したことによる路床土の吸い出しでございまして、現在、復旧作業に着手し、3月末完成の予定でございます。

なお、今後は同様の雨水管が施工されている路線について再点検を行うとともに、必要な箇所については調査を実施するなど、よりいっそうの管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

誠に申し訳ございませんでした。

以上、「報告第3号 専決処分の報告について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告のとおり受理することといたします。

日程第 46 発議第1号 内子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（久保美博君） 「日程第46 発議第1号 内子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者であります総務文教常任委員長に趣旨説明を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） それでは、「内子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を説明申し上げます。

議案書1の2の4ページをご覧ください。

「発議第1号 内子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」。

内子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定めることにつき、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに、内子町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

令和7年3月19日提出。

提出者 内子町議会 総務文教常任委員会
委員長 塩川 まゆみ

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正条例案は、次のページ、5ページ目をご覧ください。

また、その改正内容の詳細については、議案等説明資料にありますのでご参照ください。

以上、「内子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきました。

よろしく、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

これより「発議第1号」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。午後5時15分から再開いたします。

午後 5時 5分 休憩

午前 5時15分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

お諮りします。ただ今、小野植町長より「議案第46号 内子町教育委員会教育長の任命について」が提出されました。これを日程に追加し、「追加日程第1」として、ただちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、「議案第46号 内子町教育委員会教育長の任命について」を「追加日程第1」として日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第46号 内子町教育委員会教育長の任命について

○議長（久保美博君） 「追加日程第1 議案第46号 内子町教育委員会教育長の任命について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第46号 内子町教育委員会教育長の任命」につきまして、現教育長であります林純司氏が令和7年3月31日任期満了となるため、引き続き、林純司氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

林氏は、昭和36年9月20日のお生まれで、内子町内子1737番地にお住まいでございます。

昭和59年4月、旧内子町職員として採用されて以降、産業振興課、教育課、総務課、自治・学習課、議会事務局などを経験され、令和4年4月1日に教育長任命後は、教育、行政の先頭に立ち、教育改革懇談会や部活動地域移行に関する取り組み、また新型コロナ禍やコロナ後の学校教育、社会教育及び地域づくり活動の振興に尽力され、人格、識見ともに内子町教育委員会教育長に適任であると存じます。

なお、任期は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） 本案に関して、地方自治法第117条の規定を準用し、林教育長の退席を求めます。

〔林純司教育長退席〕

○議長（久保美博君） 本案に対する質疑を許します。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事関係でございますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、討論を省略し、ただちに採決に入ります。

お諮りします。本案を原案のとおり、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

従って、本案は原案のとおり、これを同意することに決定いたしました。

林教育長の入場を求めます。

〔林純司教育長入場〕

○議長（久保美博君） 林教育長にお伝えします。ただ今、満場一致をもって、内子町教育委員会教育長に同意されましたので、ここにお伝えします。

ご挨拶があるようでしたら許可いたします。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

〔林純司教育長登壇〕

○教育長（林純司君） ただ今、教育長の再任に対しまして、議会の皆様のご同意をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

あらためまして、その職責の重さを実感いたしますとともに、身の引き締まる思いでございます。ここで貴重なお時間をいただきましたので、ご挨拶をさせていただきます。

急激な少子高齢化、人口減少が進むなかで、内子町の教育を取り巻く環境も大きく変容しております。ご承知のとおり、自治会においては役員などの担い手不足、各種社会教育団体

や伝統文化継承団体の後継者不足は深刻化を増しており、今まで継続することが当たり前だったことが実施をするのに困難な状況となってきております。

また、学校教育においては、児童生徒数の減少により、小・中学校の適正規模、適正配置を考える時期にきております。さらに、中学校における部活動の地域移行も進めていく必要がございます。

このように課題は山積しておりますが、3月議会定例会の小野植町長の招集あいさつにありましたように、内子町がこれから迎えるであろう縮充社会のなかで、私は教育が果たす役割はとても大きいのではないかと考えております。子どもから大人までのすべての住民が縮小している社会のなかで、自分たちの生活を充実させていくこと、生活の質を上げていくこと、人生を楽しんでいくことに社会教育、学校教育などの地域の教育力が大きく影響していくことは間違いないと思います。これからの内子町の教育をどう進めていくのか、大変難しい舵取りになろうかと思えます。もとより、浅学非才の私にこのような重責が担えるのか本当に不安でございますが、議員各位、そして小野植町長をはじめとする職員の皆様からのご支援、ご指導を引き続き賜りながら、誠心誠意、努力し、職責を果たしていく所存でございます。今後も精一杯、頑張ってまいります。

以上、簡単ではございますが、私からのお礼とご挨拶にさせていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

日程第 47 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（久保美博君） 「日程第47 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項において、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで議会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし。〕の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 48 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（久保美博君） 「日程第48 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

議事を閉じましたので、ここで3月末をもってご退任されます6名の方々よりご挨拶をお受けしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

まず、大久保裕記農林振興課長、お願いいたします。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保裕記農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） 失礼します。この度の3月定例議会をもちまして退任するにあたり、皆様にご挨拶の機会をいただき、ありがとうございます。

振り返りますと、これまでの間、議員の皆様からのご質問に対し、うまく答弁できなかったことも多々ございます。その点につきましては、お許しをいただけたらと思います。

また、在任期間中に皆様からいただきましたご指導、ご教授に厚くお礼を申し上げます。私にとりましては、非常に勉強になりましたし、本当に貴重な経験をさせていただきました。

また、これまでの間、私を支えていただきました町長、副町長をはじめ、各課の課長や職員の皆様に、今、感謝の気持ちでいっぱいでございます。

結びになりますが、内子町議会のますますのご発展と皆様のご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、退任にあたっての挨拶とさせていただきます。これまで本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（久保美博君） 次に、大竹浩一町並・地域振興課長、お願いします。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） まず、はじめに貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。私事ではございますけれども、昭和58年4月に旧小田町に入庁してから気づけば42年という長い歳月、内子町で大変お世話になりました。

思い起こせば、入庁当時、旧小田町は国から財政再建団体の指定を受けており、行政の事務諸手続きや事業は、国の許可がなければ実施できない状況下にあります。私の初めての配属先は総務課で、まさにその財政再建の業務を担っていた部署でした。その2年後には、先輩職員の並々ならぬ努力の甲斐あって、財政再建に終止符を打つことができました。

それ以降、私は、財政、税政、行政と、旧町では総務系の事務にあたり、合併後は畑違いの産業系の仕事につきました。その間、愛媛県庁に二度、4年間の出向経験をさせていただきました。特に愛媛県東京事務所での2年間は、主に企業誘致を行うため、企業先のアポイント取りや県産品等、観光PRを行うため、各所に足を運び、慣れない営業活動に苦労しましたが、そのときの経験や人脈が、今では私の大きな財産となり、武器となっています。

この3月末で退任いたしますが、定年延長であと2年の猶予をいただきました。この2年で42年間の公務員経験と人脈を活かし、町に住民の福祉の種をまき、花を咲かせ、明日に橋を架ければと思っておりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き、ご指導、ご鞭撻のほどをいただきますようお願いを申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。短い期間ではありましたが、本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（久保美博君） 続いて、上石由起恵保健センター長、お願いします。

○保健センター所長（上石由起恵君） 議長。

○議長（久保美博君） 上石保健センター長。

〔上石由起恵保健センター所長登壇〕

○保健センター所長（上石由起恵君） 本日は、長時間のご審議大変お疲れのなか、このようなお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は昭和62年4月に保健師として旧五十崎町役場にお世話になりました。保健師の業務は、妊娠期から乳幼児、高齢者へと全住民が対象であり、健診や相談を通じて、微力ではありますが、内子町民の健康寿命の延伸に寄与できればと日々仕事をしてまいりました。

就職当時、赤ちゃん訪問をした新生児は、今では40歳手前のよき社会人となっていることを考えますと、随分、時間が経過したと感じる今日この頃です。

職業柄、人前で喋ることには慣れていると思っておりましたが、神聖な議場での初めての答弁はとても緊張したことを思い出します。ひとつ思うことに、この議場には女性が3人という事実です。管理職にさせていただいてからは、「後輩の女性に道を示す。できれば、その道は通りやすい道を。」と思って仕事をしてきました。特に専門職にとって、大変なことも多くありますが、後に続く後輩が増えることを期待しております。

3年間ではありましたが、議員の皆様には、ご指導やあたたかいお声がけに感謝し、そして、ここにお集まりの皆様方のご多幸とご健勝をお祈り申し上げ、議場での最後の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（久保美博君） 続いて、黒澤賢治総務課長、お願いします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 3月議会定例会の最終日に、この貴重な時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

私が初めてこの議場に立たせていただきましたのは、平成31年6月議会でございます。自治・学習課長として1年10ヶ月。そして、総務課長として4年2ヶ月、合計6年間の長い間、議員の皆様には時に厳しく、また時に寛大にご指導いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

この6年間を振り返りますと、この場所に立たせていただき、様々な議案のご説明をさせていただいたり、また一般質問にお答えをさせていただきながら、議員の皆様と議論を深めることができました。私がこの場所に立てましたのも、ここの場所からは見えませんが、日々、事務所、執務室におきまして私を課長として支えていただきました職員の皆さん、そして先輩方、そういった方々の支えやお力添えがあつてのことだというふうに思っております。職員の皆様の存在なくして今の課長としての私の存在はなかったらというふうに思っております。まずは、何をおきまして、職員の皆さんに心からの感謝とお礼を申し上げねばならないというふうに思っております。

また、未熟な私をお導きいただき、また成長させていただきましたのは、議員の皆様はもちろんですが、理事者、または上司の皆様の存在があつてのことというふうに思っております。皆様方のまちづくりに対する熱い思い、また仕事への向き合い方、そうした一挙手一投足に、私の生き方の多くを学ばせていただきました。お世話になりました皆様方に、心からのお礼を申し上げたいと思っております。

私も4月からは立場は変わりますが、心を新たに、また一から初心に帰って微力を尽くしたいというふうに思っております。議員の皆様方におかれましては、どうぞご自愛いただきまして、今後とも内子町の先覚者としてご活躍をいただきますとともに、内子町の発展のためにご指導を賜りますようお願い申し上げまして、私の最後のお礼のご挨拶とさせていただきます。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（久保美博君） 続いて、田中哲会計課長、お願いいたします。

○会計課長（田中哲君） 議長。

○議長（久保美博君） 田中会計課長。

〔田中哲会計課長登壇〕

○会計課長（田中哲君） それでは、失礼いたします。

私は会計管理者兼会計課長として、令和2年6月議会で初めてこの議会に出席させていただきました。議会では、常に張り詰めた空気のなか、条例の制定や改廃、予算の承認、決算の認定をはじめ、町民生活に直結する施策、また町行政の方向性について活発な議論をされ、私はこの議場に毎回緊張して出席をしておりました。議会はまちづくりのために議論する場であり、私にとって得難い貴重な体験をさせていただきました。長い間、大変お世話になりました。議会の皆様をはじめ、ご出席の皆様に厚くお礼を申し上げます。

この議場にご出席の皆様には、引き続き、町民のため、そして老いも若きも住み続けることができる素晴らしいまちづくりに向けて、よい方向に導いていただきたいと思います。そのためにも、今後、内子町議会の発展と町政のますますの発展を祈念申し上げます。大変、長い間お世話になりました。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（久保美博君） 最後に、前野良二議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（前野良二君） 議長。

○議長（久保美博君） 前野議会事務局長。

〔前野良二議会事務局長登壇〕

○議会事務局長（前野良二君） それでは、退任するにあたり、このような発言の機会をいただきまして、まずはお礼を申し上げます。

局長として最後の議会もやっと終わり、正直ホッとしているというのが、今の気持ちでございます。局長として3年間勤めさせていただき、様々なことを経験させていただきました。議会改革における議員報酬の改定、また、こども議会の開催とか、議会のインターネット録画中継、沖縄宜野座村との議員交流の取り組み、そして、今回の3月議会も含めて、内子町議会始まって以来の二度の予算の修正動議など、様々なことがあったわけですが、議員の皆さんが目指しておられた、開かれた議会に向けての議会改革と二元代表制としての議員の役割を果たすことに微力ながら貢献できたのかなと考えています。

実は私、役場に入庁して、自治体労働組合運動に携わる時間が長かって、そのなかで「住民の繁栄なくして自治体労働者の幸せはない」という言葉に出会って、その言葉を実践しようと、今まで職務に専念してきましたが、そのことが実際に実践できたかどうかは自信がないところでございます。しかし、まだ決して実際に退職するわけではありませんで、これからもその言葉を実践できる機会はあるのだと思っています。今日たくさんこの紙を用意してきて、もっと喋ろうと思ったんですけど、時間の関係上、喋れませんが、まだ3月31日まで事務局に座っておりますので、何かお話することがあれば、ぜひまた来て喋っていただきたいと思います。

結びになりますが、本当に3年間至らなかった私を支えていただいたことに心より感謝を申し上げます。いよいよ、議員の皆様もこれから忙しくなると思います。今後も、議員の皆様のそれぞれのお力で内子町議会が発展し、内子町がよりよい町になることをご祈念申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（久保美博君） ありがとうございました。

議会としましては、長年にわたり、大変お世話になりました。

ここで、感謝の気持ちを込めまして、議員会より花束を贈りたいと思います。贈呈は、議員を代表して、寺岡保議員、山崎正史議員、林博議員、下野安彦議員、山本徹議員、大木雄

議員にお願いしたいと思います。皆さん、前にお並びください。職員の方も前に出てきていただけたらと思います。

それでは、同時に花束を贈呈したいと思います。それでは、贈呈お願いします。

〔花束贈呈〕

○議長（久保美博君） 大変ありがとうございました。

それでは、最後に小野植町長、ご挨拶をお願いいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案について、一部お認めいただけなかったことについて、残念に思っております。その案件は、一般会計補正予算の内子町生活応援プレミアム付きデジタル商品券事業になりますけれども、この制度につきましては、予算決算常任委員会等で説明申し上げましたとおり、これまで国の制度により非課税世帯等に対して、給付金の給付をはじめ、手厚く支援をされてきた事実がありましたので、今回、国の物価高騰対策重点支援地方創成臨時交付金を活用した事業については、働き手世代を中心とした課税世帯にも支援が届くよう、また今度、事業者や町民の皆様がキャッシュレス決済など、デジタル化への理解が得られるチャンスとし、併せて、より経済効果が高まるよう制度設計したものでございました。しかしながら、物価高騰対策を止めるわけにはまいりませんので、今回の議員の判断を重く受け止め、議案審議のなかで出た意見等を参考に、本事業に代わる制度を検討してまいりたいと考えています。

最後になりますが、本議会においてご承認いただきました案件について感謝申し上げ、町長としての挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（久保美博君） 以上をもちまして、令和7年3月第145回内子町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 5時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第145回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
発議 1	内子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	R7.3.19	R7.3.19	原案可決

2. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 4	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 5	内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 6	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 7	内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 8	内子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 9	内子町税条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 10	内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 11	内子町介護保険条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 12	内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決

議案 13	内子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 14	内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 15	内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 16	内子町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 17	内子町下水道条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 18	内子町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 19	内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 20	内子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 21	内子町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 22	内子町総合交流促進施設の指定管理者の指定について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 23	内子町共同福祉施設の指定管理者の指定について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 24	内子町農村体験宿泊施設の指定管理者の指定について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 25	内子町川登筏の里交流センターの指定管理者の指定について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 26	内子町斎場の指定管理者の指定について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 27	内子町小田深山観光施設（小田深山溪谷関連施設）の指定管理者の指定について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決

議案 28	内子町飲料水供給等施設の指定管理者の指定について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 29	第127号 令和6年度坂町小公園整備工事に係る工事請負契約について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 30	令和6年度内子町一般会計補正予算（第7号）について	R7.3.4		
	①修正案	R7.3.19	R7.3.19	可決
	②修正案を除く原案	R7.3.4	R7.3.19	可決
議案 31	令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 32	令和6年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 33	令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 34	令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 35	令和6年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第3号）について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 36	令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 37	令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 38	令和7年度内子町一般会計予算について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 39	令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 40	令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 41	令和7年度内子町介護保険事業特別会計予算について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決

議案 42	令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 43	令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 44	令和7年度内子町水道事業会計予算について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 45	令和7年度内子町下水道事業会計予算について	R7.3.4	R7.3.19	原案可決
議案 46	内子町教育委員会教育長の任命について	R7.3.19	R7.3.19	原案可決

議員提出議案

発議第1号

内子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

内子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めることにつき、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに内子町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和7年3月19日提出

提出者 内子町議会 総務文教常任委員会
委員長 塩川 まゆみ

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、内子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものである。

(別紙)

内子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

内子町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年内子町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。